

議案及び説明 並びに参考資料

令和8年3月定例会

池田市

目 次

1	報告第 1 号 処分報告について	1
	専決第 1 号 令和7年度池田市一般会計補正予算（第12号）	3
	説 明	7
	参 考	15
2	報告第 2 号 処分報告について	27
	専決第 2 号 令和7年度池田市一般会計補正予算（第13号）	29
	説 明	31
	参 考	43
3	報告第 3 号 池田市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について	54
	計 画 書	別冊
4	議案第 1 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	55
	説 明	57
	参 考	58
5	議案第 2 号 池田市立多世代交流センター条例の制定について	60
	説 明	71
	参 考	74
6	議案第 3 号 池田市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部改正について	76
	説 明	79
	参 考	80
7	議案第 4 号 池田市手数料条例の一部改正について	83
	説 明	85
	参 考	86
8	議案第 5 号 池田市ダイバーシティセンター条例等の一部改正について	87
	説 明	109
	参 考	114
9	議案第 6 号 池田市立コミュニティセンター条例の一部改正について	142
	説 明	145
	参 考	146

10	議案第 7 号	池田市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正について	149
		説 明	151
		参 考	152
11	議案第 8 号	池田市国民健康保険条例の一部改正について	154
		説 明	165
		参 考	167
12	議案第 9 号	池田市介護保険条例の一部改正について	191
		説 明	195
		参 考	196
13	議案第 10 号	池田市北部大阪都市計画国道 176 号沿道地区地区計画の区域内に おける建築物の制限に関する条例の一部改正について	199
		説 明	203
		参 考	205
14	議案第 11 号	池田市都市公園運動施設条例の一部改正について	210
		説 明	212
		参 考	213
15	議案第 12 号	池田市水道事業給水条例の一部改正について	216
		説 明	218
		参 考	219
16	議案第 13 号	池田市下水道条例の一部改正について	221
		説 明	223
		参 考	224
17	議案第 14 号	池田市立学校施設の目的外使用に関する条例の一部改正について	225
		説 明	229
		参 考	231
18	議案第 15 号	池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部改正について	235
		説 明	240
		参 考	241
19	議案第 16 号	池田市道路線の認定について	246
		参 考	247
20	議案第 17 号	池田市教育委員会委員の任命について	248
21	議案第 18 号	財産区管理委員の選任について	249

22	議案第19号	令和7年度池田市病院事業会計補正予算(第3号)	別冊
23	議案第20号	令和7年度池田市水道事業会計補正予算(第4号)	別冊
24	議案第21号	令和7年度池田市公共下水道事業会計補正予算(第3号)	別冊
25	議案第22号	令和7年度池田市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	別冊
26	議案第23号	令和7年度池田市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)	別冊
27	議案第24号	令和7年度池田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第5号)	...	別冊
28	議案第25号	令和7年度池田市一般会計補正予算(第14号)	別冊
29	議案第26号	令和8年度池田市病院事業会計予算	別冊
30	議案第27号	令和8年度池田市水道事業会計予算	別冊
31	議案第28号	令和8年度池田市公共下水道事業会計予算	別冊
32	議案第29号	令和8年度池田市国民健康保険特別会計予算	別冊
33	議案第30号	令和8年度池田市財産区特別会計予算	別冊
34	議案第31号	令和8年度池田市介護保険事業特別会計予算	別冊
35	議案第32号	令和8年度池田市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
36	議案第33号	令和8年度池田市一般会計予算	別冊

報告第1号

処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事項について次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和7年度池田市一般会計補正予算（第12号）

令和8年2月27日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

物価高対応子育て応援手当の給付を開始することに伴い、予算化する必要が生じたので専決処分したものである。

専決第1号

令和7年度池田市一般会計補正予算（第12号）

令和7年度池田市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 328,552千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46,272,495千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和8年1月8日 専決処分

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,889,570	328,552	9,218,122
	2 国庫補助金	594,424	328,552	922,976
歳入合計		45,943,943	328,552	46,272,495

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		21,731,158	328,552	22,059,710
	2 児童福祉費	9,471,918	328,552	9,800,470
歳出合計		45,943,943	328,552	46,272,495

第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当給付事業	39,838

報告第1号 説明

令和7年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一般会計第12号

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	8,889,570	328,552	9,218,122
歳入合計	45,943,943	328,552	46,272,495

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 民生費	21,731,158	328,552	22,059,710	328,552			
歳出合計	45,943,943	328,552	46,272,495	328,552			

歳

入

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国 庫補助金	276,283	328,552	604,835	10 物価高対応 子育て応援 手当給付事 業費補助	328,552	物価高対応子育て応援手当給付事業費補助 328,552 追加
計	594,424	328,552	922,976			

出

歲

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 児童福祉 総務費	5,617,413	248	5,617,661	248				3 職員手当等	248	時間外勤務手当 248 追加
2 子育て 支援費	3,521,074	328,304	3,849,378	328,304				10 需用費	260	消耗品費 128 追加 印刷製本費 132 追加
								11 役務費	2,691	通信運搬費 1,019 追加 郵便料 手数料 1,672 追加
								12 委託料	5,353	電算委託料 4,950 追加 封入封緘業務委託料 403 追加
								18 負担金補助 及び交付金	320,000	交付金 320,000 追加
計	9,471,918	328,552	9,800,470	328,552						

補正予算給与費明細書

一般職

()内は、短時間勤務職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	(1,061) 人 681	千円 1,791,151	千円 2,981,712	千円 2,973,397	千円 7,746,260	千円 1,490,431	千円 9,236,691
補 正 前	(1,061) 人 681	1,791,151	2,981,712	2,973,149	7,746,012	1,490,431	9,236,443
比 較	(0) 人 0	0	0	248	248	0	248

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	増 減 事 由
	補 正 後	千円 185,537	物価高対応子育て応援手当給付事業に伴う増加
	補 正 前	185,289	
	比 較	248	

参 考 资 料

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		17,143,300	—	17,143,300
	1 市 民 税	8,227,300	—	8,227,300
	2 固 定 資 産 税	6,706,000	—	6,706,000
	3 軽 自 動 車 税	148,500	—	148,500
	4 市 た ば こ 税	560,000	—	560,000
	5 入 湯 税	5,000	—	5,000
	6 都 市 計 画 税	1,496,500	—	1,496,500
2 地 方 譲 与 税		239,600	—	239,600
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	41,000	—	41,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	134,000	—	134,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	49,000	—	49,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	15,600	—	15,600
3 利 子 割 交 付 金		37,000	—	37,000
	1 利 子 割 交 付 金	37,000	—	37,000
4 配 当 割 交 付 金		166,000	—	166,000
	1 配 当 割 交 付 金	166,000	—	166,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		210,000	—	210,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	210,000	—	210,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 法人事業税交付金		340,000	—	340,000
	1 法人事業税交付金	340,000	—	340,000
7 地方消費税交付金		2,500,000	—	2,500,000
	1 地方消費税交付金	2,500,000	—	2,500,000
8 ゴルフ場利用税交付金		70,000	—	70,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	70,000	—	70,000
9 環境性能割交付金		60,000	—	60,000
	1 環境性能割交付金	60,000	—	60,000
10 地方特例交付金		86,500	—	86,500
	1 地方特例交付金	86,000	—	86,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	500	—	500
11 地方交付税		6,100,000	—	6,100,000
	1 地方交付税	6,100,000	—	6,100,000
12 交通安全対策特別交付金		12,000	—	12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000	—	12,000
13 分担金及び負担金		322,558	—	322,558
	1 負担金	322,558	—	322,558

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		990,809	—	990,809
	1 使用料	733,429	—	733,429
	2 手数料	256,438	—	256,438
	3 証紙収入	942	—	942
15 国庫支出金		8,889,570	328,552	9,218,122
	1 国庫負担金	7,117,180	—	7,117,180
	2 国庫補助金	594,424	328,552	922,976
	3 国庫委託金	78,443	—	78,443
	4 国庫交付金	1,099,523	—	1,099,523
16 府支出金		3,706,080	—	3,706,080
	1 府負担金	2,896,406	—	2,896,406
	2 府補助金	413,742	—	413,742
	3 府委託金	77,963	—	77,963
	4 府交付金	317,969	—	317,969
17 財産収入		33,902	—	33,902
	1 財産運用収入	21,536	—	21,536
	2 財産売払収入	12,366	—	12,366
18 寄附金		238,370	—	238,370

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 寄 附 金	238,370	—	238,370
19 繰 入 金		2,621,310	—	2,621,310
	1 繰 入 金	2,621,310	—	2,621,310
20 諸 収 入		1,339,119	—	1,339,119
	1 延滞金加算金及び過料	20,000	—	20,000
	2 市 預 金 利 子	1,312	—	1,312
	3 貸付金元利収入	141,600	—	141,600
	4 収 益 事 業 収 入	400,000	—	400,000
	5 受 託 事 業 収 入	1,500	—	1,500
	6 雑 入	774,707	—	774,707
21 市 債		835,700	—	835,700
	1 市 債	835,700	—	835,700
22 繰 越 金		2,125	—	2,125
	1 繰 越 金	2,125	—	2,125
歳 入 合 計		45,943,943	328,552	46,272,495

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		383,198	—	383,198
	1 議 会 費	383,198	—	383,198
2 総 務 費		5,171,658	—	5,171,658
	1 総 務 管 理 費	3,996,927	—	3,996,927
	2 徴 税 費	570,861	—	570,861
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	314,300	—	314,300
	4 選 挙 費	162,030	—	162,030
	5 統 計 調 査 費	95,977	—	95,977
	6 監 査 委 員 費	31,563	—	31,563
3 民 生 費		21,731,158	328,552	22,059,710
	1 社 会 福 祉 費	10,405,835	—	10,405,835
	2 児 童 福 祉 費	9,471,918	328,552	9,800,470
	3 生 活 保 護 費	1,853,025	—	1,853,025
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		3,848,000	—	3,848,000
	1 保 健 衛 生 費	2,339,269	—	2,339,269
	2 清 掃 費	1,508,731	—	1,508,731
5 労 働 費		14,469	—	14,469

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 労働諸費	14,469	—	14,469
6 農林水産業費		51,492	—	51,492
	1 農林費	51,492	—	51,492
7 商工費		259,559	—	259,559
	1 商工費	259,559	—	259,559
8 土木費		3,077,562	—	3,077,562
	1 土木管理費	509,207	—	509,207
	2 道路橋りょう費	480,699	—	480,699
	3 河川費	44,553	—	44,553
	4 都市計画費	1,871,478	—	1,871,478
	5 住宅費	171,257	—	171,257
	6 災害防止費	368	—	368
9 消防費		1,404,729	—	1,404,729
	1 消防費	1,404,729	—	1,404,729
10 教育費		6,041,559	—	6,041,559
	1 教育総務費	1,730,664	—	1,730,664
	2 小学校費	760,186	—	760,186
	3 中学校費	407,119	—	407,119

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 幼稚園費	278,742	—	278,742
	5 給食センター費	907,554	—	907,554
	6 社会教育費	1,957,294	—	1,957,294
11 公債費		3,753,882	—	3,753,882
	1 公債費	3,753,882	—	3,753,882
12 諸支出金		61,218	—	61,218
	1 防災費	61,218	—	61,218
13 予備費		145,459	—	145,459
	1 予備費	145,459	—	145,459
	歳出合計	45,943,943	328,552	46,272,495

歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計
義務的経費	26,252,211	248	26,252,459
人件費	9,768,231	248	9,768,479
扶助費	12,730,098	—	12,730,098
公債費	3,753,882	—	3,753,882
投資的経費	1,693,354	—	1,693,354
その他	17,998,378	328,304	18,326,682
物件費	8,357,894	8,304	8,366,198
その他	9,640,484	320,000	9,960,484
合 計	45,943,943	328,552	46,272,495

一般会計

令和7年度 補正第12号		歳出款別節別内訳表													(単位：千円)
節別	款別	1 議会費	2 総務費	3 民生費	4 衛生費	5 労働費	6 農林水産業費	7 商工費	8 土木費	9 消防費	10 教育費	11 公債費	12 諸支出金	13 予備費	計
1	報酬	160,107	178,164	373,609	103,398	1,460	8,489	15,208	22,692	21,331	1,177,698		123		2,062,279
2	給料	34,696	706,581	618,045	303,561	3,562	11,214	6,602	199,053	542,267	590,823				3,016,404
3	職員手当等	99,740	689,832	592,305	276,443	2,496	10,374	10,010	173,743	493,774	793,925		4,953		3,147,595
4	共済費	54,803	309,596	295,072	134,002	1,218	4,570	5,933	78,276	197,908	460,393				1,541,771
5	災害補償費		300							100	30				430
6	恩給及び退職年金														
7	報償費	121	145,318	23,942	48,258		700	1,720	520	3,789	59,111		652		284,131
8	旅費	4,208	18,350	12,573	6,376	14	306	1,441	2,488	3,189	55,917				104,862
9	交際費	1,000	1,600								485				3,085
10	需用費	5,505	243,346	84,377	429,501	106	8,467	5,407	97,422	47,365	402,410		24,104		1,348,010
11	役務費	1,166	161,375	46,396	14,427	69	209	3,192	2,071	7,112	29,770		6,087		271,874
12	委託料	6,507	1,596,940	663,644	1,441,384		932	22,153	681,054	5,221	1,302,310		10,210		5,730,355
13	使用料及び賃借料	1,299	618,202	41,638	13,409		170	2,147	140,884	2,905	258,755		14		1,079,423
14	工事請負費			237,600				29,000	734,000		383,800				1,384,400
15	原材料費			223	138				437	69	4,141				5,008
16	公有財産購入費														
17	備品購入費	195	6,041	6,217	13,703		47		429	5,454	50,624		330		83,040
18	負担金補助及び交付金	13,851	187,528	2,977,354	91,051	5,544	3,673	18,711	90,372	57,187	426,760		14,638		3,886,669
19	扶助費		93	12,605,065	86,991						37,949				12,730,098
20	貸付金			2,224				138,000							140,224
21	補償補填及び賠償金		100	200	8,709				3,030		5,550				17,589
22	償還金利子及び割引料		51,025	197,551	31,060						1,099	3,753,882			4,034,617
23	投資及び出資金														
24	積立金		257,189	4,570	20,000			35	184				107		282,085
25	寄附金														
26	公課費		78	33	691					966	9				1,777
27	繰出金			3,277,072	824,898		2,341		850,907	16,092					4,971,310
	予備費													145,459	145,459
	()%	(0.8)	(11.2)	(47.7)	(8.3)	(0.0)	(0.1)	(0.6)	(6.7)	(3.0)	(13.1)	(8.1)	(0.1)	(0.3)	(100.0)
	計	383,198	5,171,658	22,059,710	3,848,000	14,469	51,492	259,559	3,077,562	1,404,729	6,041,559	3,753,882	61,218	145,459	46,272,495

一般会計

令和7年度		補正第12号		歳出性質別節別内訳表				(単位：千円)	
節別	性質別	義務的経費				投資的経費	その他の経費		合計
		人件費	扶助費	公債費	小計		物件費	その他	
1	報酬	2,062,279			2,062,279				2,062,279
2	給料	3,016,404			3,016,404				3,016,404
3	職員手当等	3,147,595			3,147,595				3,147,595
4	共済費	1,541,771			1,541,771				1,541,771
5	災害補償費	430			430				430
6	恩給及び退職年金								
7	報償費						284,131		284,131
8	旅費						104,862		104,862
9	交際費						3,085		3,085
10	需用費					130,000	1,218,010		1,348,010
11	役務費						271,874		271,874
12	委託料					116,361	5,613,994		5,730,355
13	使用料及び賃借料					2,098	1,077,325		1,079,423
14	工事請負費					1,384,400			1,384,400
15	原材料費						5,008		5,008
16	公有財産購入費								
17	備品購入費					11,000	72,040		83,040
18	負担金補助及び交付金					30,751	3,855,918		3,886,669
19	扶助費		12,730,098		12,730,098				12,730,098
20	貸付金						140,224		140,224
21	補償補填及び賠償金						17,589		17,589
22	償還金利子及び割引料			3,753,882	3,753,882		280,735		4,034,617
23	投資及び出資金								
24	積立金						282,085		282,085
25	寄附金								
26	公課費						1,777		1,777
27	繰出金					18,744	4,952,566		4,971,310
	予備費						145,459		145,459
	計 ()%	(21.1) 9,768,479	(27.5) 12,730,098	(8.1) 3,753,882	(56.7) 26,252,459	(3.7) 1,693,354	(18.1) 8,366,198	(21.5) 9,960,484	(100.0) 46,272,495

《 物価高対応子育て応援手当給付事業 》

1. 事業目的

物価高の影響が長期化し、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援する取組として、手当を支給する。

2. 対象者

次のいずれかに該当するもの

- ① 令和7年9月分（令和7年9月出生の児童は同年10月分）の児童手当受給者
- ② 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の父母等
- ③ 上記①の配偶者であって、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間の離婚（離婚を前提とした別居中のものを含む。）により新たに児童手当の受給者となった者

3. 給付額

児童1人当たり2万円

4. 予算額 328,552千円

(内 訳)	人 件 費	248千円
	需 用 費	260千円
	役 務 費	2,691千円
	委 託 料	5,353千円
	交 付 金	320,000千円
(財 源)	国庫支出金	328,552千円

処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事項について次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和7年度池田市一般会計補正予算（第13号）

令和8年2月27日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

衆議院の解散による総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに大阪府知事選挙の執行経費を予算化する必要が生じたので、専決処分したものである。

専決第2号

令和7年度池田市一般会計補正予算（第13号）

令和7年度池田市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69,966千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,342,461千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月20日 専決処分

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		9,218,122	34,983	9,253,105
	3 国庫委託金	78,443	34,983	113,426
16 府支出金		3,706,080	34,983	3,741,063
	3 府委託金	77,963	34,983	112,946
歳 入 合 計		46,272,495	69,966	46,342,461

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,171,658	69,966	5,241,624
	4 選挙費	162,030	69,966	231,996
歳 出 合 計		46,272,495	69,966	46,342,461

令和7年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一般会計第13号

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	9,218,122	34,983	9,253,105
16 府支出金	3,706,080	34,983	3,741,063
歳入合計	46,272,495	69,966	46,342,461

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 総務費	5,171,658	69,966	5,241,624	69,966			
歳出合計	46,272,495	69,966	46,342,461	69,966			

歳

入

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 3 国庫委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国 庫委託金	54,811	34,983	89,794	5 衆議院総 選挙最高 裁国民審 査委託金	34,983	衆議院総選挙最高裁国民審査委託金 34,983 追加
計	78,443	34,983	113,426			

(款) 16 府 支 出 金

(項) 3 府 委 託 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費府 委 託 金	76,912	34,983	111,895	3 知事選挙 府委託金	34,983	知事選挙府委託金 34,983 追加
計	77,963	34,983	112,946			

出

歲

3 歳 出

(款) 2 総 務 費

(項) 4 選 挙 費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
4 衆議院総選挙最高裁判官審査・知事選挙費		69,966	69,966	69,966				1 報 酬	7,035	非常勤職員報酬 7,035 追加
								3 職員手当等	18,798	時間外勤務手当 18,798 追加
								7 報 償 費	110	報償金 110 追加 協力報償金
								8 旅 費	130	費用弁償 121 追加 普通旅費 9 追加
								10 需 用 費	1,676	消耗品費 990 追加 燃料費 15 追加 印刷製本費 567 追加 光熱水費 4 追加 電気使用料 修繕料 100 追加
								11 役 務 費	5,726	通信運搬費 5,659 追加 電信料 348 追加 郵便料 4,451 追加 運搬料 860 追加 手数料 64 追加 保険料 3 追加
								12 委 託 料	33,249	警備委託料 220 追加 設備保守点検委託料 1,162 追加

										シルバーセンター活用事業 委託料 3,920 追加 電算委託料 4,400 追加 ポスター掲示場設置委託料 12,244 追加 会場設営委託料 4,496 追加 封入封緘業務委託料 1,186 追加 選挙事務委託料 5,621 追加
								13 使用料及 び賃借料	1,871	物品借上料 828 追加 機器借上料 120 追加 自動車借上料 323 追加 会場借上料 600 追加
								17 備品購入費	1,371	庁用器具費 1,371 追加 交付機 他
計	162,030	69,966	231,996	69,966						

補正予算給与費明細書

特別職

区分		職員数	給与費							共済費	合計
			報酬	給料	地域手当	通勤手当	期末手当	退職手当	計		
補正後	長等	4	—	34,692	5,204	392	20,592	13,920	74,800	10,394	85,194
	議員	22	157,685	—	—	—	68,870	—	226,555	40,946	267,501
	その他	1,373	115,810	—	—	—	—	—	115,810	—	115,810
	計	1,399	273,495	34,692	5,204	392	89,462	13,920	417,165	51,340	468,505
補正前	長等	4	—	34,692	5,204	392	20,592	13,920	74,800	10,394	85,194
	議員	22	157,685	—	—	—	68,870	—	226,555	40,946	267,501
	その他	1,198	113,443	—	—	—	—	—	113,443	—	113,443
	計	1,224	271,128	34,692	5,204	392	89,462	13,920	414,798	51,340	466,138
比較	長等	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0
	議員	0	0	—	—	—	0	—	0	0	0
	その他	175	2,367	—	—	—	—	—	2,367	—	2,367
	計	175	2,367	0	0	0	0	0	2,367	0	2,367

一 般 職

()内は、短時間勤務職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	(1,117) 人 681	千円 1,795,819	千円 2,981,712	千円 2,992,195	千円 7,769,726	千円 1,490,431	千円 9,260,157
補 正 前	(1,061) 人 681	1,791,151	2,981,712	2,973,397	7,746,260	1,490,431	9,236,691
比 較	(56) 人 0	4,668	0	18,798	23,466	0	23,466

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	増 減 事 由
	補 正 後	千円 204,335	第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官 国民審査並びに大阪府知事選挙実施に伴う増加
	補 正 前	185,537	
	比 較	18,798	

參考資料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		17,143,300	—	17,143,300
	1 市 民 税	8,227,300	—	8,227,300
	2 固 定 資 産 税	6,706,000	—	6,706,000
	3 軽 自 動 車 税	148,500	—	148,500
	4 市 た ば こ 税	560,000	—	560,000
	5 入 湯 税	5,000	—	5,000
	6 都 市 計 画 税	1,496,500	—	1,496,500
2 地 方 譲 与 税		239,600	—	239,600
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	41,000	—	41,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	134,000	—	134,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	49,000	—	49,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	15,600	—	15,600
3 利 子 割 交 付 金		37,000	—	37,000
	1 利 子 割 交 付 金	37,000	—	37,000
4 配 当 割 交 付 金		166,000	—	166,000
	1 配 当 割 交 付 金	166,000	—	166,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		210,000	—	210,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	210,000	—	210,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 法人事業税交付金		340,000	—	340,000
	1 法人事業税交付金	340,000	—	340,000
7 地方消費税交付金		2,500,000	—	2,500,000
	1 地方消費税交付金	2,500,000	—	2,500,000
8 ゴルフ場利用税交付金		70,000	—	70,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	70,000	—	70,000
9 環境性能割交付金		60,000	—	60,000
	1 環境性能割交付金	60,000	—	60,000
10 地方特例交付金		86,500	—	86,500
	1 地方特例交付金	86,000	—	86,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	500	—	500
11 地方交付税		6,100,000	—	6,100,000
	1 地方交付税	6,100,000	—	6,100,000
12 交通安全対策特別交付金		12,000	—	12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000	—	12,000
13 分担金及び負担金		322,558	—	322,558
	1 負担金	322,558	—	322,558

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		990,809	—	990,809
	1 使用料	733,429	—	733,429
	2 手数料	256,438	—	256,438
	3 証紙収入	942	—	942
15 国庫支出金		9,218,122	34,983	9,253,105
	1 国庫負担金	7,117,180	—	7,117,180
	2 国庫補助金	922,976	—	922,976
	3 国庫委託金	78,443	34,983	113,426
	4 国庫交付金	1,099,523	—	1,099,523
16 府支出金		3,706,080	34,983	3,741,063
	1 府負担金	2,896,406	—	2,896,406
	2 府補助金	413,742	—	413,742
	3 府委託金	77,963	34,983	112,946
	4 府交付金	317,969	—	317,969
17 財産収入		33,902	—	33,902
	1 財産運用収入	21,536	—	21,536
	2 財産売払収入	12,366	—	12,366
18 寄附金		238,370	—	238,370

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 寄 附 金	238,370	—	238,370
19 繰 入 金		2,621,310	—	2,621,310
	1 繰 入 金	2,621,310	—	2,621,310
20 諸 収 入		1,339,119	—	1,339,119
	1 延滞金加算金及び過料	20,000	—	20,000
	2 市 預 金 利 子	1,312	—	1,312
	3 貸付金元利収入	141,600	—	141,600
	4 収 益 事 業 収 入	400,000	—	400,000
	5 受 託 事 業 収 入	1,500	—	1,500
	6 雑 入	774,707	—	774,707
21 市 債		835,700	—	835,700
	1 市 債	835,700	—	835,700
22 繰 越 金		2,125	—	2,125
	1 繰 越 金	2,125	—	2,125
歳 入 合 計		46,272,495	69,966	46,342,461

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		383,198	—	383,198
	1 議 会 費	383,198	—	383,198
2 総 務 費		5,171,658	69,966	5,241,624
	1 総 務 管 理 費	3,996,927	—	3,996,927
	2 徴 税 費	570,861	—	570,861
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	314,300	—	314,300
	4 選 挙 費	162,030	69,966	231,996
	5 統 計 調 査 費	95,977	—	95,977
	6 監 査 委 員 費	31,563	—	31,563
3 民 生 費		22,059,710	—	22,059,710
	1 社 会 福 祉 費	10,405,835	—	10,405,835
	2 児 童 福 祉 費	9,800,470	—	9,800,470
	3 生 活 保 護 費	1,853,025	—	1,853,025
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		3,848,000	—	3,848,000
	1 保 健 衛 生 費	2,339,269	—	2,339,269
	2 清 掃 費	1,508,731	—	1,508,731
5 労 働 費		14,469	—	14,469

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 労働諸費	14,469	—	14,469
6 農林水産業費		51,492	—	51,492
	1 農林費	51,492	—	51,492
7 商工費		259,559	—	259,559
	1 商工費	259,559	—	259,559
8 土木費		3,077,562	—	3,077,562
	1 土木管理費	509,207	—	509,207
	2 道路橋りょう費	480,699	—	480,699
	3 河川費	44,553	—	44,553
	4 都市計画費	1,871,478	—	1,871,478
	5 住宅費	171,257	—	171,257
	6 災害防止費	368	—	368
9 消防費		1,404,729	—	1,404,729
	1 消防費	1,404,729	—	1,404,729
10 教育費		6,041,559	—	6,041,559
	1 教育総務費	1,730,664	—	1,730,664
	2 小学校費	760,186	—	760,186
	3 中学校費	407,119	—	407,119

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 幼稚園費	278,742	—	278,742
	5 給食センター費	907,554	—	907,554
	6 社会教育費	1,957,294	—	1,957,294
11 公債費		3,753,882	—	3,753,882
	1 公債費	3,753,882	—	3,753,882
12 諸支出金		61,218	—	61,218
	1 防災費	61,218	—	61,218
13 予備費		145,459	—	145,459
	1 予備費	145,459	—	145,459
	歳出合計	46,272,495	69,966	46,342,461

歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
義務的経費	26,252,459	25,833	26,278,292
人 件 費	9,768,479	25,833	9,794,312
扶 助 費	12,730,098	—	12,730,098
公 債 費	3,753,882	—	3,753,882
投資的経費	1,693,354	—	1,693,354
そ の 他	18,326,682	44,133	18,370,815
物 件 費	8,366,198	44,023	8,410,221
そ の 他	9,960,484	110	9,960,594
合 計	46,272,495	69,966	46,342,461

一般会計

令和7年度 補正第13号		歳出款別節別内訳表													(単位：千円)
節別	款別	1 議会費	2 総務費	3 民生費	4 衛生費	5 労働費	6 農林水産業費	7 商工費	8 土木費	9 消防費	10 教育費	11 公債費	12 諸支出金	13 予備費	計
1	報酬	160,107	185,199	373,609	103,398	1,460	8,489	15,208	22,692	21,331	1,177,698		123		2,069,314
2	給料	34,696	706,581	618,045	303,561	3,562	11,214	6,602	199,053	542,267	590,823				3,016,404
3	職員手当等	99,740	708,630	592,305	276,443	2,496	10,374	10,010	173,743	493,774	793,925		4,953		3,166,393
4	共済費	54,803	309,596	295,072	134,002	1,218	4,570	5,933	78,276	197,908	460,393				1,541,771
5	災害補償費		300							100	30				430
6	恩給及び退職年金														
7	報償費	121	145,428	23,942	48,258		700	1,720	520	3,789	59,111		652		284,241
8	旅費	4,208	18,480	12,573	6,376	14	306	1,441	2,488	3,189	55,917				104,992
9	交際費	1,000	1,600								485				3,085
10	需用費	5,505	245,022	84,377	429,501	106	8,467	5,407	97,422	47,365	402,410		24,104		1,349,686
11	役務費	1,166	167,101	46,396	14,427	69	209	3,192	2,071	7,112	29,770		6,087		277,600
12	委託料	6,507	1,630,189	663,644	1,441,384		932	22,153	681,054	5,221	1,302,310		10,210		5,763,604
13	使用料及び賃借料	1,299	620,073	41,638	13,409		170	2,147	140,884	2,905	258,755		14		1,081,294
14	工事請負費			237,600				29,000	734,000		383,800				1,384,400
15	原材料費			223	138				437	69	4,141				5,008
16	公有財産購入費														
17	備品購入費	195	7,412	6,217	13,703		47		429	5,454	50,624		330		84,411
18	負担金補助及び交付金	13,851	187,528	2,977,354	91,051	5,544	3,673	18,711	90,372	57,187	426,760		14,638		3,886,669
19	扶助費		93	12,605,065	86,991						37,949				12,730,098
20	貸付金			2,224				138,000							140,224
21	補償補填及び賠償金		100	200	8,709				3,030		5,550				17,589
22	償還金利子及び割引料		51,025	197,551	31,060						1,099	3,753,882			4,034,617
23	投資及び出資金														
24	積立金		257,189	4,570	20,000			35	184				107		282,085
25	寄附金														
26	公課費		78	33	691					966	9				1,777
27	繰出金			3,277,072	824,898		2,341		850,907	16,092					4,971,310
	予備費													145,459	145,459
	()%	(0.8)	(11.3)	(47.6)	(8.3)	(0.0)	(0.1)	(0.6)	(6.7)	(3.0)	(13.1)	(8.1)	(0.1)	(0.3)	(100.0)
	計	383,198	5,241,624	22,059,710	3,848,000	14,469	51,492	259,559	3,077,562	1,404,729	6,041,559	3,753,882	61,218	145,459	46,342,461

一般会計

令和7年度		補正第13号		歳出性質別節別内訳表				(単位：千円)	
節別	性質別	義務的経費			投資的経費	その他の経費		合計	
		人件費	扶助費	公債費		小計	物件費		その他
1	報酬	2,069,314			2,069,314			2,069,314	
2	給料	3,016,404			3,016,404			3,016,404	
3	職員手当等	3,166,393			3,166,393			3,166,393	
4	共済費	1,541,771			1,541,771			1,541,771	
5	災害補償費	430			430			430	
6	恩給及び退職年金								
7	報償費						284,241	284,241	
8	旅費					104,992		104,992	
9	交際費					3,085		3,085	
10	需用費				130,000	1,219,686		1,349,686	
11	役務費					277,600		277,600	
12	委託料				116,361	5,647,243		5,763,604	
13	使用料及び賃借料				2,098	1,079,196		1,081,294	
14	工事請負費				1,384,400			1,384,400	
15	原材料費					5,008		5,008	
16	公有財産購入費								
17	備品購入費				11,000	73,411		84,411	
18	負担金補助及び交付金				30,751		3,855,918	3,886,669	
19	扶助費		12,730,098		12,730,098			12,730,098	
20	貸付金						140,224	140,224	
21	補償補填及び賠償金						17,589	17,589	
22	償還金利子及び割引料			3,753,882	3,753,882		280,735	4,034,617	
23	投資及び出資金								
24	積立金						282,085	282,085	
25	寄附金								
26	公課費						1,777	1,777	
27	繰出金				18,744		4,952,566	4,971,310	
	予備費						145,459	145,459	
	計 ()%	(21.1) 9,794,312	(27.5) 12,730,098	(8.1) 3,753,882	(56.7) 26,278,292	(3.7) 1,693,354	(18.1) 8,410,221	(21.5) 9,960,594	(100.0) 46,342,461

池田市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について

池田市新型インフルエンザ等対策行動計画を別冊のとおり変更したので、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 8 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定により報告する。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

経済や社会生活をはじめとする国民生活の安定に大きな脅威をもたらした新型コロナウイルス感染症の流行の教訓を踏まえて変更された大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、池田市新型インフルエンザ等対策行動計画を変更したものである。

議案第 1 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定の整理を
行うため、本条例を制定するものである。

池田市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例（案）

（池田市監査委員に関する条例の一部改正）

第1条 池田市監査委員に関する条例（昭和39年池田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

（市立池田病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 市立池田病院事業の設置等に関する条例（昭和41年池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

（池田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 池田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例の制定について

- 1 池田市監査委員に関する条例（昭和 3 9 年池田市条例第 2 5 号）の一部改正〔第 1 条関係〕

引用条項の整理を行うものであること。

（第 5 条関係）

- 2 市立池田病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年池田市条例第 2 1 号）の一部改正〔第 2 条関係〕

引用条項の整理を行うものであること。

（第 8 条関係）

- 3 池田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年池田市条例第 2 2 号）の一部改正〔第 3 条関係〕

引用条項の整理を行うものであること。

（第 8 条関係）

- 4 この条例は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行するものであること。

（附則関係）

議案第1号 参 考

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
<p>1 池田市監査委員に関する条例</p> <p>第1条～第4条 （略）</p> <p>（監査請求又は要求による監査）</p> <p>第5条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、 第235条の2第2項、第242条第1項並びに<u>第243条の2の8第3項</u> の規定による監査は、請求又は要求のあった日から7日以内に着手しなければ ならない。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第6条～第12条 （略）</p> <p>2 市立池田病院事業の設置等に関する条例</p> <p>第1条～第7条 （略）</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠 償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責 任に係る賠償額が500千円以上である場合とする。</p> <p>第9条・第10条 （略）</p>	<p>1 池田市監査委員に関する条例</p> <p>第1条～第4条 （略）</p> <p>（監査請求又は要求による監査）</p> <p>第5条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、 第235条の2第2項、第242条第1項並びに<u>第243条の2の9第3項</u> の規定による監査は、請求又は要求のあった日から7日以内に着手しなければ ならない。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第6条～第12条 （略）</p> <p>2 市立池田病院事業の設置等に関する条例</p> <p>第1条～第7条 （略）</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠 償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責 任に係る賠償額が500千円以上である場合とする。</p> <p>第9条・第10条 （略）</p>

改 正 前	改 正 後
<p>3 池田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により水道事業又は公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500千円以上である場合とする。</p> <p>第9条・第10条 (略)</p>	<p>3 池田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により水道事業又は公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500千円以上である場合とする。</p> <p>第9条・第10条 (略)</p>

議案第 2 号

池田市立多世代交流センター条例の制定について

池田市立多世代交流センター条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

池田市立多世代交流センターを設置するため、本条例を制定するものである。

池田市立多世代交流センター条例（案）

（設置）

第1条 高齢者の介護予防、生きがいつくり、仲間づくりその他の地域福祉活動を推進し、老人クラブその他の団体における地域住民の交流を促進するとともに、子どもから高齢者まで世代を超えたふれあいの場を提供することを目的として、池田市立多世代交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

（位置等）

第2条 センターの位置は、池田市旭丘3丁目2番1号とする。

2 センターには、老人福祉エリア及び交流エリアを設けるものとし、それらの範囲は、規則で定める。

3 次に掲げる者以外の者は、平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）において老人福祉エリアに立ち入ることができない。

(1) 60歳以上の市民等（市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。以下同じ。）

(2) 平日における第13条第1項に規定する老人福祉エリア施設の使用について許可を受けた団体の構成員（前号に掲げる者を除き、その使用のために老人福祉エリアに立ち入る必要がある者に限る。）

(3) 老人福祉エリアで実施される事業に参加する者（前2号に掲げる者を除き、その参加のために老人福祉エリアに立ち入る必要がある者に限る。）

（開館時間及び休館日）

第3条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(事業)

第4条 センターは、第1条に規定する設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 高齢者の生きがいづくり及び健康づくり並びに高齢者向けのレクリエーションに関する事業

(2) 子育て世代の社会参加の促進及び子どもの多世代交流に関する事業

(3) 健康及び福祉に関する相談、情報交換及び交流に関する事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第5条 センターの管理は、法人その他の団体であつて地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) センターの使用の許可に関する業務

(2) センターの維持管理に関する業務

(3) 第4条に規定する事業の実施に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理運営上市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第7条 第5条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、同条の規定により提出された書類を審査した上で指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(指定の取消し等に係る賠償)

第9条 地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(老人福祉自主活動団体の登録)

第10条 市長は、60歳以上の市民等のみで構成された団体であつて、その構成員それぞれの介護予防、生きがづくり、仲間づくり等に寄与するものと認められる事業その他の活動（次条及び第14条第1項第2号において「自主活動」という。）を行うもの（規則で定める要件を満たすものに限る。）について、その申請により、老人福祉自主活動団体（以下「自主活動団体」という。）として登録することができる。

(自主活動団体の活動)

第11条 自主活動団体は、センターにおいて毎月おおむね1回以上の自主活動を行うものとする。

2 自主活動団体は、規則で定めるところによりその実施した自主活動の内容等について市長に報告するほか、規則で定める事項について遵守しなければならない。

(登録の取消し)

第12条 市長は、自主活動団体又はその構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第10条の要件を満たさなくなったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により登録を受けたとき。

(使用許可)

第13条 別表第1に掲げる老人福祉エリアの施設（以下「老人福祉エリア施設」という。）、同表に掲げる交流エリアの施設（以下「交流エリア施設」

という。)又は別表第2に掲げるセンターの設備(以下「センター設備」という。)(以下これらを「老人福祉エリア施設等」という。)を使用しようとするものは、規則で定める期間(平日における老人福祉エリア施設又はセンター設備の使用にあつては、その使用しようとするものの区分に応じて規則で定める期間)において指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の許可に当たりセンターの管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。
- 3 老人福祉エリア施設等の使用の許可(この項の規定により受けた許可を含む。)を受けたもの(以下「使用者」という。)は、その許可を受けた事項を変更しようとするときは、指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の変更の許可について準用する。

(使用の制限)

第14条 指定管理者は、次に掲げるもの以外のものによる平日における老人福祉エリア施設の使用について許可(前条第3項の変更の許可を含む。以下「使用許可」という。)をすることができない。

- (1) 60歳以上の市民等
 - (2) 自主活動の実施のために老人福祉エリア施設を使用しようとする自主活動団体
 - (3) 前号に掲げるもののほか、高齢者の生きがいづくり若しくは健康づくり又は高齢者向けのレクリエーションに関する事業その他の活動(市民等を対象とするものに限る。)の実施のために老人福祉エリア施設を使用しようとする団体
- 2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、老人福祉エリア施設等の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をすることができ

ない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物、附属設備（センター設備を含む。第22条において同じ。）又は備品を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認めるとき。

（使用料）

第15条 使用者は、規則で定めるところにより、老人福祉エリア施設又は交流エリア施設の使用にあつては別表第1、センター設備の使用にあつては別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、前納によらないで納付することができる。

2 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第16条 市長は、規則で定めるところにより、納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

（使用許可の取消し等）

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは中止させ、又は退去を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 使用者が虚偽その他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (3) 使用者が第13条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。
- (4) 老人福祉エリア施設等の使用が第14条第2項各号のいずれかに該当したとき。

(5) 災害その他不可抗力により管理上やむを得ない事由が発生したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは中止させ、又は退去を命じた場合において、使用者に損害が生じても、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(入場の制限)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入場を拒み、又はセンターからの退場を命ずることができる。

(1) 公の秩序若しくは善良な風俗を害し、又は害するおそれがあると認められる者

(2) 他人に迷惑若しくは危害を及ぼし、又はこれに類する物品、動物等を携行する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる者

(使用の権利の譲渡等の禁止)

第19条 使用者は、老人福祉エリア施設等の使用の権利を他に譲渡し、又は使用許可を受けた老人福祉エリア施設等を他人に使用させてはならない。

(特別の設備の設置等)

第20条 老人福祉エリア施設又は交流エリア施設の使用に当たり、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を搬入しようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第21条 使用者は、老人福祉エリア施設等の使用が終わったとき、又は第17条第1項の規定により使用許可を取り消され、使用を制限され、若しくは中止させられ、又はセンターからの退去を命ぜられたときは、直ちに当該老人福祉エリア施設等を原状に回復しなければならない。ただし、災害その他

特別な理由により直ちに原状に回復することが困難な場合は、この限りでない。

- 2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者においてこれを執行し、その費用を当該使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第22条 建物、附属設備若しくは備品を毀損し、若しくは滅失し、若しくは使用許可の期限が満了しても使用を終えず、又は第20条の規定により設置した特別の設備若しくは搬入した備付けの器具以外の器具を撤去しないことにより、市に損害を与えたものは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別な理由があると認めるときは、賠償を免除することができる。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項の規定 令和8年4月1日
- (2) 附則第3項の規定 令和9年2月1日
- (3) 附則第4項の規定 令和9年3月1日

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定等に関する行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第7条から第9条までの規定の例により行うことができる。

- 3 登録の手續及び取消しに関する行為は、施行日前においても、第10条及

び第12条の規定の例により行うことができる。

- 4 使用許可に関する行為は、施行日前においても、第13条から第17条まで、第19条及び第20条の規定の例により行うことができる。この場合において、第13条第1項から第3項まで、第14条、第17条第1項及び第20条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第17条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第19条中「譲渡し、又は使用許可を受けた老人福祉エリア施設等を他人に使用させて」とあるのは「譲渡して」とする。

(議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例の一部改正)

- 5 議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例(昭和39年池田市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(39)多世代交流センター

(池田市暴力団の排除に関する条例の一部改正)

- 6 池田市暴力団の排除に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中23の項を24の項とし、4の項から22の項までを1項ずつ繰り下げ、3の項の次に次のように加える。

4	池田市立多世代交流センター条例(令和8年池田市条例第 号)
---	-------------------------------

別表第1(第13条、第15条関係)

老人福祉エリア施設及び交流エリア施設の使用料

施設		広さ	時間区分ごとの使用料の額
老人福祉 エリア	大集会室1	102.51m ²	1,500円
	大集会室2	60.74m ²	900円
	多目的室1	39.86m ²	600円
	多目的室2	27.79m ²	400円

	美術・工芸室	46.41 m ²	700円
交流エリア	多目的室3	56.65 m ²	1,200円
	多目的室4	49.71 m ²	1,100円
	小会議室1	24.97 m ²	500円
	小会議室2	24.97 m ²	500円
	軽運動室	60.93 m ²	1,300円
	調理室	18.13 m ²	400円

備考

- 1 時間区分は、次の各号（老人福祉エリア施設の使用にあつては、第4号を除く。）に掲げる区分とする。
 - (1) 午前9時から午前11時30分まで
 - (2) 正午から午後2時30分まで
 - (3) 午後3時から午後5時30分まで
 - (4) 午後6時から午後8時30分まで
- 2 同日中における隣り合った2以上の時間区分にまたがる使用許可を受けた場合にあつては、当該時間区分と時間区分との間に存する時間について使用しても、当該時間に係る使用料は徴収しない。
- 3 使用者が市民等以外の者又は市内に事業所を有する団体以外の団体（老人福祉エリア施設の使用にあつては、自主活動団体を除く。備考4において同じ。）である場合（入場料その他これに類する対価を徴収する場合を除く。）の使用料の額は、上表に掲げる額の1.5倍の額とする。
- 4 入場料その他これに類する対価を徴収する場合の使用料の額は、上表に掲げる額の2倍（使用者が市民等以外の者又は市内に事業所を有する団体以外の団体である場合にあつては、3倍）の額とする。

別表第2（第13条、第15条関係）

センター設備の使用料

設備	使用料の額
陶芸用焼成炉	1回につき6,000円

備考 使用者が市民等以外の者又は市内に事業所を有する団体以外の団体である場合の使用料の額は、上表に掲げる額の1.5倍の額とする。

池田市立多世代交流センター条例の制定について

- 1 高齢者の介護予防、生きがいつくり、仲間づくりその他の地域福祉活動を推進し、老人クラブその他の団体における地域住民の交流を促進するとともに、子どもから高齢者まで世代を超えたふれあいの場を提供することを目的として、池田市立多世代交流センター（以下「センター」という。）を設置するものであること。

（第1条関係）

- 2 センターの位置並びにセンター内における老人福祉エリア及び交流エリアの設置について定めるものであること。

（第2条関係）

- 3 センターにおける開館時間及び休館日について定めるものであること。

（第3条関係）

- 4 センターが行う事業について定めるものであること。

（第4条関係）

- 5 センターの管理は、指定管理者に行わせることとするものであること。

（第5条関係）

- 6 指定管理者が行う業務について定めるものであること。

（第6条関係）

- 7 指定管理者の指定の申請の手続について定めるものであること。

（第7条関係）

- 8 指定管理者の指定の手続について定めるものであること。

（第8条関係）

- 9 指定管理者の指定の取消し等を行った場合において、市は賠償の責めを負

わないことを定めるものであること。

(第9条関係)

10 老人福祉自主活動団体の登録について定めるものであること。

(第10条関係)

11 老人福祉自主活動団体の活動について定めるものであること。

(第11条関係)

12 老人福祉自主活動団体の登録の取消しについて定めるものであること。

(第12条関係)

13 老人福祉エリア及び交流エリアの施設並びにセンターの設備（以下「老人福祉エリア施設等」という。）における使用の許可について定めるものであること。

(第13条関係)

14 老人福祉エリア施設等の使用の制限について定めるものであること。

(第14条関係)

15 老人福祉エリア施設等の使用に係る使用料について定めるものであること。

(第15条関係)

16 老人福祉エリア施設等の使用に係る使用料の還付について定めるものであること。

(第16条関係)

17 老人福祉エリア施設等の使用の許可の取消し等について定めるものであること。

(第17条関係)

18 センターへの入場の制限について定めるものであること。

(第18条関係)

19 老人福祉エリア施設等の使用の権利の譲渡等の禁止について定めるもの

であること。

(第19条関係)

20 老人福祉エリア及び交流エリアの施設の使用に係る特別の設備の設置等について定めるものであること。

(第20条関係)

21 老人福祉エリア施設等の使用を終了した際の原状回復の義務について定めるものであること。

(第21条関係)

22 建物、附属設備又は備品の毀損等をした場合における損害賠償の義務について定めるものであること。

(第22条関係)

23 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとするものであること。

(第23条関係)

24 この条例は、令和9年6月1日から施行するものであること。また、関係条例の規定を整備するほか、次の(1)から(3)までに掲げる準備行為に係る規定を設け、当該(1)から(3)までに掲げる日から施行するものであること。

(1) 指定管理者の指定等に関する準備行為 令和8年4月1日

(2) 老人福祉自主活動団体の登録及びその取消しに関する準備行為 令和9年2月1日

(3) 老人福祉エリア施設等の使用の許可に関する準備行為 令和9年3月1日

(附則関係)

25 老人福祉エリア施設等の使用に係る使用料の額について定めるものであること。

(別表第1及び別表第2関係)

議案第2号 参 考

池田市立多世代交流センター条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後												
<p>1 議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(議決すべき公の施設の利用)</p> <p>第2条 次に掲げる重要な公の施設について、1年を超える期間にわたる独占的な利用をさせるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第11号の規定により、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1)～(38) (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 池田市暴力団の排除に関する条例</p> <p>本則 (略)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">件名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1～3</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 20px;"></td> </tr> </table>		件名	1～3	(略)			<p>1 議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(議決すべき公の施設の利用)</p> <p>第2条 次に掲げる重要な公の施設について、1年を超える期間にわたる独占的な利用をさせるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第11号の規定により、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1)～(38) (略)</p> <p><u>(39)多世代交流センター</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 池田市暴力団の排除に関する条例</p> <p>本則 (略)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">件名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1～3</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> <td style="text-align: center;"><u>池田市立多世代交流センター条例（令和8年池田市条例第 号）</u></td> </tr> </table>		件名	1～3	(略)	<u>4</u>	<u>池田市立多世代交流センター条例（令和8年池田市条例第 号）</u>
	件名												
1～3	(略)												
	件名												
1～3	(略)												
<u>4</u>	<u>池田市立多世代交流センター条例（令和8年池田市条例第 号）</u>												

改正前

改正後

4~23

(略)

5~24

(略)

議案第 3 号

池田市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例
の一部改正について

池田市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

消防組織法の規定に基づき緊急消防援助隊として活動した消防職員に対して支給する特殊勤務手当を新設するため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
(案)

池田市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例（平成17年池田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項第1号中「火葬業務に」の次に「実地に」を加え、同項第2号中「市営葬儀に」の次に「実地に」を加え、同項第3号中「収容移送業務に従事した」を「収容及び移送を実施した」に改め、同表の2の項中「感染症の予防又は消毒作業」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第27条第2項、第28条第2項又は第29条第2項の規定による大阪府知事の指示に基づく作業」に改め、同表の3の項第1号中「し尿収集又はし尿処理作業」を「ごみの収集又は処理に係る作業」に改め、同項第2号中「ごみ収集又はごみ処理作業」を「し尿の収集又は処理に係る作業」に改め、同項第3号中「汚物・死獣収集処理作業」を「胞衣汚物又は死獣の収集処理又は運搬に係る作業」に改め、同表の4の項第1号中「救急救命処置」の次に「（規則で定めるものに限る。）」を加え、「者」を「救急救命士である消防職員」に改め、同項第2号中「救急業務」の次に「（規則で定めるものに限る。）」を加え、「者」を「消防職員」に改め、同表に次のように加える。

6	緊急消防援助隊業務従事手当	消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として活動した消防職員	日額 2,160円
---	---------------	---	-----------

別表に備考として次のように加える。

備考

- 1 上表において「胞衣汚物」とは、池田市胞衣汚物処理に関する手数料条例（平成9年池田市条例第17号）第2条に規定する胞衣汚物をいう。
- 2 業務又は作業に従事した日数は、暦日により計算する。
- 3 1の項、3の項及び5の項に掲げる手当は、規則で定める職員以外の者には支給しない。
- 4 備考3に定めるもののほか、3の項に掲げる手当は、その勤務日において、同項各号に規定する作業のそれぞれにつき、その従事した時間の合計が3時間未満である場合には支給しない。ただし、これに該当する場合であっても、午後12時を越えて当該作業に連続して3時間以上従事したときには、規則で定めるところにより、当該作業に従事した日のいずれかにおいて支給するものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

池田市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例
の一部改正について

- 1 特殊勤務手当として新たに緊急消防援助隊業務従事手当を定めるとともに、規則に規定していた事項を本条例に移行して定める等所要の規定の整備を行うものであること。

(別表関係)

- 2 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第3号 参 考

池田市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前				改 正 後			
本則（略） 別表（第3条関係）				本則（略） 別表（第3条関係）			
	手当の種類	支給を受ける職員の範囲	支給額		手当の種類	支給を受ける職員の範囲	支給額
1	火葬業務等従事手当	(1) 火葬業務に従事した者	(略)	1	火葬業務等従事手当	(1) 火葬業務に <u>実地</u> に従事した者	(略)
		(2) 市営葬儀に従事した者				(2) 市営葬儀に <u>実地</u> に従事した者	
		(3) 行旅死亡人の <u>収容移送業務</u> に従事した者				(3) 行旅死亡人の <u>収容及び移送</u> を実施した者	
2	感染症予防消毒等従事手当	感染症の予防又は消毒作業に従事した者	(略)	2	感染症予防消毒等従事手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第27条第2項、第28条第2項又は第29条第2項の規定による大阪府知事の指示に基づく作業に従事した者	(略)
3	ごみ・し尿等取扱手当	(1) <u>し尿収集又はし尿処理作業</u> に従事した者	(略)	3	ごみ・し尿等取扱手当	(1) <u>ごみの収集又は処理に係る作業</u> に従事した者	(略)
		(2) <u>ごみ収集又はごみ処理作業</u> に従事した者				(2) <u>し尿の収集又は処理に係る作業</u> に従事した者	

改 正 前			改 正 後			
		(3) <u>汚物・死獣収集処理作業</u> に従事した者			(3) <u>胞衣汚物又は死獣の収集処理又は運搬に係る作業</u> に従事した者	
4	救急救命処置等従事手当	(1) 救急業務において救急救命処置を実施した者	4	救急救命処置等従事手当	(1) 救急業務において救急救命処置（規則で定めるものに限る。）を実施した <u>救急救命士である消防職員</u>	
		(2) 心身に著しい負担を与える救急業務に従事した者			(2) 心身に著しい負担を与える救急業務（規則で定めるものに限る。）に従事した <u>消防職員</u>	
5	(略)		5	(略)		
			6	<u>緊急消防援助隊業務従事手当</u>	<u>消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として活動した消防職員</u>	日額 2,160円
			備考			
			1 上表において「胞衣汚物」とは、池田市胞衣汚物処理に関する手数料条例（平成9年池田市条例第17号）第2条に規定する胞衣汚物をいう。			

改 正 前	改 正 後
	<p><u>2 業務又は作業に従事した日数は、暦日により計算する。</u></p> <p><u>3 1の項、3の項及び5の項に掲げる手当は、規則で定める職員以外の者には支給しない。</u></p> <p><u>4 備考3に定めるもののほか、3の項に掲げる手当は、その勤務日において、同項各号に規定する作業のそれぞれにつき、その従事した時間の合計が3時間未満である場合には支給しない。ただし、これに該当する場合であっても、午後12時を越えて当該作業に連続して3時間以上従事したときには、規則で定めるところにより、当該作業に従事した日のいずれかにおいて支給するものとする。</u></p>

議案第 4 号

池田市手数料条例の一部改正について

池田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市手数料条例の一部を改正する条例（案）

池田市手数料条例（昭和51年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表の50の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

池田市手数料条例の一部改正について

- 1 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）の規定による要除却認定マンションに対する容積率の特例の適用に係る許可制度において、これまで当該許可の申請について手数料を徴収しているところ、同法の一部改正により、当該制度の対象及び特例の範囲が拡大されることとなるが、これを含めて、これまでと同様の手数料を徴収するための整備を行うものであること。

（別表関係）

- 2 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第4号 参 考

池田市手数料条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前			改 正 後		
本則（略）			本則（略）		
別表			別表		
1～49	（略）		1～49	（略）	
50	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定による許可申請	（略）	50	マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の5第1項の規定による許可申請	（略）
51	（略）		51	（略）	
備考（略）			備考（略）		

議案第 5 号

池田市ダイバーシティセンター条例等の一部改正について

池田市ダイバーシティセンター条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

本市の使用料及び手数料について、管理運営経費等に鑑みた全庁的な見直しによる金額の改定等を行うため、関係条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市ダイバーシティセンター条例等の一部を改正する条例（案）

（池田市ダイバーシティセンター条例の一部改正）

第1条 池田市ダイバーシティセンター条例（令和3年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表会議室（1）の項及び会議室（2）の項中「300円」を「360円」に、「400円」を「480円」に、「200円」を「240円」に改め、同表会議室（3）の項中「500円」を「600円」に、「700円」を「840円」に、「300円」を「360円」に改め、同表会議室（4）の項中「200円」を「240円」に、「300円」を「360円」に、「100円」を「120円」に改め、同表多目的スペースの項中「2,500円」を「3,000円」に、「3,300円」を「3,960円」に、「1,700円」を「2,040円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 使用者が市民等（市内に居住し、在勤し、又は在学する者及び市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。備考3において同じ。）以外のものである場合（備考3に規定する場合を除く。）の使用料の額は、上表に掲げる額の1.5倍の額とする。
- 2 使用者が入場料その他これに類する対価を徴収する場合（備考3に規定する場合を除く。）の使用料の額は、上表に掲げる額の2倍の額とする。
- 3 使用者が市民等以外のものである場合で、入場料その他これに類する対価を徴収するときの使用料の額は、上表に掲げる額の3倍の額と

する。

(池田市立市民活動交流センター条例の一部改正)

第2条 池田市立市民活動交流センター条例（令和3年池田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1小会議室1の項及び小会議室2の項中「400円」を「500円」に改め、同表中会議室の項中「500円」を「600円」に改め、同表大会議室の項中「1,500円」を「1,800円」に改め、同表多目的室1の項及び多目的室2の項中「2,000円」を「2,400円」に改め、同表多目的室3の項中「400円」を「500円」に改める。

別表第2ロッカー（大）の項中「18,000円／個」を「21,600円／個」に改め、同表ロッカー（長）の項中「12,000円／個」を「14,400円／個」に改め、同表ロッカー（中）の項中「9,000円／個」を「10,800円／個」に改め、同表ロッカー（小）の項中「6,000円／個」を「7,200円／個」に改め、同表メールボックスの項中「1,200円／個」を「1,500円／個」に改める。

(池田市立休日急病診療所設置条例の一部改正)

第3条 池田市立休日急病診療所設置条例（昭和53年池田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

厚生年金診断書	1通 3,000円
---------	-----------

」を

「

区分	手数料の額
厚生年金診断書	1通 5,000円

」に改め、同

表生命保険診断書の項中「3,000円」を「5,000円」に改め、同表一般診断書の項及び一般証明書の項中「1,000円」を「2,000円」に改める。

(池田市立火葬場条例の一部改正)

第4条 池田市立火葬場条例（平成10年池田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（使用料）

第3条 火葬場使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 死亡者が死亡時において12歳以上である場合 1体につき20,000円（死亡者が死亡時において市民（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。以下この条において同じ。）以外の者である場合にあっては、60,000円）
- (2) 死亡者が死亡時において12歳未満である場合 1体につき10,000円（死亡者が死亡時において市民以外の者である場合にあっては、30,000円）
- (3) 死産児の場合 1体につき10,000円（死産児の母が死産時において市民以外の者である場合にあっては、30,000円）

（池田市葬祭条例の一部改正）

第5条 池田市葬祭条例（昭和41年池田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

区分	使用区分
----	------

」を「

区分

」に改め、同表区分の項中「の額」を「の上限額」に改め、同表斎場の部告別式の項中「15,200円」を「18,200円」に、「2時間以内」を「2時間以内」に、「毎に、7,600円」を「ごとに9,100円」に改め、同部通夜及び告別式の項中「152,700円」を「183,200円」に、「午後4時」を「午後4時」に、「の午後0時」を「の正午」に、

「毎に、7,600円」を「ごとに9,100円」に、「午後0時以降」を「、正午以後の時間」に改め、同表やすらぎ会館の部浄心の間の項及び白露の間の項中「36,600円」を「43,900円」に、「は午後4時」を「は、午後4時」に、「毎に、1,500円」を「ごとに1,800円」に、「午前9時以降」を「、午前9時以後の時間」に改め、同部寺院控室の項中「

寺院控室	
------	--

」を「

寺院控室	
------	--

」に、「3,000円」を「3,600円」に、「2時間以内」を「、2時間以内」に、「毎に、1,500円」を「ごとに1,800円」に改め、同表死体預所の部中「

死体預所	
------	--

」を「

死体預所	
------	--

」に、「1,500円」を「1,800円」に改め、同表霊柩自動車の部中「

霊柩自動車	
-------	--

」を「

霊柩自動車	
-------	--

」に、「大阪陸運局長の認可した普通型霊柩車料金の金額の範囲内で規則で定める。」を「走行距離等に応じ規則で定める額」に改め、同表葬祭用具の部仏式の款1号の項中「27,500円」を「33,000円」に改め、同款2号の項中「40,700円」を「48,800円」に改め、同款3号の項中「111,000円」を「133,200円」に改め、同款4号の項中「176,200円」を「211,400円」に改め、同部神式の款5号の項中「27,500円」を「33,000円」に改め、同款6号の項中「61,100円」を「73,300円」に改め、同部キリスト教式の項中「27,500円」を「33,000円」に改める。

(池田市立桃園墓地使用条例の一部改正)

第6条 池田市立桃園墓地使用条例（昭和14年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表1型（0.81㎡）の項中「380,700円」を「456,800

円」に、「29,160円」を「35,000円」に改め、同表2型(0.9㎡)の項中「423,000円」を「507,600円」に、「32,400円」を「38,900円」に改め、同表3型(1.8㎡)の項中「846,000円」を「1,015,200円」に、「64,800円」を「77,800円」に改める。

(五月山霊園使用条例の一部改正)

第7条 五月山霊園使用条例(昭和43年池田市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1㎡型の項中「210,000」を「252,000」に、「9,000」を「10,800」に、「36,000」を「43,200」に改め、同表の2㎡型の項中「420,000」を「504,000」に、「18,000」を「21,600」に、「72,000」を「86,400」に改め、同表の3㎡型の項中「640,000」を「768,000」に、「27,000」を「32,400」に、「108,000」を「129,600」に改め、同表の4㎡型の項中「830,000」を「996,000」に、「36,000」を「43,200」に、「144,000」を「172,800」に改め、同表の5㎡型の項中「1,070,000」を「1,280,000」に、「45,000」を「54,000」に、「180,000」を「216,000」に改め、同表の6㎡型の項中「1,280,000」を「1,530,000」に、「54,000」を「64,800」に、「216,000」を「259,200」に改め、同表の8㎡型の項中「1,960,000」を「2,350,000」に、「72,000」を「86,400」に、「288,000」を「345,600」に改める。

(池田市都市公園条例の一部改正)

第8条 池田市都市公園条例(昭和39年池田市条例第15号)の一部を次の

ように改正する。

別表の(3)の表中 「700円
300円」 を 「800円
400円」 に改め、同表空港緑地グラ
ウンドの項中「2,000円」を「2,400円」に改め、同表備考を次の
ように改める。

備考

- 1 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（備考2において「休日等」という。）における空港緑地グラウンドの使用料の額は、上表に掲げる額の1.3倍の額とする。
- 2 備考1の規定にかかわらず、市内に居住し、在勤し、又は在学する者及び市内に事業所を有する法人その他の団体以外のものによる使用における空港緑地グラウンドの使用料の額は、上表に掲げる額の2倍（休日等における使用にあつては、2.6倍）の額とする。

（池田市都市公園運動施設条例の一部改正）

第9条 池田市都市公園運動施設条例（平成8年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1区分の欄中「9歳未満児」を「未就学児」に改め、同表基本使用料の欄を次のように改める。

基本使用料			
3分の1面使用	2分の1面使用	3分の2面使用	全面使用
4,680円	7,020円	9,360円	14,040円
6,240円	9,360円	12,480円	18,720円
4,680円	7,020円	9,360円	14,040円
15,600円	23,400円	31,200円	46,800円
1,560円	2,340円	3,120円	4,680円
6,060円	9,120円	12,150円	18,240円

8,080円	12,160円	16,200円	24,320円
6,060円	9,120円	12,150円	18,240円
20,200円	30,400円	40,500円	60,800円
2,020円	3,040円	4,050円	6,080円
6,060円	9,120円	12,150円	18,240円
8,080円	12,160円	16,200円	24,320円
18,180円	27,360円	36,450円	54,720円
2,020円	3,040円	4,050円	6,080円
1人 1,000円/回 [定期券] 1人 6,000円/月 [回数券] 1人 10,000円/11枚			
1人 1,200円/回 [定期券] 1人 7,200円/月 [回数券] 1人 12,000円/11枚			
1人 1,000円/回 (7月及び8月にあつては、500円/回) [定期券] 1人 6,000円/月 (7月及び8月にあつては、3,000円/月) [回数券] 1人 10,000円/11枚 (7月及び8月にあつては、5,000円/11枚)			
1人 500円/回 (7月及び8月にあつては、250円/回) [定期券] 1人 3,000円/月 (7月及び8月にあつては、1,500円/月) [回数券] 1人 5,000円/11枚 (7月及び8月にあつては、2,500円/11枚)			
無料			
1,200円/時間			
360円/時間			

別表第1備考第1項第8号を次のように改める。

- (8) 未就学児 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

別表第1備考第6項中「9歳未満児」を「8歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改める。

別表第2の(1)の表中「800円」を「960円」に、「1,000円」を「1,200円」に、「1,040円」を「1,240円」に、「1,300円」を「1,560円」に、「1,600円」を「1,920円」に、「2,000円」を「2,400円」に、「2,080円」を「2,490円」に、「2,600円」を「3,120円」に改める。

別表第3簡易野球場の部中「1,000円」を「1,200円」に、「1,300円」を「1,560円」に改め、同表サッカー場の部1面の項中「2,000円」を「2,400円」に、「2,600円」を「3,120円」に改め、同部半面の項中「1,000円」を「1,200円」に、「1,300円」を「1,560円」に改め、同表野球場の部中「2,000円」を「2,400円」に、「2,600円」を「3,120円」に改め、同表ソフトボール場の部中「1,000円」を「1,200円」に、「1,300円」を「1,560円」に改め、同表陸上競技場の部中「2,000円」を「2,400円」に、「2,600円」を「3,120円」に改め、同表陸上競技場内フィールドの部及び北多目的広場の部中「1,000円」を「1,200円」に、「1,300円」を「1,560円」に改める。

(公民館条例の一部改正)

第10条 公民館条例(昭和39年池田市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表施設名(※1)の項中「(※1)」を削り、「使用料(※2)に係る区分」を「使用区分」に改め、「(※3)」、「(※4)」及び「(※5)」を削り、同表ギャラリーA(※7)の項中「(※7)」を削り、「1,000円」を「1,200円」に、「1,300円」を「1,600

円」に、「3,300円」を「4,000円」に、「18,000円」を「21,600円」に、「39,000円」を「46,800円」に改め、同表ギャラリーB(※7)の項中「(※7)」を削り、「93.65」を「93.65㎡」に、「1,000」を「1,200円」に、「1,300」を「1,600円」に、「3,300」を「4,000円」に、「18,000」を「21,600円」に、「39,000」を「46,800円」に改め、同表展示室の項中「87.58」を「87.58㎡」に、「900」を「1,100円」に、「1,200」を「1,400円」に、「3,000」を「3,600円」に、「16,800」を「20,100円」に、「36,400」を「43,600円」に改め、同表会議室A(※8)の項中「(※8)」を削り、「67.48」を「67.48㎡」に、「700」を「800円」に、「900」を「1,100円」に、「2,300」を「2,800円」に改め、同表会議室B(※8)の項中「(※8)」を削り、「53.10」を「53.10㎡」に、「600」を「700円」に、「800」を「1,000円」に、「2,000」を「2,400円」に改め、同表会議室Cの項中「38.12」を「38.12㎡」に、

400	500	400	を	500円	600円	500円
-----	-----	-----	---	------	------	------

に、「1,300」を「1,600円」に改め、同表大ホールの項中「134.91」を「134.91㎡」に、「1,500」を「1,800円」に、「2,000」を「2,400円」に、「5,000」を「6,000円」に改め、同表調理実習室の項中「75.05」を「75.05㎡」に、「1,200」を「1,400円」に、「1,500」を「1,800円」に、「3,900」を「4,700円」に改め、同表制作室の項中「72.02」を「72.02㎡」に、「900」を「1,100円」に、「1,200」を「1,400円」に、「3,000」を「3,600円」に改め、

同表和・茶室の項中「71.89」を「71.89㎡」に、「900」を「1,100円」に、「1,200」を「1,400円」に、「3,000」を「3,600円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 連日使用は、水曜日を開始日とする6日間又は13日間のいずれかの区分によるものとする。
- 2 連日使用の申請は、その1回につき6日間又は13日間のいずれか1区分までとし、同日中に2回以上の申請（連続した区分による連日使用となる場合に限る。）を行うことはできないものとする。
- 3 連日使用の期間中に休館日が存する場合の当該連日使用に係る使用料の額は、上表に定める額から、休館日1日につき3,600円（展示室にあっては、3,400円）を控除した額とする。
- 4 時間帯使用の場合で、同日中における隣り合った2つ以上の時間区分にまたがる使用の許可を受けたときは、当該時間区分と時間区分との間に存する時間についても使用することができる。この場合において、当該時間区分と時間区分との間に存する時間の使用に係る使用料は、徴収しない。
- 5 ギャラリーA及びギャラリーBは、これらを合わせて1室として使用することができる。
- 6 会議室A及び会議室Bは、これらを合わせて1室として使用することができる。

（池田市立総合スポーツセンター条例の一部改正）

第11条 池田市立総合スポーツセンター条例（昭和38年池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1専用に係る使用料の部大体育室の款全面の項中「4,800円」を「5,760円」に、「3,200円」を「3,840円」に、「6,8

00円」を「8,160円」に、「19,600円」を「23,520円」に改め、同款半面の項中「2,400円」を「2,880円」に、「1,600円」を「1,920円」に、「3,400円」を「4,080円」に、「9,800円」を「11,760円」に改め、同部小体育室の項中「2,100円」を「2,520円」に、「1,400円」を「1,680円」に、「2,900円」を「3,480円」に、「8,500円」を「10,200円」に改め、同部柔剣道場の項中「2,000円」を「2,400円」に、「1,400円」を「1,680円」に、「2,800円」を「3,360円」に、「8,200円」を「9,840円」に改め、同部会議室Aの項中「600円」を「720円」に、「400円」を「480円」に、「750円」を「900円」に、「2,350円」を「2,820円」に改め、同部会議室Bの項中「450円」を「540円」に、「300円」を「360円」に、「500円」を「600円」に、「1,700円」を「2,040円」に改め、同表共用に係る使用料の部大人の項中「250円」を「300円」に改め、同部小人の項中「50円」を「100円」に改め、同表備考第1項中「(以下「上表」という。)」を削り、同表備考第2項及び第3項中「上表」を「この表」に改め、同表備考第5項を削り、同表備考第6項中「上表の専用」を「専用」に、「は、市内団体等であって、かつ、」を「の額は、使用者が市外団体等(市内団体等(団体等の所在地(所在地が定まっていない団体等にあつては、代表者(大人に限る。))の住所。以下この項において同じ。))が本市の区域内に存し、かつ、その全構成員の7割以上の者が本市の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者である団体等をいう。以下この項において同じ。))以外の団体等をいう。以下この項において同じ。))である場合、使用者が」に、「登録の際において、団体等の」を「その」に、「満65歳」を「満70歳」に、「でないものが、」を「である場合又はその使用において」に、「徴収しない場合における使用料

に限るものであり、それ以外の場合の専用に係る使用料は、上表の規定にかかわらず、次表のとおり」を「徴収する場合にあっては、次表に定める額」に改め、同項の表を次のように改める。

団体等区分		入場料等の徴収区分	使用料の額
市内団体等	小人等団体等	徴収あり	上表に掲げる額の2分の3倍の額
		徴収なし	上表に掲げる額の2分の1倍の額
	小人等団体等以外	徴収あり	上表に掲げる額の3倍の額
市外団体等	小人等団体等	徴収あり	上表に掲げる額の3倍の額
		徴収なし	上表に掲げる額と同一の額
	小人等団体等以外	徴収あり	上表に掲げる額の6倍の額
		徴収なし	上表に掲げる額の2倍の額

別表第1備考中第6項を第5項とし、第7項から第10項までを第6項から第9項までとする。

(池田市民文化会館条例の一部改正)

第12条 池田市民文化会館条例（昭和49年池田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表の(1)の表中「利用料金」の次に「の上限額」を加え、同表ホールの部大ホールの款平日の項中「61,100」を「73,300」に、「86,500」を「103,000」に、「101,800」を「122,000」に、「50,900」を「61,000」に改め、同款土・日曜日及び休日の項中「86,500」を「103,000」に、「122,200」を「146,000」に、「142,500」を「171,000」に、「71,200」を「85,400」に改め、同部小ホールの款平日の項中「25,400」を「30,400」に、「30,500」を「36,600」に、「34,600」を「41,500」に、「16,200」を

「19,400」に改め、同款土・日曜日及び休日の項中「28,500」を「34,200」に、「37,600」を「45,100」に、「42,700」を「51,200」に、「20,300」を「24,300」に改め、同表コンベンションルームの部平日の項中「17,300」を「20,700」に、「23,400」を「28,000」に、「28,500」を「34,200」に、「13,200」を「15,800」に改め、同部土・日曜日及び休日の項中「22,400」を「26,800」に、「30,500」を「36,600」に、「35,600」を「42,700」に、「16,200」を「19,400」に改め、同表イベントスペースの部平日の項中「21,300」を「25,500」に、「27,500」を「33,000」に、「32,500」を「39,000」に、「15,200」を「18,200」に改め、同部土・日曜日及び休日の項中「29,500」を「35,400」に、「37,600」を「45,100」に、「45,800」を「54,900」に、「20,300」を「24,300」に改め、別表の(2)の表中「利用料金」の次に「の上限額」を加え、同表中会議室の項中「3,000」を「3,600」に、「5,000」を「6,000」に、「6,100」を「7,320」に、「12,200」を「14,600」に改め、同表小会議室①の項及び小会議室②の項中「1,500」を「1,800」に、

2,500	3,000
-------	-------

」を

3,000	3,600
-------	-------

に、「6,100」を「7,320」に改め、同表和室の項中「2,000」を「2,400」に、「3,000」を「3,600」に、「3,500」を「4,200」に、「7,100」を「8,520」に改め、別表の(3)の表中「利用料金」の次に「の上限額」を加え、同表スタジオAの項中「1,000円」を「1,200円」に改め、同表スタジオBの項中「3,500円」を「4,200円」に

改め、同表スタジオCの項中「1, 500円」を「1, 800円」に改め、同表スタジオDの項中「2, 000円」を「2, 400円」に改め、同表スタジオEの項中「4, 000円」を「4, 800円」に改め、同表レコーディングスタジオの項中「7, 100円」を「8, 520円」に改め、同表録音室の項中「6, 100円」を「7, 320円」に改め、別表備考2を次のように改める。

2 ホールの使用に係る利用料金の上限額は、公演等の練習、準備又はリハーサル（これらのうち、その使用における関係者を除き、観客その他これに類する見物人の動員があるものを除く。）を行うために使用するとき、(1)の表に掲げる額の5割に相当する額とする。

別表備考3中「、入場料」を「入場料」に、「ときは、当該使用区分に係る利用料金の5割に相当する額を加算する」を「場合に係る利用料金の上限額は、上表に掲げる額の1.5倍の額とする」に改める。

(池田市立カルチャープラザ条例の一部改正)

第13条 池田市立カルチャープラザ条例（昭和59年池田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表工芸室の項中「1, 000円」を「1, 200円」に、「1, 500円」を「1, 800円」に改め、同表多目的ホールの項中「3, 000円」を「3, 600円」に、「4, 000円」を「4, 800円」に改め、同表和室の項から研修室（B）の項までの規定中「500円」を「600円」に、「800円」を「960円」に改め、同表研修室（A・B）の項中「1, 000円」を「1, 200円」に、「1, 600円」を「1, 920円」に改め、同表会議室の項中「1, 500円」を「1, 800円」に、「2, 000円」を「2, 400円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 使用者が市民等（市内に居住し、在勤し、又は在学する者及び市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。備考3及び備考4において同じ。）以外のものである場合（備考3に規定する場合を除く。）の使用料（備考4の規定による加算に係る部分を除く。備考2及び備考3において同じ。）の額は、上表に掲げる額の1.5倍の額とする。
- 2 使用者が入場料その他これに類する対価を徴収する場合（備考3に規定する場合を除く。）の使用料の額は、上表に掲げる額の2倍の額とする。
- 3 使用者が市民等以外のものである場合で、入場料その他これに類する対価を徴収するときの使用料の額は、上表に掲げる額の3倍の額とする。
- 4 工芸室の使用において陶芸用焼窯を使用する場合における当該工芸室の使用に係る使用料の額は、当該陶芸用焼窯の使用1回につき6,000円（使用者が市民等以外のものである場合にあつては、9,000円）を加算した額とする。

（池田市立ギャラリー条例の一部改正）

第14条 池田市立ギャラリー条例（昭和60年池田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「50,000円」を「60,000円」に改める。

（池田市立上方落語資料展示館条例の一部改正）

第15条 池田市立上方落語資料展示館条例（平成19年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「38,000円」を「45,600円」に改める。

（池田市自転車安全利用の促進及び自転車等の駐車秩序の確立に関する条例の一部改正）

第16条 池田市自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車秩序の確立に関する条例（昭和61年池田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「2,500円」を「3,500円」に改め、同項第2号中「4,000円」を「7,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項、第17項、第22項及び第23項の規定 令和8年5月1日

(2) 次項の規定 令和8年6月1日

(3) 附則第8項の規定 令和8年7月25日

(4) 附則第20項及び第21項の規定 令和8年10月1日

(5) 第10条及び第15条の規定 令和8年11月1日

(6) 附則第4項の規定 令和9年2月21日

(7) 附則第13項、第14項及び第18項の規定 令和9年3月13日

(8) 第2条の規定（池田市立市民活動交流センター条例別表第2の改正規定に限る。）、第8条の規定（池田市都市公園条例別表の(3)の表空港緑地グラウンドの項の改正規定に限る。）並びに第9条及び第11条から第13条まで並びに附則第6項、第15項、第16項及び第19項の規定 令和9年4月1日

(9) 第14条の規定 令和9年5月1日

（池田市ダイバーシティセンター条例の一部改正に伴う準備行為）

2 市長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における池田市ダイバーシティセンターの施設の使用に係る使用料について、施行日前においても、第1条の規定による改正後の池田市ダイバーシティセンター条

例別表に規定する使用料の額の例により徴収することができる。

(池田市立市民活動交流センター条例の一部改正に伴う準備行為)

3 市長は、施行日以後における池田市立市民活動交流センターの施設（附則第5項において「センター施設」という。）の使用に係る使用料について、施行日前においても、第2条の規定による改正後の池田市立市民活動交流センター条例（次項において「新市民活動交流センター条例」という。）別表第1に規定する使用料の額の例により徴収することができる。

4 市長は、附則第1項第8号に掲げる規定の施行の日（以下「第8号施行日」という。）以後における池田市立市民活動交流センターの設備（附則第6項において「センター設備」という。）の使用に係る使用料について、第8号施行日前においても、新市民活動交流センター条例別表第2に規定する使用料の額の例により徴収することができる。

(池田市立市民活動交流センター条例の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日前におけるセンター施設の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

6 第8号施行日前におけるセンター設備の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

(池田市立休日急病診療所設置条例の一部改正に伴う経過措置)

7 第3条の規定による改正後の池田市立休日急病診療所設置条例別表の規定は、施行日以後になされる申請に対する池田市立休日急病診療所における診断書及び証明書の交付（以下この項において単に「交付」という。）に係る手数料について適用し、施行日前になされた申請に対する交付に係る手数料については、なお従前の例による。

(池田市立火葬場条例の一部改正に伴う準備行為)

8 市長は、施行日以後における池田市立火葬場の使用に係る使用料について、施行日前においても、第4条の規定による改正後の池田市立火葬場条例

第3条に規定する使用料の額の例により徴収することができる。

(池田市立火葬場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 施行日前における池田市立火葬場の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

(池田市葬祭条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 施行日前に開始した池田市立葬祭場の斎場、やすらぎ会館、死体預所及び葬祭用具の使用に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(池田市立桃園墓地使用条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 第6条の規定による改正後の池田市立桃園墓地使用条例別表の規定は、施行日以後にその納期（第2回目以降の納入に係る管理料にあつては、当該管理料の納入に係る同条例第12条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する基準日。以下この項において同じ。）が到来する池田市立桃園墓地の区画墓地の使用に係る永代使用料及び管理料について適用し、施行日前に納期が到来した池田市立桃園墓地の区画墓地の使用に係る永代使用料及び管理料については、なお従前の例による。

(五月山霊園使用条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 第7条の規定による改正後の五月山霊園使用条例別表第1の規定は、施行日以後にその納期（第2回目以降の納入に係る管理料にあつては、当該管理料の納入に係る同条例第11条第3項に規定する基準日。以下この項において同じ。）が到来する五月山霊園の区画墓地の使用に係る永代使用料及び管理料について適用し、施行日前に納期が到来した五月山霊園の区画墓地の使用に係る永代使用料及び管理料については、なお従前の例による。

(池田市都市公園条例の一部改正に伴う準備行為)

- 13 市長は、第8号施行日以後における空港緑地グラウンドの使用に係る使用料について、第8号施行日前においても、第8条の規定による改正後の池

田市都市公園条例別表の(3)の表に規定する使用料の額の例により徴収することができる。

(池田市都市公園運動施設条例の一部改正に伴う準備行為)

- 1 4 市長は、第8号施行日以後における五月山体育館、テニスコート及び猪名川運動場の施設(次項において「運動施設」という。)の使用に係る使用料(五月山体育館のトレーニングルーム及びプールの回数券(以下この項から附則第16項までにおいて「回数券」という。))に係る使用料を除く。)について、第8号施行日前においても、第9条の規定による改正後の池田市都市公園運動施設条例別表第1から別表第3までに規定する使用料(回数券に係る使用料を除く。)の額の例により徴収することができる。

(池田市都市公園運動施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 5 第8号施行日前における運動施設の使用に係る使用料(回数券に係る使用料を除く。)の額については、なお従前の例による。
- 1 6 第8号施行日前における使用料の納付に係る回数券の取扱いは、なお従前の例による。

(公民館条例の一部改正に伴う準備行為)

- 1 7 教育委員会は、附則第1項第5号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び附則第23項において「第5号施行日」という。)以後における池田市中央公民館の使用に係る使用料について、第5号施行日前においても、第10条の規定による改正後の公民館条例別表に規定する使用料の額の例により徴収することができる。

(池田市立総合スポーツセンター条例の一部改正に伴う準備行為)

- 1 8 教育委員会は、第8号施行日以後における池田市立総合スポーツセンターの施設の使用に係る使用料について、第8号施行日前においても、第11条の規定による改正後の池田市立総合スポーツセンター条例別表に規定する使用料の額の例により徴収することができる。

(池田市立総合スポーツセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 19 第8号施行日前における池田市立総合スポーツセンターの施設の使用に係る使用料の額は、なお従前の例による。

(池田市民文化会館条例の一部改正に伴う準備行為)

- 20 池田市民文化会館の指定管理者は、第8号施行日以後における池田市民文化会館のホール、コンベンションルーム、イベントスペース、会議室、スタジオ及び録音室の使用に係る利用料金について、第8号施行日前においても、第12条の規定による改正後の池田市民文化会館条例別表に規定する利用料金の上限額の例によりその額を定め、これを徴収することができる。

(池田市立カルチャープラザ条例の一部改正に伴う準備行為)

- 21 市長は、第8号施行日以後における池田市立カルチャープラザの施設の使用に係る使用料について、第8号施行日前においても、第13条の規定による改正後の池田市立カルチャープラザ条例別表に規定する使用料の額の例により徴収することができる。

(池田市立ギャラリー条例の一部改正に伴う準備行為)

- 22 市長は、附則第1項第9号に掲げる規定の施行の日以後における池田市立ギャラリーの使用に係る使用料について、同日前においても、第14条の規定による改正後の池田市立ギャラリー条例第11条に規定する使用料の額の例により徴収することができる。

(池田市立上方落語資料展示館条例の一部改正に伴う準備行為)

- 23 市長は、第5号施行日以後における池田市立上方落語資料展示館の展示室及びイベントホールの使用に係る使用料について、第5号施行日前においても、第15条の規定による改正後の池田市立上方落語資料展示館条例別表に規定する使用料の額の例により徴収することができる。

(池田市自転車安全利用の促進及び自転車等の駐車秩序の確立に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

24 第16条の規定による改正後の池田市自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車秩序の確立に関する条例第13条の規定は、施行日以後に移動する自転車及び原動機付自転車の当該移動、保管その他の措置に係る手数料について適用し、施行日前に移動した自転車及び原動機付自転車の当該移動、保管その他の措置に係る手数料については、なお従前の例による。

池田市ダイバーシティセンター条例等の一部改正について

- 1 池田市ダイバーシティセンター条例（令和 3 年池田市条例第 1 4 号）の一部改正〔第 1 条関係〕

池田市ダイバーシティセンターの施設の使用に係る使用料の額を改定するものであること。また、使用者が市民等以外のものである場合における当該使用料の割増しについて定めるものであること。

（別表関係）

- 2 池田市立市民活動交流センター条例（令和 3 年池田市条例第 1 6 号）の一部改正〔第 2 条関係〕

- (1) 池田市立市民活動交流センターの施設の使用に係る使用料の額を改定するものであること。

（別表第 1 関係）

- (2) 池田市立市民活動交流センターの設備の使用に係る使用料の額を改定するものであること。

（別表第 2 関係）

- 3 池田市立休日急病診療所設置条例（昭和 5 3 年池田市条例第 1 1 号）の一部改正〔第 3 条関係〕

池田市立休日急病診療所における診断書及び証明書の交付に係る手数料の額を改定するものであること。

（別表関係）

- 4 池田市立火葬場条例（平成 1 0 年池田市条例第 1 0 号）の一部改正〔第 4 条関係〕

池田市立火葬場の使用に係る使用料の額を改定するものであること。また、

用語の定義を明確化する等所要の規定の整備を行うものであること。

(第3条関係)

- 5 池田市葬祭条例（昭和41年池田市条例第25号）の一部改正〔第5条関係〕

池田市立葬祭場の施設等の使用に係る利用料金の上限額を改定するものであること。また、文言の整備を行うものであること。

(別表第1関係)

- 6 池田市立桃園墓地使用条例（昭和14年池田市条例第3号）の一部改正〔第6条関係〕

池田市立桃園墓地の区画墓地の使用に係る永代使用料及び管理料の額を改定するものであること。

(別表関係)

- 7 五月山霊園使用条例（昭和43年池田市条例第18号）の一部改正〔第7条関係〕

五月山霊園の区画墓地の使用に係る永代使用料及び管理料の額を改定するものであること。

(別表第1関係)

- 8 池田市都市公園条例（昭和39年池田市条例第15号）の一部改正〔第8条関係〕

公園施設のうち次のア及びイに掲げるものの使用に係る使用料の額を改定するものであること。また、文言の整備を行うものであること。

ア 五月山公園幹線園路

イ 空港緑地グラウンド

(別表関係)

- 9 池田市都市公園運動施設条例（平成8年池田市条例第14号）の一部改正〔第9条関係〕

五月山体育館、テニスコート及び猪名川運動場の施設の使用に係る使用料の額を改定するものであること。また、五月山体育館のプールの使用に係る使用料が無料となる小人の対象年齢について見直しを行うものであること。

(別表第1から別表第3まで関係)

10 公民館条例（昭和39年池田市条例第29号）の一部改正〔第10条関係〕

池田市民文化会館の施設の使用に係る使用料の額を改定するものであること。また、文言の整備等所要の規定の整備を行うものであること。

(別表関係)

11 池田市立総合スポーツセンター条例（昭和38年池田市条例第21号）の一部改正〔第11条関係〕

池田市立総合スポーツセンターの施設の使用に係る使用料の額を改定するものであること。また、当該使用料の割引の対象となる小人等団体等の該当要件及び入場料等を徴収する場合の当該使用料の割増しについて、一部見直しを行うものであること。

(別表第1関係)

12 池田市民文化会館条例（昭和49年池田市条例第38号）の一部改正〔第12条関係〕

池田市民文化会館の施設の使用に係る利用料金の上限額を改定するものであること。また、文言の整備を行うものであること。

(別表関係)

13 池田市立カルチャープラザ条例（昭和59年池田市条例第16号）の一部改正〔第13条関係〕

池田市立カルチャープラザの施設の使用に係る使用料の額を改定するものであること。また、使用者が市民等以外のものである場合及び入場料等を徴収する場合における当該使用料の割増しについて定めるものであること。

(別表関係)

- 1 4 池田市立ギャラリー条例（昭和60年池田市条例第25号）の一部改正
〔第14条関係〕

池田市立ギャラリーの使用に係る使用料の額を改定するものであること。

(第11条関係)

- 1 5 池田市立上方落語資料展示館条例（平成19年池田市条例第2号）の一部改正〔第15条関係〕

池田市立上方落語資料展示館の施設の使用に係る使用料の額を改定するものであること。

(別表関係)

- 1 6 池田市自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車秩序の確立に関する条例（昭和61年池田市条例第11号）の一部改正〔第16条関係〕

放置禁止区域に放置された自転車又は原動機付自転車の移動、保管その他の措置に係る手数料の額を改定するものであること。

(第13条関係)

- 1 7 この条例は、令和8年8月1日から施行するものであること。ただし、10及び15については令和8年11月1日から、2の(2)、8（イに係る部分に限る。）、9及び11から13までについては令和9年4月1日から、14については令和9年5月1日から施行するものであること。また、関係条例の規定を整備し、所要の経過措置を設けるほか、次の(1)から(6)までに掲げる準備行為に係る規定を設け、当該(1)から(6)までに掲げる日から施行するものであること。

(1) 2の(1)、10、14及び15に伴う準備行為 令和8年5月1日

(2) 1に伴う準備行為 令和8年6月1日

(3) 4に伴う準備行為 令和8年7月25日

(4) 12及び13に伴う準備行為 令和8年10月1日

(5) 2の(2)に伴う準備行為 令和9年2月21日

(6) 8（イに係る部分に限る。）、9及び11に伴う準備行為 令和9年3月13日

(改正条例附則関係)

議案第5号 参 考

池田市ダイバーシティセンター条例等の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前				改 正 後			
1 池田市ダイバーシティセンター条例				1 池田市ダイバーシティセンター条例			
本則（略）				本則（略）			
別表（第5条、第7条関係）				別表（第5条、第7条関係）			
施設の名称	時間区分			施設の名称	時間区分		
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後8時		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後8時
会議室（1）	300円	400円	200円	会議室（1）	360円	480円	240円
会議室（2）	300円	400円	200円	会議室（2）	360円	480円	240円
会議室（3）	500円	700円	300円	会議室（3）	600円	840円	360円
会議室（4）	200円	300円	100円	会議室（4）	240円	360円	120円
多目的スペース	2,500円	3,300円	1,700円	多目的スペース	3,000円	3,960円	2,040円
備考 使用者が入場料その他これに類する対価を徴収する場合の使用料の額は、 <u>上表に掲げる額の2倍の額とする。</u>				備考 1 使用者が市民等（市内に居住し、在勤し、又は在学する者及び市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。備考3において同じ。）以外の <u>ものである場合（備考3に規定する場合を除く。）の使用料の額は、上表に掲げる額の1.5倍の額とする。</u> 2 使用者が入場料その他これに類する対価を徴収する場合（備考3に規定する場合を除く。）の使用料の額は、 <u>上表に掲げる額の2倍の額とす</u>			

改 正 前																																							
<p style="text-align: center;">2 池田市立市民活動交流センター条例</p> <p>本則 (略)</p> <p>別表第1 (第10条—第12条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施設名</th> <th style="width: 15%;">広さ</th> <th style="width: 15%;">収容人員</th> <th style="width: 55%;">時間区分ごとの使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小会議室1</td> <td style="text-align: center;">28.53㎡</td> <td style="text-align: center;">12人</td> <td style="text-align: right;">400円</td> </tr> <tr> <td>小会議室2</td> <td style="text-align: center;">24.39㎡</td> <td style="text-align: center;">12人</td> <td style="text-align: right;">400円</td> </tr> <tr> <td>中会議室</td> <td style="text-align: center;">33.80㎡</td> <td style="text-align: center;">18人</td> <td style="text-align: right;">500円</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td style="text-align: center;">97.46㎡</td> <td style="text-align: center;">80人</td> <td style="text-align: right;">1,500円</td> </tr> <tr> <td>多目的室1</td> <td style="text-align: center;">62.72㎡</td> <td style="text-align: center;">35人</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>多目的室2</td> <td style="text-align: center;">43.52㎡</td> <td style="text-align: center;">20人</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>多目的室3</td> <td style="text-align: center;">24.46㎡</td> <td style="text-align: center;">12人</td> <td style="text-align: right;">400円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">備考 (略)</p> <p>別表第2 (第10条—第12条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">設備名</th> <th style="width: 60%;">1年当たりの使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロッカー (大)</td> <td style="text-align: right;">18,000円/個</td> </tr> </tbody> </table>				施設名	広さ	収容人員	時間区分ごとの使用料	小会議室1	28.53㎡	12人	400円	小会議室2	24.39㎡	12人	400円	中会議室	33.80㎡	18人	500円	大会議室	97.46㎡	80人	1,500円	多目的室1	62.72㎡	35人	2,000円	多目的室2	43.52㎡	20人	2,000円	多目的室3	24.46㎡	12人	400円	設備名	1年当たりの使用料	ロッカー (大)	18,000円/個
施設名	広さ	収容人員	時間区分ごとの使用料																																				
小会議室1	28.53㎡	12人	400円																																				
小会議室2	24.39㎡	12人	400円																																				
中会議室	33.80㎡	18人	500円																																				
大会議室	97.46㎡	80人	1,500円																																				
多目的室1	62.72㎡	35人	2,000円																																				
多目的室2	43.52㎡	20人	2,000円																																				
多目的室3	24.46㎡	12人	400円																																				
設備名	1年当たりの使用料																																						
ロッカー (大)	18,000円/個																																						

改 正 後																																							
<p style="text-align: center;">る。</p> <p style="text-align: center;">3 使用者が市民等以外のものである場合で、入場料その他これに類する対価を徴収するときの使用料の額は、上表に掲げる額の3倍の額とする。</p> <p style="text-align: center;">る。</p> <p style="text-align: center;">2 池田市立市民活動交流センター条例</p> <p>本則 (略)</p> <p>別表第1 (第10条—第12条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施設名</th> <th style="width: 15%;">広さ</th> <th style="width: 15%;">収容人員</th> <th style="width: 55%;">時間区分ごとの使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小会議室1</td> <td style="text-align: center;">28.53㎡</td> <td style="text-align: center;">12人</td> <td style="text-align: right;">500円</td> </tr> <tr> <td>小会議室2</td> <td style="text-align: center;">24.39㎡</td> <td style="text-align: center;">12人</td> <td style="text-align: right;">500円</td> </tr> <tr> <td>中会議室</td> <td style="text-align: center;">33.80㎡</td> <td style="text-align: center;">18人</td> <td style="text-align: right;">600円</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td style="text-align: center;">97.46㎡</td> <td style="text-align: center;">80人</td> <td style="text-align: right;">1,800円</td> </tr> <tr> <td>多目的室1</td> <td style="text-align: center;">62.72㎡</td> <td style="text-align: center;">35人</td> <td style="text-align: right;">2,400円</td> </tr> <tr> <td>多目的室2</td> <td style="text-align: center;">43.52㎡</td> <td style="text-align: center;">20人</td> <td style="text-align: right;">2,400円</td> </tr> <tr> <td>多目的室3</td> <td style="text-align: center;">24.46㎡</td> <td style="text-align: center;">12人</td> <td style="text-align: right;">500円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">備考 (略)</p> <p>別表第2 (第10条—第12条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">設備名</th> <th style="width: 60%;">1年当たりの使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロッカー (大)</td> <td style="text-align: right;">21,600円/個</td> </tr> </tbody> </table>				施設名	広さ	収容人員	時間区分ごとの使用料	小会議室1	28.53㎡	12人	500円	小会議室2	24.39㎡	12人	500円	中会議室	33.80㎡	18人	600円	大会議室	97.46㎡	80人	1,800円	多目的室1	62.72㎡	35人	2,400円	多目的室2	43.52㎡	20人	2,400円	多目的室3	24.46㎡	12人	500円	設備名	1年当たりの使用料	ロッカー (大)	21,600円/個
施設名	広さ	収容人員	時間区分ごとの使用料																																				
小会議室1	28.53㎡	12人	500円																																				
小会議室2	24.39㎡	12人	500円																																				
中会議室	33.80㎡	18人	600円																																				
大会議室	97.46㎡	80人	1,800円																																				
多目的室1	62.72㎡	35人	2,400円																																				
多目的室2	43.52㎡	20人	2,400円																																				
多目的室3	24.46㎡	12人	500円																																				
設備名	1年当たりの使用料																																						
ロッカー (大)	21,600円/個																																						

改 正 前	改 正 後																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">ロッカー（長）</td> <td style="text-align: right;">12,000円/個</td> </tr> <tr> <td>ロッカー（中）</td> <td style="text-align: right;">9,000円/個</td> </tr> <tr> <td>ロッカー（小）</td> <td style="text-align: right;">6,000円/個</td> </tr> <tr> <td>メールボックス</td> <td style="text-align: right;">1,200円/個</td> </tr> </table> <p>備考（略）</p> <p>3 池田市立休日急病診療所設置条例</p> <p>本則（略）</p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">厚生年金診断書</td> <td style="text-align: right;">1通 3,000円</td> </tr> <tr> <td>生命保険診断書</td> <td style="text-align: right;">1通 3,000円</td> </tr> <tr> <td>一般診断書</td> <td style="text-align: right;">1通 1,000円</td> </tr> <tr> <td>一般証明書</td> <td style="text-align: right;">1通 1,000円</td> </tr> </table> <p>4 池田市立火葬場条例</p> <p>第1条・第2条（略）</p> <p>（使用料）</p> <p>第3条 火葬場使用料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大人（12歳以上）1体につき 市民 10,000円 市民以外 40,000円</p>	ロッカー（長）	12,000円/個	ロッカー（中）	9,000円/個	ロッカー（小）	6,000円/個	メールボックス	1,200円/個	厚生年金診断書	1通 3,000円	生命保険診断書	1通 3,000円	一般診断書	1通 1,000円	一般証明書	1通 1,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">ロッカー（長）</td> <td style="text-align: right;">14,400円/個</td> </tr> <tr> <td>ロッカー（中）</td> <td style="text-align: right;">10,800円/個</td> </tr> <tr> <td>ロッカー（小）</td> <td style="text-align: right;">7,200円/個</td> </tr> <tr> <td>メールボックス</td> <td style="text-align: right;">1,500円/個</td> </tr> </table> <p>備考（略）</p> <p>3 池田市立休日急病診療所設置条例</p> <p>本則（略）</p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%; text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚生年金診断書</td> <td style="text-align: right;">1通 5,000円</td> </tr> <tr> <td>生命保険診断書</td> <td style="text-align: right;">1通 5,000円</td> </tr> <tr> <td>一般診断書</td> <td style="text-align: right;">1通 2,000円</td> </tr> <tr> <td>一般証明書</td> <td style="text-align: right;">1通 2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 池田市立火葬場条例</p> <p>第1条・第2条（略）</p> <p>（使用料）</p> <p>第3条 火葬場使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 死亡者が死亡時において12歳以上である場合 1体につき20,000円</p>	ロッカー（長）	14,400円/個	ロッカー（中）	10,800円/個	ロッカー（小）	7,200円/個	メールボックス	1,500円/個	区分	手数料の額	厚生年金診断書	1通 5,000円	生命保険診断書	1通 5,000円	一般診断書	1通 2,000円	一般証明書	1通 2,000円
ロッカー（長）	12,000円/個																																		
ロッカー（中）	9,000円/個																																		
ロッカー（小）	6,000円/個																																		
メールボックス	1,200円/個																																		
厚生年金診断書	1通 3,000円																																		
生命保険診断書	1通 3,000円																																		
一般診断書	1通 1,000円																																		
一般証明書	1通 1,000円																																		
ロッカー（長）	14,400円/個																																		
ロッカー（中）	10,800円/個																																		
ロッカー（小）	7,200円/個																																		
メールボックス	1,500円/個																																		
区分	手数料の額																																		
厚生年金診断書	1通 5,000円																																		
生命保険診断書	1通 5,000円																																		
一般診断書	1通 2,000円																																		
一般証明書	1通 2,000円																																		

改 正 前	改 正 後														
<p>(2) 小人（12歳未満）1体につき 市民 5,000円 市民以外 20,000円</p> <p>(3) 死産児 1体につき 市民 5,000円 市民以外 20,000円</p> <p>第4条～第6条（略）</p> <p>5 池田市葬祭条例</p> <p>本則（略）</p> <p>別表第1（第8条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 10%;">使用区分</th> <th style="width: 20%;">利用料金の額</th> <th style="width: 60%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>斎場</td> <td>告別式</td> <td style="text-align: center;">15,200円</td> <td>使用時間は2時間以内とする。2時間を超える場合は、1時間までを増す毎に、7,600円を加算して得た額とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用区分	利用料金の額	摘要	斎場	告別式	15,200円	使用時間は2時間以内とする。2時間を超える場合は、1時間までを増す毎に、7,600円を加算して得た額とする。	<p>0円（死亡者が死亡時において市民（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。以下この条において同じ。）以外の者である場合にあっては、60,000円）</p> <p>(2) 死亡者が死亡時において12歳未満である場合 1体につき10,000円（死亡者が死亡時において市民以外の者である場合にあっては、30,000円）</p> <p>(3) 死産児の場合 1体につき10,000円（死産児の母が死産時において市民以外の者である場合にあっては、30,000円）</p> <p>第4条～第6条（略）</p> <p>5 池田市葬祭条例</p> <p>本則（略）</p> <p>別表第1（第8条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 10%;">利用料金の上限額</th> <th style="width: 60%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>斎場</td> <td style="text-align: center;">18,200円</td> <td>使用時間は、2時間以内とする。2時間を超える場合は、1時間までを増すごとに9,100円を加算して得た額とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料金の上限額	摘要	斎場	18,200円	使用時間は、2時間以内とする。2時間を超える場合は、1時間までを増すごとに9,100円を加算して得た額とする。
区分	使用区分	利用料金の額	摘要												
斎場	告別式	15,200円	使用時間は2時間以内とする。2時間を超える場合は、1時間までを増す毎に、7,600円を加算して得た額とする。												
区分	利用料金の上限額	摘要													
斎場	18,200円	使用時間は、2時間以内とする。2時間を超える場合は、1時間までを増すごとに9,100円を加算して得た額とする。													

改 正 前				改 正 後					
		通夜及び 告別式	<u>152,700円</u>	使用時間は午後4時から翌日 <u>の午後0時</u> までとする。これを超える場合は、1時間までを増す <u>毎に、7,600円</u> を加算して得た額とする。ただし、事前の使用時間は <u>午後0時以降</u> からとする。			通夜及び 告別式	<u>183,200円</u>	使用時間は、 <u>午後4時から翌日の正午</u> までとする。これを超える場合は、1時間までを増す <u>ごとに9,100円</u> を加算して得た額とする。ただし、事前の使用時間は、 <u>正午以後の時間</u> からとする。
やすらぎ 会館	浄心の 間	通夜及び 通夜以外	<u>36,600円</u>	使用時間は午後4時から翌日 <u>の午後4時</u> までとする。これを超える場合は、1時間までを増す <u>毎に、1,500円</u> を加算して得た額とする。ただし、事前の使用時間は <u>午前9時以降</u> からとする。	やすらぎ 会館	浄心の 間	通夜及び 通夜以外	<u>43,900円</u>	使用時間は、午後4時から翌日 <u>の午後4時</u> までとする。これを超える場合は、1時間までを増す <u>ごとに1,800円</u> を加算して得た額とする。ただし、事前の使用時間は、 <u>午前9時以後の時間</u> からとする。
	白露の 間	通夜及び 通夜以外	<u>36,600円</u>	使用時間は午後4時から翌日 <u>の午後4時</u> までとする。これを超える場合は、1時間までを増す <u>毎に、1,500円</u> を加算して得た額とする。ただし、事前		白露の 間	通夜及び 通夜以外	<u>43,900円</u>	使用時間は、午後4時から翌日 <u>の午後4時</u> までとする。これを超える場合は、1時間までを増す <u>ごとに1,800円</u> を加算して得た額とする。ただし、事前

改 正 前				改 正 後			
			の使用時間は午前9時以降からとする。				の使用時間は、午前9時以後の時間からとする。
	寺院控室		3,000円		寺院控室		3,600円
			使用時間は2時間以内とする。2時間を超える場合は、1時間までを増す毎に、1,500円を加算して得た額とする。				使用時間は、2時間以内とする。2時間を超える場合は、1時間までを増すごとに1,800円を加算して得た額とする。
	死体預所		1,500円		死体預所		1,800円
	霊柩自動車		大阪陸運局長の認可した普通型霊柩車料金の金額の範囲内で規則で定める。		霊柩自動車		走行距離等に応じ規則で定める額
葬祭用具	仏式	1号	27,500円	(略)	仏式	1号	33,000円
		2号	40,700円			2号	48,800円
		3号	111,000円			3号	133,200円
		4号	176,200円			4号	211,400円
	神式	5号	27,500円		神式	5号	33,000円
		6号	61,100円			6号	73,300円
	キリスト教式	7号	27,500円		キリスト教式	7号	33,000円

改 正 前	改 正 後																																																																												
<p>備考 (略)</p> <p>別表第2～別表第8 (略)</p> <p>6 池田市立桃園墓地使用条例</p> <p>本則 (略)</p> <p>別表 (第12条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 35%;">永代使用料</th> <th style="width: 40%;">管理料 (20年分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1型 (0.81㎡)</td> <td style="text-align: center;"><u>380,700円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>29,160円</u></td> </tr> <tr> <td>2型 (0.9㎡)</td> <td style="text-align: center;"><u>423,000円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>32,400円</u></td> </tr> <tr> <td>3型 (1.8㎡)</td> <td style="text-align: center;"><u>846,000円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>64,800円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>7 五月山霊園使用条例</p> <p>本則 (略)</p> <p>別表第1 (第3条、第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">区分</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">永代使用料</th> <th colspan="2" style="width: 75%;">管理料</th> </tr> <tr> <th style="width: 35%;">5年前納</th> <th style="width: 35%;">20年前納</th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(円)</td> <td style="text-align: center;">(円)</td> <td style="text-align: center;">(円)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1㎡型</td> <td style="text-align: center;"><u>210,000</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9,000</u></td> <td style="text-align: center;"><u>36,000</u></td> </tr> <tr> <td>2㎡型</td> <td style="text-align: center;"><u>420,000</u></td> <td style="text-align: center;"><u>18,000</u></td> <td style="text-align: center;"><u>72,000</u></td> </tr> <tr> <td>3㎡型</td> <td style="text-align: center;"><u>640,000</u></td> <td style="text-align: center;"><u>27,000</u></td> <td style="text-align: center;"><u>108,000</u></td> </tr> <tr> <td>4㎡型</td> <td style="text-align: center;"><u>830,000</u></td> <td style="text-align: center;"><u>36,000</u></td> <td style="text-align: center;"><u>144,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	永代使用料	管理料 (20年分)	1型 (0.81㎡)	<u>380,700円</u>	<u>29,160円</u>	2型 (0.9㎡)	<u>423,000円</u>	<u>32,400円</u>	3型 (1.8㎡)	<u>846,000円</u>	<u>64,800円</u>	区分	永代使用料	管理料		5年前納	20年前納		(円)	(円)	(円)	1㎡型	<u>210,000</u>	<u>9,000</u>	<u>36,000</u>	2㎡型	<u>420,000</u>	<u>18,000</u>	<u>72,000</u>	3㎡型	<u>640,000</u>	<u>27,000</u>	<u>108,000</u>	4㎡型	<u>830,000</u>	<u>36,000</u>	<u>144,000</u>	<p>備考 (略)</p> <p>別表第2～別表第8 (略)</p> <p>6 池田市立桃園墓地使用条例</p> <p>本則 (略)</p> <p>別表 (第12条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 35%;">永代使用料</th> <th style="width: 40%;">管理料 (20年分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1型 (0.81㎡)</td> <td style="text-align: center;"><u>456,800円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>35,000円</u></td> </tr> <tr> <td>2型 (0.9㎡)</td> <td style="text-align: center;"><u>507,600円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>38,900円</u></td> </tr> <tr> <td>3型 (1.8㎡)</td> <td style="text-align: center;"><u>1,015,200円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>77,800円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>7 五月山霊園使用条例</p> <p>本則 (略)</p> <p>別表第1 (第3条、第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">区分</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">永代使用料</th> <th colspan="2" style="width: 75%;">管理料</th> </tr> <tr> <th style="width: 35%;">5年前納</th> <th style="width: 35%;">20年前納</th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(円)</td> <td style="text-align: center;">(円)</td> <td style="text-align: center;">(円)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1㎡型</td> <td style="text-align: center;"><u>252,000</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,800</u></td> <td style="text-align: center;"><u>43,200</u></td> </tr> <tr> <td>2㎡型</td> <td style="text-align: center;"><u>504,000</u></td> <td style="text-align: center;"><u>21,600</u></td> <td style="text-align: center;"><u>86,400</u></td> </tr> <tr> <td>3㎡型</td> <td style="text-align: center;"><u>768,000</u></td> <td style="text-align: center;"><u>32,400</u></td> <td style="text-align: center;"><u>129,600</u></td> </tr> <tr> <td>4㎡型</td> <td style="text-align: center;"><u>996,000</u></td> <td style="text-align: center;"><u>43,200</u></td> <td style="text-align: center;"><u>172,800</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	永代使用料	管理料 (20年分)	1型 (0.81㎡)	<u>456,800円</u>	<u>35,000円</u>	2型 (0.9㎡)	<u>507,600円</u>	<u>38,900円</u>	3型 (1.8㎡)	<u>1,015,200円</u>	<u>77,800円</u>	区分	永代使用料	管理料		5年前納	20年前納		(円)	(円)	(円)	1㎡型	<u>252,000</u>	<u>10,800</u>	<u>43,200</u>	2㎡型	<u>504,000</u>	<u>21,600</u>	<u>86,400</u>	3㎡型	<u>768,000</u>	<u>32,400</u>	<u>129,600</u>	4㎡型	<u>996,000</u>	<u>43,200</u>	<u>172,800</u>
区分	永代使用料	管理料 (20年分)																																																																											
1型 (0.81㎡)	<u>380,700円</u>	<u>29,160円</u>																																																																											
2型 (0.9㎡)	<u>423,000円</u>	<u>32,400円</u>																																																																											
3型 (1.8㎡)	<u>846,000円</u>	<u>64,800円</u>																																																																											
区分	永代使用料	管理料																																																																											
		5年前納	20年前納																																																																										
	(円)	(円)	(円)																																																																										
1㎡型	<u>210,000</u>	<u>9,000</u>	<u>36,000</u>																																																																										
2㎡型	<u>420,000</u>	<u>18,000</u>	<u>72,000</u>																																																																										
3㎡型	<u>640,000</u>	<u>27,000</u>	<u>108,000</u>																																																																										
4㎡型	<u>830,000</u>	<u>36,000</u>	<u>144,000</u>																																																																										
区分	永代使用料	管理料 (20年分)																																																																											
1型 (0.81㎡)	<u>456,800円</u>	<u>35,000円</u>																																																																											
2型 (0.9㎡)	<u>507,600円</u>	<u>38,900円</u>																																																																											
3型 (1.8㎡)	<u>1,015,200円</u>	<u>77,800円</u>																																																																											
区分	永代使用料	管理料																																																																											
		5年前納	20年前納																																																																										
	(円)	(円)	(円)																																																																										
1㎡型	<u>252,000</u>	<u>10,800</u>	<u>43,200</u>																																																																										
2㎡型	<u>504,000</u>	<u>21,600</u>	<u>86,400</u>																																																																										
3㎡型	<u>768,000</u>	<u>32,400</u>	<u>129,600</u>																																																																										
4㎡型	<u>996,000</u>	<u>43,200</u>	<u>172,800</u>																																																																										

改 正 前			
5 m ² 型	<u>1, 070, 000</u>	<u>45, 000</u>	<u>180, 000</u>
6 m ² 型	<u>1, 280, 000</u>	<u>54, 000</u>	<u>216, 000</u>
8 m ² 型	<u>1, 960, 000</u>	<u>72, 000</u>	<u>288, 000</u>

別表第2 (略)

8 池田市都市公園条例

本則 (略)

別表 (第10条関係)

(1)・(2) (略)

(3) 有料施設の使用料

区分	使用料
五月山公園幹線園路	
(1) 大型自動車又は大型特殊自動車	1台1回につき <u>700円</u>
(2) 普通自動車又は小型特殊自動車	1台1回につき <u>300円</u>
(3) (略)	(略)
五月山緑地第1駐車場・猪名川緑地駐車場	(略)
空港緑地グラウンド	半日(午前9時から正午まで又は午後1時から午後4時までをいう。)1面 <u>2,000円</u>

備考 空港緑地グラウンドの使用料については、以下の額を加算する。

改 正 後			
5 m ² 型	<u>1, 280, 000</u>	<u>54, 000</u>	<u>216, 000</u>
6 m ² 型	<u>1, 530, 000</u>	<u>64, 800</u>	<u>259, 200</u>
8 m ² 型	<u>2, 350, 000</u>	<u>86, 400</u>	<u>345, 600</u>

別表第2 (略)

8 池田市都市公園条例

本則 (略)

別表 (第10条関係)

(1)・(2) (略)

(3) 有料施設の使用料

区分	使用料
五月山公園幹線園路	
(1) 大型自動車又は大型特殊自動車	1台1回につき <u>800円</u>
(2) 普通自動車又は小型特殊自動車	1台1回につき <u>400円</u>
(3) (略)	(略)
五月山緑地第1駐車場・猪名川緑地駐車場	(略)
空港緑地グラウンド	半日(午前9時から正午まで又は午後1時から午後4時までをいう。)1面 <u>2,400円</u>

備考

改 正 前						
<p>1 市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するもの又は市内に通勤若しくは通学する者以外のものの使用に係る使用料は、この表に定める使用料の10割に相当する額</p> <p>2 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における使用料は、この表に定める使用料の3割に相当する額</p>						
<p>9 池田市都市公園運動施設条例</p> <p>本則（略）</p> <p>別表第1（第13条関係）</p> <p>五月山体育館使用料</p>						
区分			基本使用料			
アリーナ			3分の1	2分の1	3分の2	全面使用
			面使用	面使用	面使用	
月曜日 から金 曜日ま で（休 日を除 く）	時間 帯区 分に よる 使用	午前9時 から正午 まで	3,900円	5,800円	7,800円	11,600円
		午後1時 から午後	5,200円	7,800円	10,400円	15,600円

改 正 後						
<p>1 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（備考2において「休日等」という。）における空港緑地グラウンドの使用料の額は、上表に掲げる額の1.3倍の額とする。</p> <p>2 備考1の規定にかかわらず、市内に居住し、在勤し、又は在学する者及び市内に事業所を有する法人その他の団体以外のものによる使用における空港緑地グラウンドの使用料の額は、上表に掲げる額の2倍（休日等における使用にあっては、2.6倍）の額とする。</p>						
<p>9 池田市都市公園運動施設条例</p> <p>本則（略）</p> <p>別表第1（第13条関係）</p> <p>五月山体育館使用料</p>						
区分			基本使用料			
アリーナ			3分の1	2分の1	3分の2	全面使用
			面使用	面使用	面使用	
月曜日 から金 曜日ま で（休 日を除 く）	時間 帯区 分に よる 使用	午前9時 から正午 まで	4,680円	7,020円	9,360円	14,040円
		午後1時 から午後	6,240円	9,360円	12,480円	18,720円

改 正 前							改 正 後						
く。)		5時まで					く。)		5時まで				
		午後 6 時から午後 9 時まで	<u>3,900円</u>	<u>5,800円</u>	<u>7,800円</u>	<u>11,600円</u>			午後 6 時から午後 9 時まで	<u>4,680円</u>	<u>7,020円</u>	<u>9,360円</u>	<u>14,040円</u>
		午前 9 時から午後 9 時まで	<u>13,000円</u>	<u>19,400円</u>	<u>26,000円</u>	<u>38,800円</u>			午前 9 時から午後 9 時まで	<u>15,600円</u>	<u>23,400円</u>	<u>31,200円</u>	<u>46,800円</u>
		時間帯区分によらない特例使用 (1 時間当たり)	<u>1,300円</u>	<u>1,900円</u>	<u>2,600円</u>	<u>3,800円</u>			時間帯区分によらない特例使用 (1 時間当たり)	<u>1,560円</u>	<u>2,340円</u>	<u>3,120円</u>	<u>4,680円</u>
土曜日 (休日を除く。)	時間帯区分による使用	午前 9 時から正午まで	<u>5,070円</u>	<u>7,540円</u>	<u>10,140円</u>	<u>15,080円</u>	土曜日 (休日を除く。)	時間帯区分による使用	午前 9 時から正午まで	<u>6,060円</u>	<u>9,120円</u>	<u>12,150円</u>	<u>18,240円</u>
		午後 1 時から午後 5 時まで	<u>6,760円</u>	<u>10,140円</u>	<u>13,520円</u>	<u>20,280円</u>			午後 1 時から午後 5 時まで	<u>8,080円</u>	<u>12,160円</u>	<u>16,200円</u>	<u>24,320円</u>
		午後 6 時から午後 9 時まで	<u>5,070円</u>	<u>7,540円</u>	<u>10,140円</u>	<u>15,080円</u>			午後 6 時から午後 9 時まで	<u>6,060円</u>	<u>9,120円</u>	<u>12,150円</u>	<u>18,240円</u>
		午前 9 時から午後 9 時まで	<u>16,900円</u>	<u>25,220円</u>	<u>33,800円</u>	<u>50,440円</u>			午前 9 時から午後 9 時まで	<u>20,200円</u>	<u>30,400円</u>	<u>40,500円</u>	<u>60,800円</u>

改 正 前							改 正 後									
			から午後 9時まで							から午後 9時まで						
			時間帯区分によ らない特例使用 (1時間当た り)	<u>1,690円</u>	<u>2,470円</u>	<u>3,380円</u>	<u>4,940円</u>				<u>2,020円</u>	<u>3,040円</u>	<u>4,050円</u>	<u>6,080円</u>		
日曜日 及び休 日	時間 帯区 分 に よ る 使 用	午前9時 から正午 まで	<u>5,070円</u>	<u>7,540円</u>	<u>10,140円</u>	<u>15,080円</u>				午前9時 から正午 まで	<u>6,060円</u>	<u>9,120円</u>	<u>12,150円</u>	<u>18,240円</u>		
		午後1時 から午後 5時まで	<u>6,760円</u>	<u>10,140円</u>	<u>13,520円</u>	<u>20,280円</u>				午後1時 から午後 5時まで	<u>8,080円</u>	<u>12,160円</u>	<u>16,200円</u>	<u>24,320円</u>		
		午前9時 から午後 7時まで	<u>15,210円</u>	<u>22,620円</u>	<u>30,420円</u>	<u>45,240円</u>				午前9時 から午後 7時まで	<u>18,180円</u>	<u>27,360円</u>	<u>36,450円</u>	<u>54,720円</u>		
		時間帯区分によ らない特例使用 (1時間当た り)	<u>1,690円</u>	<u>2,470円</u>	<u>3,380円</u>	<u>4,940円</u>					<u>2,020円</u>	<u>3,040円</u>	<u>4,050円</u>	<u>6,080円</u>		
トレーニ ングルー	プー ル使	大人	<u>1人 800円/回</u> [定期券] 1人 4,800円/月							トレーニ ングルー	プー ル使	大人	<u>1人 1,000円/回</u> [定期券] 1人 6,000円/月			

改 正 前				改 正 後			
ム	用権なし		<u>[回数券] 1人 8,000円/11枚</u>	ム	用権なし		<u>[回数券] 1人 10,000円/11枚</u>
	プール使用権付き	大人	<u>1人 1,000円/回</u> <u>[定期券] 1人 6,000円/月</u> <u>[回数券] 1人 10,000円/11枚</u>		プール使用権付き	大人	<u>1人 1,200円/回</u> <u>[定期券] 1人 7,200円/月</u> <u>[回数券] 1人 12,000円/11枚</u>
プール	大人		<u>1人 800円/回 (7月及び8月にあつては、400円/回)</u> <u>[定期券] 1人 4,800円/月 (7月及び8月にあつては、2,400円/月)</u> <u>[回数券] 1人 8,000円/11枚 (7月及び8月にあつては、4,000円/11枚)</u>	プール	大人		<u>1人 1,000円/回 (7月及び8月にあつては、500円/回)</u> <u>[定期券] 1人 6,000円/月 (7月及び8月にあつては、3,000円/月)</u> <u>[回数券] 1人 10,000円/11枚 (7月及び8月にあつては、5,000円/11枚)</u>
	小人	<u>9歳未満</u>	<u>1人 400円/回 (7月及び8月にあつては、200円/回)</u> <u>[定期券] 1人 2,400円/月 (7月及び8月にあつては、1,200円/月)</u> <u>[回数券] 1人 4,000円/11枚 (7月及び8月にあつては、2,000円/11枚)</u>		小人	未就学児以外の小人	<u>1人 500円/回 (7月及び8月にあつては、250円/回)</u> <u>[定期券] 1人 3,000円/月 (7月及び8月にあつては、1,500円/月)</u> <u>[回数券] 1人 5,000円/11枚 (7月及び8月にあつては、2,500円/11枚)</u>
		<u>9歳未満児</u>	無料				未就学児

改 正 前							改 正 後								
付属施設		多目的室		1,000円/時間			付属施設		多目的室		1,200円/時間				
		会議室		300円/時間					会議室		360円/時間				
備考							備考								
<p>1 この表における用語の意義は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 9歳未満児 8歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいう。</u></p> <p>(9)～(13) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>9歳未満児</u>は、大人の同伴がある場合に限りプールを使用できるものとする。</p> <p>7～13 (略)</p>							<p>1 この表における用語の意義は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 未就学児 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p>(9)～(13) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>8歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は</u>、大人の同伴がある場合に限りプールを使用できるものとする。</p> <p>7～13 (略)</p>								
別表第2（第13条関係）							別表第2（第13条関係）								
(1) テニスコート使用料（1面1時間当たり）							(1) テニスコート使用料（1面1時間当たり）								
市 内 使		4月1日から6月30日までの期間			7月1日から8月31日までの期間			市 内 使		4月1日から6月30日までの期間			7月1日から8月31日までの期間		
		月曜日 から金 曜日ま	午前9時 から午後 5時まで	800円		月曜日 から金 曜日ま	午前9時 から午後 6時まで			800円		月曜日 から金 曜日ま	午前9時 から午後 5時まで	960円	

改 正 前						改 正 後							
用 者 等	で（休 日を除 く。）	午後 5 時 から午後 9 時まで	<u>1, 000円</u>	で（休 日を除 く。）	午後 6 時 から午後 9 時まで	<u>1, 000円</u>	用 者 等	で（休 日を除 く。）	午後 5 時 から午後 9 時まで	<u>1, 200円</u>	で（休 日を除 く。）	午後 6 時 から午後 9 時まで	<u>1, 200円</u>
	日 曜 日、土 曜日及 び休日	午前 8 時 から午後 5 時まで	<u>1, 040円</u>	日 曜 日、土 曜日及 び休日	午前 8 時 から午後 6 時まで	<u>1, 040円</u>		日 曜 日、土 曜日及 び休日	午前 8 時 から午後 5 時まで	<u>1, 240円</u>	日 曜 日、土 曜日及 び休日	午前 8 時 から午後 6 時まで	<u>1, 240円</u>
		午後 5 時 から午後 9 時まで	<u>1, 300円</u>		午後 6 時 から午後 9 時まで	<u>1, 300円</u>			午後 5 時 から午後 9 時まで	<u>1, 560円</u>		午後 6 時 から午後 9 時まで	<u>1, 560円</u>
市 外 使 用 者 等	月曜日 から金 曜日ま で（休 日を除 く。）	午前 9 時 から午後 5 時まで	<u>1, 600円</u>	月曜日 から金 曜日ま で（休 日を除 く。）	午前 9 時 から午後 6 時まで	<u>1, 600円</u>	市 外 使 用 者 等	月曜日 から金 曜日ま で（休 日を除 く。）	午前 9 時 から午後 5 時まで	<u>1, 920円</u>	月曜日 から金 曜日ま で（休 日を除 く。）	午前 9 時 から午後 6 時まで	<u>1, 920円</u>
		午後 5 時 から午後 9 時まで	<u>2, 000円</u>		午後 6 時 から午後 9 時まで	<u>2, 000円</u>			午後 5 時 から午後 9 時まで	<u>2, 400円</u>		午後 6 時 から午後 9 時まで	<u>2, 400円</u>
	日 曜 日、土 曜日及 び休日	午前 8 時 から午後 5 時まで	<u>2, 080円</u>	日 曜 日、土 曜日及 び休日	午前 8 時 から午後 6 時まで	<u>2, 080円</u>		日 曜 日、土 曜日及 び休日	午前 8 時 から午後 5 時まで	<u>2, 490円</u>	日 曜 日、土 曜日及 び休日	午前 8 時 から午後 6 時まで	<u>2, 490円</u>
	午後 5 時 から午後 9 時まで	<u>2, 600円</u>		午後 6 時 から午後 9 時まで	<u>2, 600円</u>		午後 5 時 から午後 9 時まで	<u>3, 120円</u>		午後 6 時 から午後 9 時まで	<u>3, 120円</u>		
9月1日から11月30日までの 期間			12月1日から翌年3月31日ま での期間			9月1日から11月30日までの 期間			12月1日から翌年3月31日ま での期間				

改 正 前							改 正 後							
市 内 使 用 者 等	月曜日 から金 曜日ま で（休 日を除 く。）	午前9時 から午後 5時まで	<u>800円</u>	月曜日 から金 曜日ま で（休 日を除 く。）	午前9時 から午後 5時まで	<u>800円</u>	市 内 使 用 者 等	月曜日 から金 曜日ま で（休 日を除 く。）	午前9時 から午後 5時まで	<u>960円</u>	月曜日 から金 曜日ま で（休 日を除 く。）	午前9時 から午後 5時まで	<u>960円</u>	
		午後5時 から午後 9時まで	<u>1,000円</u>		午後5時 から午後 9時まで	<u>1,000円</u>			午後5時 から午後 9時まで	<u>1,200円</u>		午後5時 から午後 9時まで	<u>1,200円</u>	
	日曜日、土 曜日及 び休日	午前8時 から午後 5時まで	<u>1,040円</u>	日曜日、土 曜日及 び休日	午前9時 から午後 5時まで	<u>1,040円</u>	日曜日、土 曜日及 び休日	午前8時 から午後 5時まで	<u>1,240円</u>	日曜日、土 曜日及 び休日	午前9時 から午後 5時まで	<u>1,240円</u>	日曜日、土 曜日及 び休日	午後5時 から午後 9時まで
市 外 使 用 者 等	月曜日 から金 曜日ま で（休 日を除 く。）	午前9時 から午後 5時まで	<u>1,600円</u>	月曜日 から金 曜日ま で（休 日を除 く。）	午前9時 から午後 5時まで	<u>1,600円</u>	市 外 使 用 者 等	月曜日 から金 曜日ま で（休 日を除 く。）	午前9時 から午後 5時まで	<u>1,920円</u>	月曜日 から金 曜日ま で（休 日を除 く。）	午前9時 から午後 5時まで	<u>1,920円</u>	
		午後5時 から午後 9時まで	<u>2,000円</u>		午後5時 から午後 9時まで	<u>2,000円</u>			午後5時 から午後 9時まで	<u>2,400円</u>		午後5時 から午後 9時まで	<u>2,400円</u>	
	日曜日、土 曜日及	午前8時 から午後 5時まで	<u>2,080円</u>	日曜日、土 曜日及	午前9時 から午後 5時まで	<u>2,080円</u>	日曜日、土 曜日及	午前8時 から午後 5時まで	<u>2,490円</u>	日曜日、土 曜日及	午前9時 から午後 5時まで	<u>2,490円</u>		

改		正		前	
ひ休日	午後5時から午後9時まで	2,600円	ひ休日	午後5時から午後9時まで	2,600円

備考 (略)

(2) (略)

別表第3 (第13条関係)

猪名川運動場使用料 (2時間当たり)

		基本使用料	
		月曜日から金曜日まで (休日を除く。)	日曜日、土曜日及び休日
簡易野球場	1面	1,000円	1,300円
サッカー場	1面	2,000円	2,600円
	半面	1,000円	1,300円
野球場	1面	2,000円	2,600円
ソフトボール場	1面	1,000円	1,300円
陸上競技場	1面	2,000円	2,600円
陸上競技場内フィールド	1面	1,000円	1,300円
北多目的広場	1面	1,000円	1,300円

改		正		後	
ひ休日	午後5時から午後9時まで	3,120円	ひ休日	午後5時から午後9時まで	3,120円

備考 (略)

(2) (略)

別表第3 (第13条関係)

猪名川運動場使用料 (2時間当たり)

		基本使用料	
		月曜日から金曜日まで (休日を除く。)	日曜日、土曜日及び休日
簡易野球場	1面	1,200円	1,560円
サッカー場	1面	2,400円	3,120円
	半面	1,200円	1,560円
野球場	1面	2,400円	3,120円
ソフトボール場	1面	1,200円	1,560円
陸上競技場	1面	2,400円	3,120円
陸上競技場内フィールド	1面	1,200円	1,560円
北多目的広場	1面	1,200円	1,560円

改 正 前							
備考 (略)							
10 公民館条例							
本則 (略)							
別表 (第13条関係)							
中央公民館使用料							
施設名 (※1)	広さ	使用料 (※2) に係る区分					
		時間帯使用 (※3)			1日使用	連日使用 (※4)	
		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午後6時 ～午後9 時	午前9時 ～午後9 時	6日間 (※5)	13日間 (※5)
ギャラリーA (※7)	98.96㎡	1,000円	1,300円	1,000円	3,300円	18,000円	39,000円
ギャラリーB (※7)	93.65	1,000	1,300	1,000	3,300	18,000	39,000
展示室	87.58	900	1,200	900	3,000	16,800	36,400
会議室A (※8)	67.48	700	900	700	2,300	—	—
会議室B (※8)	53.10	600	800	600	2,000	—	—
会議室C	38.12	400	500	400	1,300	—	—
大ホール	134.91	1,500	2,000	1,500	5,000	—	—
調理実習室	75.05	1,200	1,500	1,200	3,900	—	—
制作室	72.02	900	1,200	900	3,000	—	—
和・茶室	71.89	900	1,200	900	3,000	—	—

改 正 後							
備考 (略)							
10 公民館条例							
本則 (略)							
別表 (第13条関係)							
中央公民館使用料							
施設名	広さ	使用区分					
		時間帯使用			1日使用	連日使用	
		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午後6時 ～午後9 時	午前9時 ～午後9 時	6日間	13日間
ギャラリーA	98.96㎡	1,200円	1,600円	1,200円	4,000円	21,600円	46,800円
ギャラリーB	93.65㎡	1,200円	1,600円	1,200円	4,000円	21,600円	46,800円
展示室	87.58㎡	1,100円	1,400円	1,100円	3,600円	20,100円	43,600円
会議室A	67.48㎡	800円	1,100円	800円	2,800円	—	—
会議室B	53.10㎡	700円	1,000円	700円	2,400円	—	—
会議室C	38.12㎡	500円	600円	500円	1,600円	—	—
大ホール	134.91㎡	1,800円	2,400円	1,800円	6,000円	—	—
調理実習室	75.05㎡	1,400円	1,800円	1,400円	4,700円	—	—
制作室	72.02㎡	1,100円	1,400円	1,100円	3,600円	—	—
和・茶室	71.89㎡	1,100円	1,400円	1,100円	3,600円	—	—

改 正 前	改 正 後
<p>備考</p> <p>※1 各施設及び各使用料に係る区分における使用許可申請の受付開始日については、規則で定める。</p> <p>※2 使用料には、光熱水費（冷暖房費、水道使用料等）及び備品等に係る使用料を含む。</p> <p>※3 同日中において隣り合った2つ以上の時間帯使用区分にまたがる使用をする場合にあっては、当該区分と区分との間に存する時間帯についても連続して使用することができる。</p> <p>※4 ギャラリーA、ギャラリーB又は展示室における連日使用の申請は、当該申請日1日につき6日間又は13日間のいずれか1区分までとする。また、連日使用期間中に休館日が存する場合の当該連日使用に係る使用料は、ギャラリーA又はギャラリーBについては休館日1日につき3,000円を、展示室については休館日1日につき2,800円を控除した額とする。</p> <p>※5 水曜日から翌週の月曜日までの6日間を1区分とする。</p> <p>※6 水曜日から翌々週の月曜日までの13日間を1区分とする。</p> <p>※7 ギャラリーA及びギャラリーBは、1室として一体使用することができる。</p> <p>※8 会議室A及び会議室Bは、1室として一体使用することができる。</p>	<p>備考</p> <p>1 連日使用は、水曜日を開始日とする6日間又は13日間のいずれかの区分によるものとする。</p> <p>2 連日使用の申請は、その1回につき6日間又は13日間のいずれか1区分までとし、同日中に2回以上の申請（連続した区分による連日使用となる場合に限り。）を行うことはできないものとする。</p> <p>3 連日使用の期間中に休館日が存する場合の当該連日使用に係る使用料の額は、上表に定める額から、休館日1日につき3,600円（展示室にあっては、3,400円）を控除した額とする。</p> <p>4 時間帯使用の場合で、同日中における隣り合った2つ以上の時間区分にまたがる使用の許可を受けたときは、当該時間区分と時間区分との間に存する時間についても使用することができる。この場合において、当該時間区分と時間区分との間に存する時間の使用に係る使用料は、徴収しない。</p> <p>5 ギャラリーA及びギャラリーBは、これらを合わせて1室として使用することができる。</p> <p>6 会議室A及び会議室Bは、これらを合わせて1室として使用することができる。</p>

改 正 前							
1 1 池田市立総合スポーツセンター条例							
本則 (略)							
別表第1 (第11条関係)							
施設名	使用区分		午前 (午前9時～正午)	午後① (午後1時～午後4時)	午後② (午後4時30分～午後6時30分)	夜間 (午後6時30分～午後9時)	全日 (午前9時～午後9時)
	専用に 係る 使 用 料	大体育室	全面	4,800円	4,800円	3,200円	6,800円
半面			2,400円	2,400円	1,600円	3,400円	9,800円
小体育室		2,100円	2,100円	1,400円	2,900円	8,500円	
柔剣道場		2,000円	2,000円	1,400円	2,800円	8,200円	
会議室A		600円	600円	400円	750円	2,350円	
会議室B		450円	450円	300円	500円	1,700円	
共用 に 係 る	大人	大体育室 小体育室 柔剣道場 トレー ニング室	250円	250円	250円	250円	—

改 正 後							
1 1 池田市立総合スポーツセンター条例							
本則 (略)							
別表第1 (第11条関係)							
施設名	使用区分		午前 (午前9時～正午)	午後① (午後1時～午後4時)	午後② (午後4時30分～午後6時30分)	夜間 (午後6時30分～午後9時)	全日 (午前9時～午後9時)
	専用に 係る 使 用 料	大体育室	全面	5,760円	5,760円	3,840円	8,160円
半面			2,880円	2,880円	1,920円	4,080円	11,760円
小体育室		2,520円	2,520円	1,680円	3,480円	10,200円	
柔剣道場		2,400円	2,400円	1,680円	3,360円	9,840円	
会議室A		720円	720円	480円	900円	2,820円	
会議室B		540円	540円	360円	600円	2,040円	
共用 に 係 る	大人	大体育室 小体育室 柔剣道場 トレー ニング室	300円	300円	300円	300円	—

改 正 前								改 正 後							
使 用 料	小人	大体育室 小体育室 柔剣道場	50 円	50 円	50 円	50 円	—	使 用 料	小人	大体育室 小体育室 柔剣道場	100 円	100 円	100 円	100 円	—
<p>備考</p> <p>1 この表(以下「上表」という。)において「専用」とは、団体又は法人(以下「団体等」という。)が各施設の全面(大体育室にあつては、全面又は半面。以下同じ。)を専ら自らで使用することをいう。</p> <p>2 <u>上表</u>において「共用」とは、次に掲げる場合において個人(団体等以外の者をいう。以下同じ。)が施設を他の使用者とともに使用することをいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 <u>上表</u>において「大人」とは、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日以後にある者をいい、「小人」とは、6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>委員会は、団体等に専用を行わせるときは、あらかじめ当該団体等の所在地(所在地が定まっていない団体等の場合においては、当該団体等の運営上適当であると当該団体等が認める構成員(大人に限る。)の住</u></p>								<p>備考</p> <p>1 この表において「専用」とは、団体又は法人(以下「団体等」という。)が各施設の全面(大体育室にあつては、全面又は半面。以下同じ。)を専ら自らで使用することをいう。</p> <p>2 <u>この表</u>において「共用」とは、次に掲げる場合において個人(団体等以外の者をいう。以下同じ。)が施設を他の使用者とともに使用することをいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 <u>この表</u>において「大人」とは、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日以後にある者をいい、「小人」とは、6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>4 (略)</p>							

改 正 前	改 正 後
<p><u>所。以下この項において同じ。）、全構成員の氏名、住所、年齢その他の必要事項について届出を行わせるとともに、当該団体等の専用に係る登録（以下この項及び次項において単に「登録」という。）を行うものとする。この場合において、委員会は、登録に係る団体等の所在地及び全構成員の住所（以下次項においてこれらを「登録地」という。）により当該団体等を2種類に区分し、一方を市内団体等（登録の際において、団体等の所在地が本市の区域内に存し、かつ、当該団体等の全構成員の7割以上の者が本市の区域内に在住し、在勤し、又は在学する団体等をいう。以下この項及び次項において同じ。）として、他方を市外団体等（市内団体等を除く団体等をいう。次項において同じ。）として取り扱うものとする。</u></p> <p><u>6 上表の専用に係る使用料は、市内団体等であって、かつ、小人等団体等（登録の際において、団体等の全構成員の7割以上の者が小人、満65歳以上の者又は障がい者である団体等をいう。以下この項において同じ。）でないものが、入場料等（入場料その他これに類するものをいう。以下この項において同じ。）を徴収しない場合における使用料に限るものであり、それ以外の場合の専用に係る使用料は、上表の規定にかかわらず、次表のとおりとする。</u></p>	<p><u>5 専用に係る使用料の額は、使用者が市外団体等（市内団体等（団体等の所在地（所在地が定まっていない団体等にあつては、代表者（大人に限る。）の住所。以下この項において同じ。）が本市の区域内に存し、かつ、その全構成員の7割以上の者が本市の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者である団体等をいう。以下この項において同じ。）以外の団体等をいう。以下この項において同じ。）である場合、使用者が小人等団体等（その全構成員の7割以上の者が小人、満70歳以上の者又は障がい者である団体等をいう。以下この項において同じ。）である場</u></p>

改 正 前	改 正 後																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">登録地 による区分</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">入場料等 の徴収の有無</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">構成員による区分</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">小人等団体等</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">左欄以外の団体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">市内団体等</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">徴収する場合</td> <td></td> <td style="text-align: center;">上表の3倍の額</td> <td style="text-align: center;">上表の3倍の額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">徴収しない場合</td> <td></td> <td style="text-align: center;">上表の2分の1の額</td> <td style="text-align: center;">上表の2分の1の額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">市外団体等</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">徴収する場合</td> <td></td> <td style="text-align: center;">上表の3倍の額</td> <td style="text-align: center;">上表の3倍の額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">徴収しない場合</td> <td></td> <td style="text-align: center;">上表と同一の額</td> <td style="text-align: center;">上表の2倍の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>7～10 (略)</p> <p>別表第2 (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">1 2 池田市民文化会館条例</p> <p>本則 (略)</p> <p>別表 (第11条関係)</p>		登録地 による区分	入場料等 の徴収の有無	構成員による区分	小人等団体等	左欄以外の団体等	市内団体等	徴収する場合			上表の3倍の額	上表の3倍の額	徴収しない場合			上表の2分の1の額	上表の2分の1の額	市外団体等	徴収する場合			上表の3倍の額	上表の3倍の額	徴収しない場合			上表と同一の額	上表の2倍の額	<p>合又はその使用において入場料等（入場料その他これに類するものをいう。以下この項において同じ。）を徴収する場合にあっては、次表に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">団体等区分</th> <th style="text-align: center;">入場料等の 徴収区分</th> <th style="text-align: center;">使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">市内団体等</td> <td style="text-align: center;">小人等団体等</td> <td style="text-align: center;">徴収あり</td> <td style="text-align: center;">上表に掲げる額の2分の3倍の額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">徴収なし</td> <td style="text-align: center;">上表に掲げる額の2分の1倍の額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">市外団体等</td> <td style="text-align: center;">小人等団体等 以外</td> <td style="text-align: center;">徴収あり</td> <td style="text-align: center;">上表に掲げる額の3倍の額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">徴収なし</td> <td style="text-align: center;">上表に掲げる額と同一の額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">市外団体等</td> <td style="text-align: center;">小人等団体等</td> <td style="text-align: center;">徴収あり</td> <td style="text-align: center;">上表に掲げる額の3倍の額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小人等団体等 以外</td> <td style="text-align: center;">徴収あり</td> <td style="text-align: center;">上表に掲げる額の6倍の額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">徴収なし</td> <td style="text-align: center;">上表に掲げる額の2倍の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>6～9 (略)</p> <p>別表第2 (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">1 2 池田市民文化会館条例</p> <p>本則 (略)</p> <p>別表 (第11条関係)</p>	団体等区分		入場料等の 徴収区分	使用料の額	市内団体等	小人等団体等	徴収あり	上表に掲げる額の2分の3倍の額		徴収なし	上表に掲げる額の2分の1倍の額	市外団体等	小人等団体等 以外	徴収あり	上表に掲げる額の3倍の額		徴収なし	上表に掲げる額と同一の額	市外団体等	小人等団体等	徴収あり	上表に掲げる額の3倍の額	小人等団体等 以外	徴収あり	上表に掲げる額の6倍の額			徴収なし	上表に掲げる額の2倍の額
	登録地 による区分	入場料等 の徴収の有無	構成員による区分	小人等団体等	左欄以外の団体等																																																					
市内団体等	徴収する場合			上表の3倍の額	上表の3倍の額																																																					
	徴収しない場合			上表の2分の1の額	上表の2分の1の額																																																					
市外団体等	徴収する場合			上表の3倍の額	上表の3倍の額																																																					
	徴収しない場合			上表と同一の額	上表の2倍の額																																																					
団体等区分		入場料等の 徴収区分	使用料の額																																																							
市内団体等	小人等団体等	徴収あり	上表に掲げる額の2分の3倍の額																																																							
		徴収なし	上表に掲げる額の2分の1倍の額																																																							
市外団体等	小人等団体等 以外	徴収あり	上表に掲げる額の3倍の額																																																							
		徴収なし	上表に掲げる額と同一の額																																																							
市外団体等	小人等団体等	徴収あり	上表に掲げる額の3倍の額																																																							
	小人等団体等 以外	徴収あり	上表に掲げる額の6倍の額																																																							
		徴収なし	上表に掲げる額の2倍の額																																																							

改 正 前							改 正 後						
(1) ホール、コンベンションルーム及びイベントスペースの利用料金							(1) ホール、コンベンションルーム及びイベントスペースの利用料金の <u>上限額</u>						
種別		使用区分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時	①午前9時～ 正午 ②午後1時～ 午後5時 ③午後6時～ 午後10時	種別		使用区分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時	①午前9時～ 正午 ②午後1時～ 午後5時 ③午後6時～ 午後10時
		円	円	円	円	円			円	円	円		
ホ ー ル	大ホ ー ル	平日	<u>61,100</u>	<u>86,500</u>	<u>101,800</u>	<u>50,900</u>	ホ ー ル	大ホ ー ル	平日	<u>73,300</u>	<u>103,000</u>	<u>122,000</u>	<u>61,000</u>
		土・日曜日 及び休日	<u>86,500</u>	<u>122,200</u>	<u>142,500</u>	<u>71,200</u>			土・日曜日 及び休日	<u>103,000</u>	<u>146,000</u>	<u>171,000</u>	<u>85,400</u>
ホ ー ル	小ホ ー ル	平日	<u>25,400</u>	<u>30,500</u>	<u>34,600</u>	<u>16,200</u>	ホ ー ル	小ホ ー ル	平日	<u>30,400</u>	<u>36,600</u>	<u>41,500</u>	<u>19,400</u>
		土・日曜日 及び休日	<u>28,500</u>	<u>37,600</u>	<u>42,700</u>	<u>20,300</u>			土・日曜日 及び休日	<u>34,200</u>	<u>45,100</u>	<u>51,200</u>	<u>24,300</u>
コ ン ベ ン シ ョ ン ル ー ム	コ ン ベ ン シ ョ ン ル ー ム	平日	<u>17,300</u>	<u>23,400</u>	<u>28,500</u>	<u>13,200</u>	コ ン ベ ン シ ョ ン ル ー ム	コ ン ベ ン シ ョ ン ル ー ム	平日	<u>20,700</u>	<u>28,000</u>	<u>34,200</u>	<u>15,800</u>
		土・日曜日 及び休日	<u>22,400</u>	<u>30,500</u>	<u>35,600</u>	<u>16,200</u>			土・日曜日 及び休日	<u>26,800</u>	<u>36,600</u>	<u>42,700</u>	<u>19,400</u>
イ ベ ン ト ス ペ ー ス	イ ベ ン ト ス ペ ー ス	平日	<u>21,300</u>	<u>27,500</u>	<u>32,500</u>	<u>15,200</u>	イ ベ ン ト ス ペ ー ス	イ ベ ン ト ス ペ ー ス	平日	<u>25,500</u>	<u>33,000</u>	<u>39,000</u>	<u>18,200</u>
		土・日曜日 及び休日	<u>29,500</u>	<u>37,600</u>	<u>45,800</u>	<u>20,300</u>			土・日曜日 及び休日	<u>35,400</u>	<u>45,100</u>	<u>54,900</u>	<u>24,300</u>
(2) 会議室の利用料金							(2) 会議室の利用料金の <u>上限額</u>						

改 正 前					
種別	使用区分	午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 10 時	午前 9 時～ 午後 10 時
中会議室	1 室に つき	円 <u>3, 000</u>	円 <u>5, 000</u>	円 <u>6, 100</u>	円 <u>12, 200</u>
小会議室①		<u>1, 500</u>	<u>2, 500</u>	<u>3, 000</u>	<u>6, 100</u>
小会議室②		<u>1, 500</u>	<u>2, 500</u>	<u>3, 000</u>	<u>6, 100</u>
和室		<u>2, 000</u>	<u>3, 000</u>	<u>3, 500</u>	<u>7, 100</u>

(3) スタジオ及び録音室の利用料金

種別	使用時間及び利用料金
スタジオA	1 室につき 2 時間 <u>1, 000 円</u>
スタジオB	
スタジオC	
スタジオD	
スタジオE	
レコーディングスタジオ	
録音室	

備考

1 (略)

改 正 後					
種別	使用区分	午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 10 時	午前 9 時～ 午後 10 時
中会議室	1 室に つき	円 <u>3, 600</u>	円 <u>6, 000</u>	円 <u>7, 320</u>	円 <u>14, 600</u>
小会議室①		<u>1, 800</u>	<u>3, 000</u>	<u>3, 600</u>	<u>7, 320</u>
小会議室②		<u>1, 800</u>	<u>3, 000</u>	<u>3, 600</u>	<u>7, 320</u>
和室		<u>2, 400</u>	<u>3, 600</u>	<u>4, 200</u>	<u>8, 520</u>

(3) スタジオ及び録音室の利用料金の上限額

種別	使用時間及び利用料金の上限額
スタジオA	1 室につき 2 時間 <u>1, 200 円</u>
スタジオB	
スタジオC	
スタジオD	
スタジオE	
レコーディングスタジオ	
録音室	

備考

1 (略)

改 正 前	改 正 後																																																
<p>2 <u>ホール使用者が、開館時間内において練習、準備又は舞台装置を置くため舞台を使用する場合は、当該使用区分に係る利用料金の5割に相当する額を徴収する。</u></p> <p>3 <u>使用者が、<u>入場料</u>その他これに類するものを徴収するときは、当該使用区分に係る利用料金の5割に相当する額を加算する。</u></p> <p>1 3 池田市立カルチャープラザ条例</p> <p>本則 (略)</p> <p>別表 (第12条関係)</p> <p style="text-align: center;">カルチャープラザ使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">時間区分 種別</th> <th style="width: 35%;">午前9時～午後6時</th> <th style="width: 35%;">午後6時～午後9時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工芸室</td> <td>1時間当たり <u>1,000円</u></td> <td>1時間当たり <u>1,500円</u></td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1時間当たり <u>3,000円</u></td> <td>1時間当たり <u>4,000円</u></td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>1時間当たり <u>500円</u></td> <td>1時間当たり <u>800円</u></td> </tr> <tr> <td>研修室 (A)</td> <td>1時間当たり <u>500円</u></td> <td>1時間当たり <u>800円</u></td> </tr> <tr> <td>研修室 (B)</td> <td>1時間当たり <u>500円</u></td> <td>1時間当たり <u>800円</u></td> </tr> <tr> <td>研修室 (A・B)</td> <td>1時間当たり <u>1,000円</u></td> <td>1時間当たり <u>1,600円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間当たり <u>1,500円</u></td> <td>1時間当たり <u>2,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	時間区分 種別	午前9時～午後6時	午後6時～午後9時	工芸室	1時間当たり <u>1,000円</u>	1時間当たり <u>1,500円</u>	多目的ホール	1時間当たり <u>3,000円</u>	1時間当たり <u>4,000円</u>	和室	1時間当たり <u>500円</u>	1時間当たり <u>800円</u>	研修室 (A)	1時間当たり <u>500円</u>	1時間当たり <u>800円</u>	研修室 (B)	1時間当たり <u>500円</u>	1時間当たり <u>800円</u>	研修室 (A・B)	1時間当たり <u>1,000円</u>	1時間当たり <u>1,600円</u>	会議室	1時間当たり <u>1,500円</u>	1時間当たり <u>2,000円</u>	<p>2 <u>ホールの使用に係る利用料金の上限額は、公演等の練習、準備又はリハーサル (これらのうち、その使用における関係者を除き、観客その他これに類する見物人の動員があるものを除く。) を行うために使用するときは、(1)の表に掲げる額の5割に相当する額とする。</u></p> <p>3 <u>使用者が<u>入場料</u>その他これに類するものを徴収する場合に係る利用料金の上限額は、上表に掲げる額の1.5倍の額とする。</u></p> <p>1 3 池田市立カルチャープラザ条例</p> <p>本則 (略)</p> <p>別表 (第12条関係)</p> <p style="text-align: center;">カルチャープラザ使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">時間区分 種別</th> <th style="width: 35%;">午前9時～午後6時</th> <th style="width: 35%;">午後6時～午後9時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工芸室</td> <td>1時間当たり <u>1,200円</u></td> <td>1時間当たり <u>1,800円</u></td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1時間当たり <u>3,600円</u></td> <td>1時間当たり <u>4,800円</u></td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>1時間当たり <u>600円</u></td> <td>1時間当たり <u>960円</u></td> </tr> <tr> <td>研修室 (A)</td> <td>1時間当たり <u>600円</u></td> <td>1時間当たり <u>960円</u></td> </tr> <tr> <td>研修室 (B)</td> <td>1時間当たり <u>600円</u></td> <td>1時間当たり <u>960円</u></td> </tr> <tr> <td>研修室 (A・B)</td> <td>1時間当たり <u>1,200円</u></td> <td>1時間当たり <u>1,920円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間当たり <u>1,800円</u></td> <td>1時間当たり <u>2,400円</u></td> </tr> </tbody> </table>	時間区分 種別	午前9時～午後6時	午後6時～午後9時	工芸室	1時間当たり <u>1,200円</u>	1時間当たり <u>1,800円</u>	多目的ホール	1時間当たり <u>3,600円</u>	1時間当たり <u>4,800円</u>	和室	1時間当たり <u>600円</u>	1時間当たり <u>960円</u>	研修室 (A)	1時間当たり <u>600円</u>	1時間当たり <u>960円</u>	研修室 (B)	1時間当たり <u>600円</u>	1時間当たり <u>960円</u>	研修室 (A・B)	1時間当たり <u>1,200円</u>	1時間当たり <u>1,920円</u>	会議室	1時間当たり <u>1,800円</u>	1時間当たり <u>2,400円</u>
時間区分 種別	午前9時～午後6時	午後6時～午後9時																																															
工芸室	1時間当たり <u>1,000円</u>	1時間当たり <u>1,500円</u>																																															
多目的ホール	1時間当たり <u>3,000円</u>	1時間当たり <u>4,000円</u>																																															
和室	1時間当たり <u>500円</u>	1時間当たり <u>800円</u>																																															
研修室 (A)	1時間当たり <u>500円</u>	1時間当たり <u>800円</u>																																															
研修室 (B)	1時間当たり <u>500円</u>	1時間当たり <u>800円</u>																																															
研修室 (A・B)	1時間当たり <u>1,000円</u>	1時間当たり <u>1,600円</u>																																															
会議室	1時間当たり <u>1,500円</u>	1時間当たり <u>2,000円</u>																																															
時間区分 種別	午前9時～午後6時	午後6時～午後9時																																															
工芸室	1時間当たり <u>1,200円</u>	1時間当たり <u>1,800円</u>																																															
多目的ホール	1時間当たり <u>3,600円</u>	1時間当たり <u>4,800円</u>																																															
和室	1時間当たり <u>600円</u>	1時間当たり <u>960円</u>																																															
研修室 (A)	1時間当たり <u>600円</u>	1時間当たり <u>960円</u>																																															
研修室 (B)	1時間当たり <u>600円</u>	1時間当たり <u>960円</u>																																															
研修室 (A・B)	1時間当たり <u>1,200円</u>	1時間当たり <u>1,920円</u>																																															
会議室	1時間当たり <u>1,800円</u>	1時間当たり <u>2,400円</u>																																															

改 正 前	改 正 後
<p>備考 工芸室において陶芸用焼窯使用の場合は、1回当たり使用料5,000円を加算する。</p> <p>14 池田市立ギャラリー条例 第1条～第10条 (略) (使用料)</p>	<p>備考</p> <p>1 使用者が市民等（市内に居住し、在勤し、又は在学する者及び市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。備考3及び備考4において同じ。）以外のものである場合（備考3に規定する場合を除く。）の使用料（備考4の規定による加算に係る部分を除く。備考2及び備考3において同じ。）の額は、上表に掲げる額の1.5倍の額とする。</p> <p>2 使用者が入場料その他これに類する対価を徴収する場合（備考3に規定する場合を除く。）の使用料の額は、上表に掲げる額の2倍の額とする。</p> <p>3 使用者が市民等以外のものである場合で、入場料その他これに類する対価を徴収するときの使用料の額は、上表に掲げる額の3倍の額とする。</p> <p>4 工芸室の使用において陶芸用焼窯を使用する場合における当該工芸室の使用に係る使用料の額は、当該陶芸用焼窯の使用1回につき6,000円（使用者が市民等以外のものである場合にあつては、9,000円）を加算した額とする。</p> <p>14 池田市立ギャラリー条例 第1条～第10条 (略) (使用料)</p>

改 正 前	改 正 後								
<p>第11条 ギャラリーの使用料は、6日を1単位として<u>50,000円</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第12条～第14条 (略)</p> <p>15 池田市立上方落語資料展示館条例</p> <p>本則 (略)</p> <p>別表(第13条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 80%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展示室・イベントホール</td> <td>1日(開館時間内に限る。)につき<u>38,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>16 池田市自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車秩序の確立に関する条例</p> <p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第13条 第11条第2項の規定により移動され、及び前条第1項の規定により保管されている自転車等の返還を受ける利用者等は、当該自転車等の移動、保管その他の措置に要した費用として、次の各号に掲げる自転車等の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 自転車 <u>2,500円</u></p> <p>(2) 原動機付自転車 <u>4,000円</u></p>	種別	使用料	展示室・イベントホール	1日(開館時間内に限る。)につき <u>38,000円</u>	<p>第11条 ギャラリーの使用料は、6日を1単位として<u>60,000円</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第12条～第14条 (略)</p> <p>15 池田市立上方落語資料展示館条例</p> <p>本則 (略)</p> <p>別表(第13条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 80%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展示室・イベントホール</td> <td>1日(開館時間内に限る。)につき<u>45,600円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>16 池田市自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車秩序の確立に関する条例</p> <p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第13条 第11条第2項の規定により移動され、及び前条第1項の規定により保管されている自転車等の返還を受ける利用者等は、当該自転車等の移動、保管その他の措置に要した費用として、次の各号に掲げる自転車等の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 自転車 <u>3,500円</u></p> <p>(2) 原動機付自転車 <u>7,000円</u></p>	種別	使用料	展示室・イベントホール	1日(開館時間内に限る。)につき <u>45,600円</u>
種別	使用料								
展示室・イベントホール	1日(開館時間内に限る。)につき <u>38,000円</u>								
種別	使用料								
展示室・イベントホール	1日(開館時間内に限る。)につき <u>45,600円</u>								

改正前	改正後
2 (略) 第14条~第17条 (略)	2 (略) 第14条~第17条 (略)

議案第 6 号

池田市立コミュニティセンター条例の一部改正について

池田市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

池田市立細河コミュニティセンターを廃止するため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（案）

池田市立コミュニティセンター条例（昭和52年池田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条の表池田市立細河コミュニティセンターの項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

池田市立伏尾台コミュニティセンター使用料

施設名及び室名			時間区分	午前①・午前②	午後①・午後② 午後③・午後④
伏尾台第 1会館	1階	文庫室・会議室		350円	500円
		和室1		150円	200円
		和室2		200円	300円
		小会議室		150円	200円
	2階	大集会室		1,000円	1,300円
		大集会室（半分）		500円	650円
		料理実習室		350円	500円
伏尾台第 2会館	1階	集会室		600円	800円
	2階	会議室		300円	400円
		和室		300円	400円

備考

- 1 時間区分は、次のとおりとする。
 - (1) 午前① 午前9時から午前10時30分まで
 - (2) 午前② 午前10時30分から正午まで
 - (3) 午後① 午後1時から午後3時まで
 - (4) 午後② 午後3時から午後5時まで

(5) 午後③ 午後 6 時から午後 8 時まで

(6) 午後④ 午後 8 時から午後 10 時まで

- 2 使用者（使用者が団体である場合にあっては、その使用における責任者）が市外に居住する者である場合の使用料の額は、上表に掲げる額の 1.5 倍の額とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

池田市立コミュニティセンター条例の一部改正について

- 1 池田市立細河コミュニティセンターを廃止するための規定の整備を行うとともに、文言の整備等を行うものであること。

(第3条及び別表関係)

- 2 この条例は、令和8年10月1日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第6号 参 考

池田市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前							改 正 後					
第1条・第2条（略） （設置）							第1条・第2条（略） （設置）					
第3条 本市にコミュニティセンターを設置し、その名称及び位置は次のとおりである。							第3条 本市にコミュニティセンターを設置し、その名称及び位置は次のとおりである。					
名称		位置					名称		位置			
池田市立細河コミュニティセンター		池田市東山町617番1					池田市立伏尾台コミュニティセンター		伏尾台第1会館 伏尾台第2会館 (略)			
第4条～第17条（略）							第4条～第17条（略）					
別表（第13条関係）							別表（第13条関係）					
(1) 池田市立細河コミュニティセンター使用料							池田市立伏尾台コミュニティセンター使用料					
使用料及び 使用時間帯	使用料（円）						施設名及び室名	時間区分	午前①・午前②	午後①・午後②		
	午前		午後		夜間					午後③・午後④		
室名	9時～	10時	1時～	3時～	6時～	8時～	伏尾台第 1会館	1階	文庫室・会議室			
	10時	30分	3時	5時	8時	10時			350円		500円	
	30分	～12							和室1		150円	200円
		時							和室2		200円	300円
談話室（10畳）	150	150	200	200	200	200		小会議室		150円	200円	

改 正 前							改 正 後																																															
談話室 (12畳)	150	150	200	200	200	200	2階	大集会室	1,000円	1,300円																																												
講座室	200	200	300	300	300	300		大集会室 (半分)	500円	650円																																												
多目的ホール	750	750	1,000	1,000	1,000	1,000		料理実習室	350円	500円																																												
料理実習室	250	250	350	350	350	350	伏尾台第 2会館	1階 集会室	600円	800円																																												
備考								2階 会議室	300円	400円																																												
								和室	300円	400円																																												
<p>1 市外居住者が使用するとき、当該使用区分に係る基本料金の5割を加算する。</p> <p>2 多目的ホールを2分の1に区分して使用するとき、当該基本料金の半額とする。</p> <p>(2) 池田市立伏尾台コミュニティセンター使用料</p>							備考																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">施設名及び 室名</th> <th rowspan="3">使用料及び 使用時間帯</th> <th colspan="6">使用料 (円)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">午前</th> <th colspan="2">午後</th> <th colspan="2">夜間</th> </tr> <tr> <th>9時～ 10時 30分</th> <th>10時 30分 ～12 時</th> <th>1時～ 3時</th> <th>3時～ 5時</th> <th>6時～ 8時</th> <th>8時～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伏尾 台第 1会 館</td> <td>1階 文庫室 ・会議 室</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>和室1</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td></td> <td>和室2</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>							施設名及び 室名	使用料及び 使用時間帯	使用料 (円)						午前		午後		夜間		9時～ 10時 30分	10時 30分 ～12 時	1時～ 3時	3時～ 5時	6時～ 8時	8時～	伏尾 台第 1会 館	1階 文庫室 ・会議 室	350	350	500	500	500	500		和室1	150	150	200	200	200	200		和室2	200	200	300	300	300	300	<p>1 時間区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 午前① 午前9時から午前10時30分まで</p> <p>(2) 午前② 午前10時30分から正午まで</p> <p>(3) 午後① 午後1時から午後3時まで</p> <p>(4) 午後② 午後3時から午後5時まで</p> <p>(5) 午後③ 午後6時から午後8時まで</p> <p>(6) 午後④ 午後8時から午後10時まで</p> <p>2 使用者（使用者が団体である場合にあっては、その使用における責任者）が市外に居住する者である場合の使用料の額は、上表に掲げる額の</p> <p>1. 5倍の額とする。</p>			
施設名及び 室名	使用料及び 使用時間帯	使用料 (円)																																																				
		午前		午後		夜間																																																
		9時～ 10時 30分	10時 30分 ～12 時	1時～ 3時	3時～ 5時	6時～ 8時	8時～																																															
伏尾 台第 1会 館	1階 文庫室 ・会議 室	350	350	500	500	500	500																																															
	和室1	150	150	200	200	200	200																																															
	和室2	200	200	300	300	300	300																																															

改 正 前								改 正 後							
		小会議室	150	150	200	200	200	200							
	2階	大集会室	1,000	1,000	1,300	1,300	1,300	1,300							
		料理実習室	350	350	500	500	500	500							
伏尾台第2会館	1階	集会室	600	600	800	800	800	800							
	2階	会議室	300	300	400	400	400	400							
		和室	300	300	400	400	400	400							
備考															
1 市外居住者が使用するときは、当該使用区分に係る基本料金の5割を加算する。															
2 大集会室を2分の1に区分して使用するときは、当該基本料金の半額とする。															

議案第7号

池田市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正について

池田市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月27日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

池田市立幼保連携型認定こども園において新たに特定乳児等通園支援事業を開始するため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例（案）

池田市立幼保連携型認定こども園条例（平成30年池田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を削り、同条第2項中「）に対し」の次に「、認定こども園法第9条の規定により行う教育及び保育のほか」を加え、同項第1号中「法」を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）」に、「以下同じ」を「第7条第4項において同じ」に改め、同項第2号中「の一時預かり事業」を「に規定する一時預かり事業」に改め、「をいう」の次に「。第7条第5項において同じ」を加え、同項を同条第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 市長は、認定こども園において、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第54条の3において読み替えて準用する法第46条第2項に規定する特定乳児等通園支援事業
- (2) 認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業又は法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業のうち、地域における教育及び保育に対する需要に照らして市長が必要と認める事業

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年10月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の第3条第2項第1号に掲げる事業の利用に関する申込みその他の手続は、この条例の施行の日前においても、これを行うことができる。

池田市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正について

- 1 池田市立幼保連携型認定こども園において実施する事業に特定乳児等通園支援事業を追加するとともに、所要の規定の整備を行うものであること。

(第3条関係)

- 2 この条例は、令和8年11月1日から施行するものであること。また、準備行為に係る規定を設け、同年10月1日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第7号 参 考

池田市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条・第2条（略） （実施事業）</p> <p>第3条 <u>市長は、認定こども園において、認定こども園法第9条の規定により行う教育及び保育並びに認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条各号に規定する事業のうち、地域における教育及び保育に対する需要に照らし、市長が必要と認める事業を行う。</u></p> <p>2 市長は、認定こども園に在籍する者（以下「園児」という。）に対し、次に掲げる事業を実施する。</p> <p>(1) 延長保育（<u>法第59条第2号に規定する時間外保育をいう。以下同じ。</u>）</p> <p>(2) 預かり保育（<u>法第59条第10号の一時預かり事業のうち、園児であって法第19条第1号に規定する小学校就学前子どもに対して行うもの</u>をいう。）</p> <p>(3) （略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （実施事業）</p> <p>第3条</p> <p>市長は、認定こども園に在籍する者（以下「園児」という。）に対し、<u>認定こども園法第9条の規定により行う教育及び保育のほか、次に掲げる事業</u>を実施する。</p> <p>(1) 延長保育（<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第2号に規定する時間外保育をいう。第7条第4項において同じ。</u>）</p> <p>(2) 預かり保育（<u>法第59条第10号に規定する一時預かり事業のうち、園児であって法第19条第1号に規定する小学校就学前子どもに対して行うもの</u>をいう。<u>第7条第5項において同じ。</u>）</p> <p>(3) （略）</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第4条～第8条 (略)</p>	<p><u>2 市長は、認定こども園において、次に掲げる事業を行う。</u></p> <p><u>(1) 法第54条の3において読み替えて準用する法第46条第2項に規定する特定乳児等通園支援事業</u></p> <p><u>(2) 認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業又は法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業のうち、地域における教育及び保育に対する需要に照らして市長が必要と認める事業</u></p> <p>第4条～第8条 (略)</p>

議案第 8 号

池田市国民健康保険条例の一部改正について

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

子ども・子育て支援法及び国民健康保険法等の一部改正により政府に対する子ども・子育て支援納付金の納付に充てるための保険料の賦課額として新たに創設された子ども・子育て支援納付金賦課額の徴収について必要な事項を定めるとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴う低所得者に対する保険料の減額措置における所得判定基準の引上げを行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

池田市国民健康保険条例（昭和35年池田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第10条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（政令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（政令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（政令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第10条の3第1号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、

同号カ及び同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第13条の5の2第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第13条の5の5第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第13条の6中「。次条及び第13条の10において同じ」を削り、同条第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第13条の10の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の総額)

第13条の11 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第17条の2、第17条の4、第17条の5及び第17条の6の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第17条の6に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健

康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第13条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第13条の13 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号に定める所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第13条の14 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率
- (2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額
- (3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額

2 市長は、前項に規定する保険料率を決定したときは、当該保険料率につい

て速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第13条の15 第13条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額は、各年度において保険料の賦課期日の前日において施行されていた政令第29条の7第5項第10号に定める額を超えることができない。

第16条第1項中「第13条の7」の次に「若しくは第13条の12」を、「第5項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額」の次に「若しくは同条第6項各号に定める額」を、「同条第3項」の次に「又は第4項」を加え、「第13条第1項の規定による基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第17条の4第4項第1号（同条第6項）を「同条第5項（同条第7項又は第8項）に、「又は第3項」を「から第4項まで」に、「若しくは同条第4項各号（同条第5項又は第6項）を「、同条第5項各号（同条第6項から第8項まで」に、「の算定」を「若しくは第17条の6第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第13条の5の3の額若しくは第13条の7」を「、第13条の5の3、第13条の7若しくは第13条の12」に改め、「第17条の2第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第6項各号に定める額」を加え、「第13条第1項の規定による基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第17条の4第4項第1号」を「同条第5項」に、「若しくは同条第4項各号」を「、同条第5項各号に定める額若しくは第17条の6第1項」に改める。

第17条の2第1項中「により」を「による」に、「限度として定める額」を「限度額」に改め、同項第1号中「（以下この項）の次に「及び第6項」を加え、同項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項各号のア」を「前項各号ア」に改め、同項を同

条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 3 市長は、前2項の規定による基礎賦課額を決定したときは、当該額について速やかに告示しなければならない。

第17条の2に次の3項を加える。

- 6 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第13条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の15の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額を超える場合には、当該子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額）とする。

- (1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

- (2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と

区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に310,000円に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に570,000円に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの

の アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

7 前項各号ア及びイに規定する額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

8 市長は、前2項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額を決定したときは、当該額について速やかに告示しなければならない。

第17条の3中「及び前条第1項」を「、第13条の5の4、第13条の8及び第13条の13並びに前条第1項（同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第6項」に改める。

第17条の4第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第3項中「第4項」を「第5項」に、「第6項において」を「第7項において読み替えて」に改め、「次項において」の次に「読み替えて」を加え、同条第6項中「第4項中」を「第5項中」に改め、「第13条の5の5第1項」との次に「、「第17条の2第1項各号」とあるのは「第17条の2第4項において読み替えて準用する同条第1項各号」と」を、「次項において」の次に「読み替えて」を加え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第5項」とあるのは「第8項

において読み替えて準用する第5項」と、「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条第1項」とあるのは「第13条の14第1項」と、第2項中「前項」とあるのは「第4項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。

第17条の4に次の1項を加える。

- 8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条第1項」とあるのは「第13条の14第1項」と、「第17条の2第1項各号」とあるのは「第17条の2第6項各号」と、第6項中「前項」とあるのは「第8項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。

第17条の5第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「第4項」を「第5項」に、「により」を「による」に、「限度として定める額」を「限度額」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「第13条の10」との次に「、「第17条の2第1項各号」とあるのは「第17条の2第5項において読み替えて準用する同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第13条の5の10」との次に「、「第17条の2第1項各号」とあるのは「第17条の2第4項において読み替えて準用する同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項中「により」を「による」に、「限度として定める額」を「限度額」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第13条の12」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の15」と、「被保険者均等割」と

あるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と読み替えるものとする。

第17条の5に次の1項を加える。

- 8 第5項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第13条の12」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の15」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第17条の2第1項各号」とあるのは「第17条の2第6項各号」と読み替えるものとする。

第17条の7を第17条の8とし、第17条の6を第17条の7とし、第17条の5の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第17条の6 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第13条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第17条の2第6項、第17条の4第4項において読み替えて準用する同条第1項若しくは同条第8項において読み替えて準用する同条第5項又は前条第4項において読み替えて準用する同条第1項若しくは同条第8項において読み替えて準用する同条第5項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下この項において同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額と

する。

- 2 市長は、前項の規定による18歳未満被保険者の被保険者均等割額を決定したときは、当該額について速やかに告示しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和8年度分の保険料における子ども・子育て支援納付金賦課限度額に関するこの条例による改正後の池田市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第13条の11、第13条の15、第16条及び第17条の2から第17条の6までの規定の適用については、新条例第13条の15中「各年度において保険料の賦課期日の前日」とあるのは「令和8年度の保険料の賦課期日」と、新条例第17条の2第6項並びに第17条の5第4項及び第8項中「第13条の15」とあるのは「池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和8年池田市条例第 号）附則第2項の規定により読み替えて適用する第13条の15」とする。

- 3 新条例第10条の2、第13条の11から第13条の15まで、第16条及び第17条の2から第17条の6までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

池田市国民健康保険条例の一部改正について

- 1 保険料の賦課額に、子ども・子育て支援納付金賦課額を加えるものであること。

(第 10 条の 2 関係)

- 2 基礎賦課額の総額の算定について、子ども・子育て支援納付金の創設に伴う所要の規定の整理を行うものであること。

(第 10 条の 3 関係)

- 3 子ども・子育て支援納付金賦課額の総額の算定について定めるものであること。

(第 13 条の 1 1 関係)

- 4 子ども・子育て支援納付金賦課額の算定について定めるものであること。

(第 13 条の 1 2 関係)

- 5 子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定について定めるものであること。

(第 13 条の 1 3 関係)

- 6 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率について定めるものであること。

(第 13 条の 1 4 関係)

- 7 子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額について定めるものであること。

(第 13 条の 1 5 関係)

- 8 賦課期日後に納付義務の発生等があった場合は、子ども・子育て支援納付金賦課額の算定は、月割をもって行うこととするものであること。また、文言の整備等を行うものであること。

(第16条関係)

9 低所得者に対する保険料の減額措置における所得判定基準について、被保険者及び特定同一世帯所属者の数に乗ずる金額を、5割軽減の世帯にあつては305,000円から310,000円に、2割軽減の世帯にあつては560,000円から570,000円に引き上げるものであること。また、低所得者に対する子ども・子育て支援納付金賦課額の減額措置について定めるものであること。

(第17条の2関係)

10 特例対象被保険者等の特例について、子ども・子育て支援納付金の創設に伴う所要の規定の整理等を行うものであること。

(第17条の3関係)

11 子ども・子育て支援納付金賦課額における未就学児の被保険者均等割額の減額措置について定めるものであること。

(第17条の4関係)

12 子ども・子育て支援納付金賦課額における出産被保険者の保険料の減額措置について定めるものであること。また、引用条項の整理を行うものであること。

(第17条の5関係)

13 子ども・子育て支援納付金賦課額における18歳未満の被保険者に係る被保険者均等割額の減額措置について定めるものであること。

(第17条の6関係)

14 この条例は、令和8年4月1日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

(改正条例附則関係)

議案第8号 参 考

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条～第10条（略）</p> <p><u>（保険料の賦課額）</u></p> <p>第10条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p> <p>（基礎賦課額の総額）</p>	<p>第1条～第10条（略）</p> <p><u>（保険料の賦課額）</u></p> <p>第10条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（政令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（政令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）</p> <p>(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（政令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）</p> <p>（基礎賦課額の総額）</p>

改正前	改正後
<p>第10条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第17条の2、第17条の4及び第17条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）<u>、高齢者医療確保法</u>の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）<u>及び介護保険法</u>（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に</p>	<p>第10条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第17条の2、第17条の4及び第17条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び高齢者医療確保法</u>の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）<u>、介護保険法</u>（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）<u>並びに子ども・子育て支援法</u>（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に</p>

改 正 前	改 正 後
<p>要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、<u>病床転換支援金等及び介護納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、<u>病床転換支援金等及び介護納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>第11条～第13条の5 (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の総額)</p> <p>第13条の5の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第17条の2、第17条の4及び第17条の5の規定により後期高齢者支援金等賦</p>	<p>要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び<u>病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び<u>病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>第11条～第13条の5 (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の総額)</p> <p>第13条の5の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第17条の2、第17条の4及び第17条の5の規定により後期高齢者支援金等賦</p>

改 正 前	改 正 後
<p>課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>第13条の5の3・第13条の5の4 (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第13条の5の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア <u>イ又はウに掲げる世帯</u>以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。）<u>の額</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第13条の5の3・第13条の5の4 (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第13条の5の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア <u>特定世帯又は特定継続世帯</u>以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>2 (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第13条の5の6～第13条の5の10 (略)</p> <p>(介護納付金賦課額の総額)</p> <p>第13条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第17条の2及び第17条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。<u>次条及び第13条の10において同じ。</u>)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第13条の7～第13条の10 (略)</p>	<p>第13条の5の6～第13条の10 (略)</p> <p>(介護納付金賦課額の総額)</p> <p>第13条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第17条の2及び第17条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。) <u>の額</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第13条の7～第13条の10 (略)</p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の総額)</u></p> <p>第13条の11 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第17条の2、第17条の4、第17条の5及び第17条の6の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、<u>その減額することとなる額を含む。</u>)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>

改 正 前

改 正 後

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第17条の6に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第13条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の

改 正 前

改 正 後

合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第13条の13 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号に定める所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第13条の14 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額

2 市長は、前項に規定する保険料率を決定したときは、当該保険料率について速やかに告示しなければならない。

改 正 前	改 正 後
<p>第14条・第15条 (略)</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p> <p>第16条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第11条若しくは第13条の5の3の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第13条の7の額又は第17条の2第1項各号(同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第17条の4第1項(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同</p>	<p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)</u></p> <p><u>第13条の15 第13条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額は、各年度において保険料の賦課期日の前日において施行されていた政令第29条の7第5項第10号に定める額を超えることができない。</u></p> <p>第14条・第15条 (略)</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p> <p>第16条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第11条若しくは第13条の5の3の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第13条の7若しくは第13条の12の額又は第17条の2第1項各号(同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第6項各号に定める額、第17条の4第1項(同条第3項又</p>

改 正 前	改 正 後
<p>じ。)に定める<u>第13条第1項の規定による基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第17条の4第4項第1号</u> <u>(同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)</u>に定める額、第17条の5第1項各号(同条第2項又は第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第4項各号(同条第5項又は第6項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条若しくは第13条の5の3の額若しくは第13条の7の額又は第17条の2第1項各号に定める額、第17条の4第1項に定める第13条第1項の規定による基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第17条の4第4項第1号に定める額、第17条の5第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号に定める額の算定は、その</p>	<p>は第4項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、<u>同条第5項(同条第7項又は第8項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)</u>に定める額、第17条の5第1項各号(同条第2項から第4項までにおいて読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、<u>同条第5項各号(同条第6項から第8項までにおいて読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)</u>に定める額若しくは第17条の6第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条、<u>第13条の5の3、第13条の7若しくは第13条の12の額又は第17条の2第1項各号に定める額若しくは同条第6項各号に定める額、第17条の4第1項に定める額、同条第5項に定める額、第17条の5第1項各号に定める額、同条第5項各号に定める額若しくは第17条の6第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>第17条（略）</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第17条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の5の規定により基礎賦課額の限度として定める額を超える場合には、当該基礎賦課額の限度として定める額）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する</p>	<p>第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>第17条（略）</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第17条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の5の規定による基礎賦課額の限度額を超える場合には、当該基礎賦課額の限度額）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する</p>

改正前	改正後
<p>上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世</p>	<p>上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世</p>

改 正 前	改 正 後
<p>帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下この項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p>	<p>帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下この項及び第6項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この項及び第6項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p>

改 正 前	改 正 後
<p>ア・イ (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>305,000円</u>に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p>	<p>ア・イ (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>310,000円</u>に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p>
<p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>560,000円</u>に当該年度の保</p>	<p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>570,000円</u>に当該年度の保</p>

改 正 前	改 正 後
<p>保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ （略）</p> <p><u>2 市長は、当該納付義務者又はその世帯に属する被保険者の前年からの所得の状況の著しい変化その他の事情により前項第3号の規定による保険料の減額が適当でないとする場合には、当該減額を行わないものとする。</u></p> <p><u>3 第1項各号のア及びイに規定する額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</u></p> <p>4・5 （略）</p>	<p>保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ （略）</p> <p><u>2 前項各号ア及びイに規定する額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</u></p> <p><u>3 市長は、前2項の規定による基礎賦課額を決定したときは、当該額について速やかに告示しなければならない。</u></p> <p>4・5 （略）</p> <p><u>6 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第13条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額</u></p>

改 正 前

改 正 後

して得た額が第13条の15の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額を超える場合には、当該子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額) とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と

改 正 前

改 正 後

区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に310,000円に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2

改 正 前	改 正 後
	<p><u>項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に570,000円に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの</u> <u>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額</u> <u>ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u> <u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u></p> <p>7 <u>前項各号ア及びイに規定する額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</u></p> <p>8 <u>市長は、前2項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額を決定した</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第17条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第12条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第12条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第17条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3</p>	<p><u>ときは、当該額について速やかに告示しなければならない。</u></p> <p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第17条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第12条第1項、<u>第13条の5の4、第13条の8及び第13条の13並びに前条第1項（同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第6項の規定</u>の適用については、第12条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第17条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3</p>

改 正 前	改 正 後
<p>月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（<u>第4項</u>の規定の適用を受ける場合を除く。）における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条第1項の規定による基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「<u>第4項</u>」とあるのは「<u>第6項において準用する第4項</u>」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項」とあるのは「第13条の5の5第1項」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。</p>	<p>月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（<u>第5項</u>の規定の適用を受ける場合を除く。）における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条第1項の規定による基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「<u>第5項</u>」とあるのは「<u>第7項において読み替えて準用する第5項</u>」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項」とあるのは「第13条の5の5第1項」と、前項中「前項」とあるのは「次項において<u>読み替えて準用する前項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 <u>第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第5項」とあるのは「第8項において読み替えて準用する第5項」と、「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条第1項」とあるのは「第13条の14第1項」と、第2項中「前項」とあるのは「第4項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>4・5</u> (略)</p> <p><u>6</u> 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項」とあるのは「第13条の5の5第1項」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第17条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（<u>政令第29条の7第5項第8号</u>に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（<u>第4項の規定の適用を受ける場合を除く。</u>）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、次に掲げる額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）の</p>	<p><u>5・6</u> (略)</p> <p><u>7</u> 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項」とあるのは「第13条の5の5第1項」と、「第17条の2第1項各号」とあるのは「第17条の2第4項において読み替えて準用する同条第1項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>8</u> 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条第1項」とあるのは「第13条の14第1項」と、「第17条の2第1項各号」とあるのは「第17条の2第6項各号」と、第6項中「前項」とあるのは「第8項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第17条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（<u>政令第29条の7第6項第8号</u>に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（<u>第5項の規定の適用を受ける場合を除く。</u>）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、次に掲げる額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）の</p>

改 正 前	改 正 後
<p>合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の5の規定により基礎賦課額の限度として定める額を超える場合には、当該基礎賦課額の限度として定める額）とする。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する場合には、出産の日）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3か月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 当該年度において、第17条の2に規定する基準に従い保険料を減額する</p>	<p>合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の5の規定による基礎賦課額の限度額を超える場合には、当該基礎賦課額の限度額）とする。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の3に規定する場合には、出産の日）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3か月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第13条の12」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の15」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 当該年度において、第17条の2に規定する基準に従い保険料を減額する</p>

改 正 前	改 正 後
<p>ものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条の基礎賦課額から、次に掲げる額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の5の規定により<u>基礎賦課額の限度として定める額</u>を超える場合には、当該基礎賦課額の<u>限度として定める額</u>）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第13条の5の3」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の5の10」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「に出産被保険者」とあるのは「に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。））」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第13条の7」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の10」と読み替えるものとする。</p>	<p>ものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条の基礎賦課額から、次に掲げる額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の5の規定による<u>基礎賦課額の限度額</u>を超える場合には、当該基礎賦課額の<u>限度額</u>）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第13条の5の3」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の5の10」と、「<u>第17条の2第1項各号</u>」とあるのは「<u>第17条の2第4項において読み替えて準用する同条第1項各号</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>7 第5項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「に出産被保険者」とあるのは「に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。））」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第13条の7」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の10」と、「<u>第17条の2第1項各号</u>」とあるのは「<u>第17条の2第5項において読み替え</u></p>

改 正 前

改 正 後

て準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

8 第5項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第13条の12」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の15」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第17条の2第1項各号」とあるのは「第17条の2第6項各号」と読み替えるものとする。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第17条の6 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第13条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第17条の2第6項、第17条の4第4項において読み替えて準用する同条第1項若しくは同条第8項において読み替えて準用する同条第5項又は前条第4項において読み替えて準用する同条第1項若しくは同条第8項において読み替えて準用する同条第5項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当

改 正 前	改 正 後
<p>第17条の6・第17条の7 (略)</p> <p>第18条～第31条 (略)</p>	<p><u>該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下この項において同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定による18歳未満被保険者の被保険者均等割額を決定したときは、当該額について速やかに告示しなければならない。</u></p> <p>第17条の7・第17条の8 (略)</p> <p>第18条～第31条 (略)</p>

議案第 9 号

池田市介護保険条例の一部改正について

池田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和 8 年度の保険料率の算定について、令和 7 年度税制改正による給与所得控除の見直しの影響を遮断するため、本条例の一部を改正するものである。

池田市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

池田市介護保険条例（平成12年池田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第11条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている者（同年中の給与等（同項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65

万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

- 第12条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第11条の規定の適用については、同条第1項第1号から第5号までの規定中

「に掲げる」とあるのは、「（令附則第25条の規定によりみなして適用する場合を含む。）に掲げる」とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

池田市介護保険条例の一部改正について

- 1 令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法及び基準の特例を定めるものであること。

(附則第 1 1 条及び第 1 2 条関係)

- 2 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第9号 参 考

池田市介護保険条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
<p>本則（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第10条（略）</p>	<p>本則（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第10条（略）</p> <p><u>（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）</u></p> <p><u>第11条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている者（同年中の給与等（同項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の</u></p>

改 正 前

改 正 後

金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項

改 正 前

改 正 後

第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第12条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第11条の規定の適用については、同条第1項第1号から第5号までの規定中「に掲げる」とあるのは、「（令附則第25条の規定によりみなして適用する場合を含む。）に掲げる」とする。

議案第 10 号

池田市北部大阪都市計画国道 176 号沿道地区地区計画の区域内
における建築物の制限に関する条例の一部改正について

池田市北部大阪都市計画国道 176 号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

北部大阪都市計画国道 176 号沿道地区地区計画の変更により、適用区域内の用途地域について、第 2 種住居地区の一部を近隣商業第 1 地区及び近隣商業第 2 地区とする変更を行ったことに伴い、建築物の用途の制限について定めるほか、建築物の容積率、建蔽率及び高さの最高限度並びに罰則について整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市北部大阪都市計画国道176号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）

池田市北部大阪都市計画国道176号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成24年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とする。

第16条第1号中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第2号中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第17条とする。

第15条第1項中「第4条第1項」を「第4条、第5条第1項」に、「第5条から第7条」を「第6条から第8条」に改め、同条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条中「第4条、第5条、第8条又は第9条」を「第5条、第6条、第9条又は第10条」に改め、同条を第14条とする。

第12条第1項中「第8条又は第9条に規定する」を「第9条又は第10条の規定による建築物の」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条中「第8条」を「第9条」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条中「第4条第1項ただし書又は第5条第1項ただし書に規定する基準を緩和する」を「第5条第1項ただし書又は第6条第1項ただし書の規定の適用がある」に、「掲げる数値」を「定める数値」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「第4条第1項ただし書又は第5条第1項ただし書に規定する基準を緩和する」を「第5条第1項ただし書又は第6条第1項ただし書の規定の適用がある」に、「掲げる数値」を「定める数値」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「第4条第1項ただし書に規定する容積率の基準を緩和する場合の」及び「の最高限度」を削り、同条を第7条とする。

第5条第1項中「建蔽率」を「第2種住居地区内においては、建蔽率」に改め、同項ただし書中「全ての要件に」を「要件のいずれにも」に、「おいては、本文に規定する基準を」を「あつては、」に、「に緩和する」を「以下とする」に改め、同項第3号中「第7条」を「第8条」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「10分の20」を「10分の30」に改め、同項ただし書中「全ての要件に」を「要件のいずれにも」に、「おいては、本文に規定する基準を10分の30に緩和する」を「あつては、10分の40以下とする」に改め、同項第1号中「10分の6」を「次のア又はイに掲げる区域の区分に応じ、当該ア又はイに定める割合」に改め、同号に次のように加える。

ア 第2種住居地区 10分の6

イ 近隣商業第1地区及び近隣商業第2地区 10分の8

第4条第1項第4号中「第6条」を「第7条」に改め、同項第5号中「第7条」を「第8条」に改め、同項第8号中「500平方メートル」を「100平方メートル」に改め、「とし、」の次に「階数が2以下で」を加え、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(建築物の用途の制限)

第4条 近隣商業第1地区内においては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業の用に供する建築物は、建築してはならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年3月31日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

池田市北部大阪都市計画国道176号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

- 1 近隣商業第1地区内における風俗営業の用に供する建築物の建築の制限について定めるものであること。

(第4条関係)

- 2 建築物の容積率の最高限度について、10分の20から10分の30に変更するものであること。また、これの緩和に係る適用要件のうち、建蔽率に関する要件について、10分の6以下としていたところ近隣商業第1地区及び近隣商業第2地区にあつては10分の8以下とし、並びに防火構造に関する要件について、準防火地域相当としていたところ防火地域相当とする整備を行うとともに、当該緩和に係る最高限度を10分の30から10分の40に変更するものであること。

(第5条関係)

- 3 建築物の建蔽率の最高限度について、その適用対象を第2種住居地区内に限定するものであること。

(第6条関係)

- 4 建築物の高さの最高限度について、容積率の最高限度の緩和が適用される場合に限定して適用していたところ、当該限定を廃止するものであること。

(第7条関係)

- 5 近隣商業第1地区内における風俗営業の用に供する建築物の建築の制限に違反した場合における罰則について定めるものであること。

(第16条関係)

- 6 この条例は、令和8年3月31日から施行するものであること。また、所

要の経過措置を設けるものであること。

(改正条例附則関係)

議案第10号 参 考

池田市北部大阪都市計画国道176号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条～第3条 （略）</p> <p>（建築物の容積率の最高限度）</p> <p><u>第4条</u> 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、<u>10分の20</u>以下でなければならない。ただし、次に掲げる<u>全ての要件に該当する場合においては、本文に規定する基準を10分の30に緩和することができる。</u></p> <p>(1) 建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあつては、その建築面積の合計。以下同じ。）の敷地面積に対する割合（以下「建蔽率」という。）が<u>10分の6</u>以下であること。</p> <p>(2)・(3) （略）</p>	<p>第1条～第3条 （略）</p> <p><u>（建築物の用途の制限）</u></p> <p><u>第4条</u> 近隣商業第1地区内においては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業の用に供する建築物は、<u>建築してはならない。</u></p> <p>（建築物の容積率の最高限度）</p> <p><u>第5条</u> 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、<u>10分の30</u>以下でなければならない。ただし、次に掲げる<u>要件のいずれにも該当する場合にあつては、10分の40以下とすることができる。</u></p> <p>(1) 建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあつては、その建築面積の合計。以下同じ。）の敷地面積に対する割合（以下「建蔽率」という。）が<u>次のア又はイに掲げる区域の区分に応じ、当該ア又はイに定める割合以下であること。</u></p> <p><u>ア 第2種住居地区 10分の6</u></p> <p><u>イ 近隣商業第1地区及び近隣商業第2地区 10分の8</u></p> <p>(2)・(3) （略）</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(4) <u>第6条</u>に規定する建築物の高さの最高限度を満たすこと。</p> <p>(5) <u>第7条</u>に規定する建築物の壁面の位置の制限を満たすこと。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 延べ面積が<u>500平方メートル</u>を超える建築物にあつては耐火建築物等（法第53条第3項第1号イに規定する耐火建築物等をいう。以下同じ。）とし、延べ面積が<u>500平方メートル</u>以下の建築物にあつては耐火建築物等又は準耐火建築物等（同号ロに規定する準耐火建築物等をいう。以下同じ。）とすること。</p> <p>(9) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(建築物の建蔽率の最高限度)</p>	<p>(4) <u>第7条</u>に規定する建築物の高さの最高限度を満たすこと。</p> <p>(5) <u>第8条</u>に規定する建築物の壁面の位置の制限を満たすこと。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 延べ面積が<u>100平方メートル</u>を超える建築物にあつては耐火建築物等（法第53条第3項第1号イに規定する耐火建築物等をいう。以下同じ。）とし、<u>階数が2以下</u>で延べ面積が<u>100平方メートル</u>以下の建築物にあつては耐火建築物等又は準耐火建築物等（同号ロに規定する準耐火建築物等をいう。以下同じ。）とすること。</p> <p>(9) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(建築物の建蔽率の最高限度)</p>
<p><u>第5条</u> <u>建蔽率</u>は、10分の6を超えてはならない。ただし、次に掲げる<u>全ての要件に該当する場合においては、本文に規定する基準を10分の7に緩和</u>することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第7条</u>に規定する建築物の壁面の位置の制限を満たすこと。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(建築物の高さの最高限度)</p>	<p><u>第6条</u> <u>第2種住居地区内においては、建蔽率</u>は、10分の6を超えてはならない。ただし、次に掲げる<u>要件のいずれにも該当する場合にあつては、10分の7以下とする</u>ことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第8条</u>に規定する建築物の壁面の位置の制限を満たすこと。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(建築物の高さの最高限度)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第6条 <u>第4条第1項ただし書に規定する容積率の基準を緩和する場合の建築物の高さの最高限度は、20メートルを超えてはならない。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分のうち5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。</u></p> <p>(建築物の壁面の位置の制限)</p>	<p>第7条 建築物の高さは、20メートルを超えてはならない。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分のうち5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>(建築物の壁面の位置の制限)</p>
<p>第7条 <u>第4条第1項ただし書又は第5条第1項ただし書に規定する基準を緩和する場合における建築物の外壁又はこれに代わる柱（地盤面下に設けるものを除く。）の面から道路の境界線までの距離は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に<u>掲げる数値以上</u>としなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(緑化率の最低限度)</p>	<p>第8条 <u>第5条第1項ただし書又は第6条第1項ただし書の規定の適用がある場合における建築物の外壁又はこれに代わる柱（地盤面下に設けるものを除く。）の面から道路の境界線までの距離は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に<u>定める数値以上</u>としなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(緑化率の最低限度)</p>
<p>第8条 <u>第4条第1項ただし書又は第5条第1項ただし書に規定する基準を緩和する場合における建築物の緑化率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に<u>掲げる数値以上</u>としなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>第9条 <u>第5条第1項ただし書又は第6条第1項ただし書の規定の適用がある場合における建築物の緑化率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に<u>定める数値以上</u>としなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>第9条 (略)</p> <p>(違反建築物に対する措置)</p>	<p>第10条 (略)</p> <p>(違反建築物に対する措置)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第10条 市長は、<u>第8条又は前条の規定に違反している事実があると認めるときは</u>、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命じることができる。</p> <p>2 国又は地方公共団体の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、市長は、国又は地方公共団体の建築物が<u>第8条又は前条の規定に違反している事実があると認めるときは</u>、その旨を当該建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべき旨を要請するものとする。</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(緑化施設の管理)</p> <p>第12条 <u>第8条又は第9条に規定する緑化率の算定の基礎となる緑化施設の管理の方法の基準は、規則で定める。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)</p> <p>第13条 法第86条第1項若しくは第2項又は第86条の2第1項の規定による認定を受けた建築物については、<u>第4条、第5条、第8条又は第9条の規定を適用する場合においては、同一の敷地内にあるものとみなす。</u></p> <p>2 法第86条第3項若しくは第4項又は第86条の2第2項若しくは第3項</p>	<p>第11条 市長は、<u>第9条又は前条の規定に違反している事実があると認めるときは</u>、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命じることができる。</p> <p>2 国又は地方公共団体の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、市長は、国又は地方公共団体の建築物が<u>第9条又は前条の規定に違反している事実があると認めるときは</u>、その旨を当該建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべき旨を要請するものとする。</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(緑化施設の管理)</p> <p>第13条 <u>第9条又は第10条の規定による建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の管理の方法の基準は、規則で定める。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)</p> <p>第14条 法第86条第1項若しくは第2項又は第86条の2第1項の規定による認定を受けた建築物については、<u>第5条、第6条、第9条又は第10条の規定を適用する場合においては、同一の敷地内にあるものとみなす。</u></p> <p>2 法第86条第3項若しくは第4項又は第86条の2第2項若しくは第3項</p>

改 正 前	改 正 後
<p>の規定による許可を受けた建築物については、<u>第4条、第5条、第8条又は第9条</u>の規定を適用する場合には、同一の敷地内にあるものとみなす。</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第15条</u> <u>第4条第1項</u>若しくは第2項又は<u>第5条から第7条</u>までの規定に違反した場合には、当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合にあっては、当該建築物の工事施工者）は、500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第16条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第10条第1項</u>の規定による命令に違反した者</p> <p>(2) <u>第11条第1項</u>の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p><u>第17条</u> (略)</p>	<p>の規定による許可を受けた建築物については、<u>第5条、第6条、第9条又は第10条</u>の規定を適用する場合には、同一の敷地内にあるものとみなす。</p> <p><u>第15条</u> (略)</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第16条</u> <u>第4条、第5条第1項</u>若しくは第2項又は<u>第6条から第8条</u>までの規定に違反した場合には、当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合にあっては、当該建築物の工事施工者）は、500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第17条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第11条第1項</u>の規定による命令に違反した者</p> <p>(2) <u>第12条第1項</u>の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p><u>第18条</u> (略)</p>

議案第 1 1 号

池田市都市公園運動施設条例の一部改正について

池田市都市公園運動施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

五月山体育館のレストコーナー及び猪名川運動場の南多目的広場について、設置当時の設備を前提とした使用が現状では困難となっていることから、これらの供用を廃止するほか、テニスコートの供用時間について、稼働率が低い時間帯における見直しを行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市都市公園運動施設条例の一部を改正する条例（案）

池田市都市公園運動施設条例（平成8年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第19条を削り、第20条を第19条とする。

別表第2の(1)の表中

月曜日から金曜日まで (休日を除く。)	午前8時から午後6時 まで
	午後6時から午後9時 まで

を

月曜日から金曜日まで (休日を除く。)	午前9時から午後6時 まで
	午後6時から午後9時 まで

に改める。

別表第3南多目的広場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市都市公園運動施設条例の一部改正について

- 1 五月山体育館のレストコーナーの管理の許可申請書に係る規定を削除するものであること。

(旧第 19 条関係)

- 2 7月1日から8月31日までの期間の平日におけるテニスコートの供用開始時刻について見直しを行うものであること。

(別表第 2 関係)

- 3 猪名川運動場の南多目的広場の使用料に係る規定を削除するものであること。

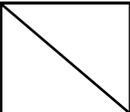
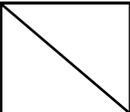
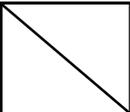
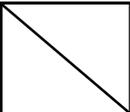
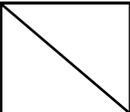
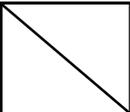
(別表第 3 関係)

- 4 この条例は、公布の日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第11号 参 考

池田市都市公園運動施設条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後						
<p>第1条～第18条（略）</p> <p><u>（レストコーナーの管理の許可申請書の記載事項）</u></p> <p>第19条 五月山体育館のレストコーナーを管理しようとする場合における都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項に規定する許可申請書の記載事項は次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 住所、氏名及び職業</u></p> <p><u>(2) 管理の目的</u></p> <p><u>(3) 管理する期間</u></p> <p><u>(4) 管理の方法</u></p> <p><u>(5) その他市長の指示する事項</u></p> <p>2 前項の許可を受けた者は、別に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>第20条（略）</p> <p>別表第1（略）</p> <p>別表第2（第13条関係）</p> <p>(1) テニスコート使用料（1面1時間当たり）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">  </td> <td style="width: 35%; text-align: center;">4月1日から6月30日までの期間</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">7月1日から8月31日までの期間</td> </tr> </table>		4月1日から6月30日までの期間	7月1日から8月31日までの期間	<p>第1条～第18条（略）</p> <p>第19条（略）</p> <p>別表第1（略）</p> <p>別表第2（第13条関係）</p> <p>(1) テニスコート使用料（1面1時間当たり）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">  </td> <td style="width: 35%; text-align: center;">4月1日から6月30日までの期間</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">7月1日から8月31日までの期間</td> </tr> </table>		4月1日から6月30日までの期間	7月1日から8月31日までの期間
	4月1日から6月30日までの期間	7月1日から8月31日までの期間					
	4月1日から6月30日までの期間	7月1日から8月31日までの期間					

改 正 前					改 正 後				
市内使用者等	(略)	月曜日から金曜日まで(休日を除く。)	午前8時から 午後6時まで	(略)	月曜日から金曜日まで(休日を除く。)	午前9時から 午後6時まで	(略)	午後6時から 午後9時まで	
			午後6時から 午後9時まで						
		日曜日、土曜日及び休日	(略)				日曜日、土曜日及び休日	(略)	
市外使用者等	(略)	月曜日から金曜日まで(休日を除く。)	午前8時から 午後6時まで	(略)	月曜日から金曜日まで(休日を除く。)	午前9時から 午後6時まで	(略)	午後6時から 午後9時まで	
			午後6時から 午後9時まで						
		日曜日、土曜日及び休日	(略)				日曜日、土曜日及び休日	(略)	
	9月1日から11月30日までの期間	12月1日から翌年3月31日までの期間				9月1日から11月30日までの期間	12月1日から翌年3月31日までの期間		
市内使用者等・市外使用者等	(略)								
備考 (略)					備考 (略)				
(2) (略)					(2) (略)				
別表第3 (第13条関係)					別表第3 (第13条関係)				

改 正 前

猪名川運動場使用料（2時間当たり）

		基本使用料	
		月曜日から金曜日まで (休日を除く。)	日曜日、土曜日及び休日
簡易野球場～ 北多目的広場		(略)	
南多目的広場	1面	1, 0 0 0円	1, 3 0 0円

備考 (略)

改 正 後

猪名川運動場使用料（2時間当たり）

		基本使用料	
		月曜日から金曜日まで (休日を除く。)	日曜日、土曜日及び休日
簡易野球場～ 北多目的広場		(略)	

備考 (略)

議案第 12 号

池田市水道事業給水条例の一部改正について

池田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

令和 6 年能登半島地震において、指定給水装置工事事業者の確保が困難となり、家庭で水が使用できない状況が長期化したことを踏まえ、災害その他非常の場合には、他の水道事業者が指定した指定給水装置工事事業者等においても給水装置工事を施行することができるよう、本条例の一部を改正するものである。

池田市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

池田市水道事業給水条例（平成9年池田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「第1項の規定により」を削り、「施行する場合において」を「施行しようとする者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の規定により、」を削り、「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の水道事業者等（以下「指定給水装置工事事業者等」という。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項ただし書に定めるもののほか、災害その他非常の場合において、管理者が必要と認めるときは、他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者（次項において「他の水道事業者等」という。）が給水装置工事を施行することができる。

第8条第2項及び第33条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市水道事業給水条例の一部改正について

- 1 給水装置工事の施行について、池田市上下水道事業管理者が指定した給水装置工事事業者に加え、災害その他非常の場合においては、他の水道事業者又は他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者においても行うことができることとするものであること。また、これに伴う所要の整備を行うものであること。

(第7条、第8条及び第33条関係)

- 2 この条例は、公布の日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第12号 参 考

池田市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条～第6条（略） （給水装置工事の施行）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、竣工後に管理者の検査を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により給水装置工事を施行する場合には、当該給水装置工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。 （給水管及び給水用具の指定）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける</p>	<p>第1条～第6条（略） （給水装置工事の施行）</p> <p>第7条（略）</p> <p><u>2 前項ただし書に定めるもののほか、災害その他非常の場合において、管理者が必要と認めるときは、他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者（次項において「他の水道事業者等」という。）が給水装置工事を施行することができる。</u></p> <p>3 指定給水装置工事事業者又は他の水道事業者等（以下「指定給水装置工事事業者等」という。）が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、竣工後に管理者の検査を受けなければならない。</p> <p>4 給水装置工事を施行しようとする者は、当該給水装置工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。 （給水管及び給水用具の指定）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 管理者は、<u>指定給水装置工事事業者等</u>に対し、配水管に給水管を取り付け</p>

改 正 前	改 正 後
<p>工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>第9条～第32条 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、<u>指定給水装置工事業業者</u>の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。</p> <p>第34条～第44条 (略)</p>	<p>る工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>第9条～第32条 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、<u>指定給水装置工事業業者等</u>の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。</p> <p>第34条～第44条 (略)</p>

議案第 13 号

池田市下水道条例の一部改正について

池田市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

令和 6 年能登半島地震において、指定工事店の確保が困難となり、排水設備等の復旧が遅れたことを踏まえ、災害その他非常の場合には、他の公共下水道管理者が指定した指定工事店においても排水設備等の工事を施行することができるよう、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市下水道条例の一部を改正する条例（案）

池田市下水道条例（昭和42年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「又は」を「及び」に、「、技能」を「技能」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が必要と認めるときは、他の公共下水道管理者（法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。）が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した者の監理の下によることができる。

第8条第2項中「前項の」の次に「規定により施行する」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市下水道条例の一部改正について

- 1 排水設備等の工事の設計及び施行について、池田市上下水道事業管理者が指定した指定工事店に加え、災害その他非常の場合においては、他の公共下水道管理者が指定した指定工事店の監理の下においても行うことができることとするものであること。

(第8条関係)

- 2 この条例は、公布の日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第13号 参 考

池田市下水道条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条～第7条（略）</p> <p>（排水設備等の工事の監理）</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の工事（別に管理規程で定める軽微な工事を除く。）の設計又は施行は、管理者が排水設備等の工事に関し、<u>技能を有する者</u>として指定した排水設備工事業者（以下「指定工事店」という。）の監理の下においてでなければならない。</p> <p>2 前項の工事に使用する材料は、その工事の施行前に、管理者の検査を受け、その承認を得たものでなければ使用することができない。</p> <p>第9条～第30条（略）</p>	<p>第1条～第7条（略）</p> <p>（排水設備等の工事の監理）</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の工事（別に管理規程で定める軽微な工事を除く。）の設計及び施行は、管理者が排水設備等の工事に関し<u>技能を有する者</u>として指定した排水設備工事業者（以下「指定工事店」という。）の監理の下においてでなければならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が必要と認めるときは、他の公共下水道管理者（法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。）が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した者の監理の下によることができる。</u></p> <p>2 前項の<u>規定により施行する工事</u>に使用する材料は、その工事の施行前に、管理者の検査を受け、その承認を得たものでなければ使用することができない。</p> <p>第9条～第30条（略）</p>

議案第14号

池田市立学校施設の目的外使用に関する条例の一部改正について

池田市立学校施設の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月27日

池田市長 瀧澤 智子

理 由

学校施設の目的外使用に係る許可の申請期間、時間区分、使用料の額等の見直しを行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市立学校施設の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例（案）

池田市立学校施設の目的外使用に関する条例（令和4年池田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「ものは、」の次に「当該学校施設を使用しようとするものが市民等（市内に居住し、在勤し、若しくは在学する者又はこれらの者がその全構成員の7割以上を占める団体をいう。別表において同じ。）に該当するかどうかの別による区分に応じ教育委員会規則で定める期間において」を加え、「の許可」を「に申請し、その許可」に改める。

第3条第1項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号中「各種の検定試験を実施する用途による使用を」を「次のア及びイに掲げるものを」に改め、同号に次のように加える。

ア 広く地域住民が参加することができる行事その他の地域の交流により地域住民の福祉の増進に資すると教育委員会が認める事業を実施する用途による使用

イ 各種の検定試験を実施する用途による使用

第3条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) その使用において火の使用（運動場の使用にあつては、池田市火災予防条例（昭和37年池田市条例第5号）第45条の規定による届出をしたものを除く。）があるとき。

第4条第1項中「を、当該許可を受けた時」を「について、教育委員会規則で定める期間」に改める。

第8条中「使用者は、使用する学校施設に」を「学校施設の使用に当たり、」に、「ときは、あらかじめ教育委員会の承認」を「ものは、その使用に

含めて第2条第1項の許可」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	使用料の額
体育館	時間区分ごとに2,000円
体育館のアリーナ部分の 冷暖房設備	30分間の使用4回分につき3,000円
教室	時間区分ごとに1,600円
運動場	時間区分ごとに1,200円

別表中備考5を備考7とし、備考4を備考6とし、備考3を備考5とし、備考2を備考4とし、同表備考1中「（体育館のアリーナ部分の冷暖房設備の使用に係るものを除く。）」を削り、「5割増し」を「3倍（使用者が市民等以外のものである場合にあつては、6倍）の額」に改め、同表備考1を同表備考3とし、同表に備考1及び備考2として次のように加える。

1 時間区分は、次のとおりとする。

(1) 午前9時から午後1時前まで

(2) 午後1時から午後5時前まで

(3) 午後5時から午後9時まで

2 使用者が市民等以外のものである場合（入場料等を徴収する場合を除く。）の使用料（体育館のアリーナ部分の冷暖房設備の使用に係るものを除く。備考3において同じ。）の額は、上表に掲げる額の2倍の額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年1月4日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の日の学校施設の使用に係る手続については、同日前においても、この条例による改正後の池田市立学校施設の目的外使用に関する条例（以下この項において「新条例」という。）及び新条例に基づく教育委員会規則の規定の例により行うことができる。

池田市立学校施設の目的外使用に関する条例の一部改正について

- 1 学校施設の使用の許可（以下「使用許可」という。）に係る申請について、当該学校施設を使用しようとするものの市民等に該当するかどうかの別による区分に応じ教育委員会規則で定める期間において行うこととするものであること。

（第2条関係）

- 2 学校施設の使用に係る不許可の要件のうち、営利を目的とする使用であると認める場合について、広く地域住民が参加することができる行事等の実施による使用がこれに該当しないことを明記するとともに、当該要件として、その使用において火の使用（池田市消防長への届出をしたものを除く。）がある場合を追加するものであること。

（第3条関係）

- 3 学校施設の使用に係る使用料の納付時期について、使用許可時としていたところ、教育委員会規則で定める期間とするものであること。

（第4条関係）

- 4 学校施設の使用における特別の設備の設置について、教育委員会の承認によることとしていたところ、当該学校施設の使用に含めて使用許可によることとするものであること。

（第8条関係）

- 5 学校施設の使用に係る時間区分及び使用料の額並びに入場料等を徴収する場合における使用料の割増しについて見直しを行うものであること。また、使用者が市民等以外のものである場合における当該使用料の割増しについて定めるものであること。

(別表関係)

- 6 この条例は、令和9年4月1日から施行するものであること。また、準備行為に係る規定を設け、同年1月4日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第14号 参 考

池田市立学校施設の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条（略） （使用の許可）</p> <p>第2条 学校施設を使用しようとするものは、池田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）<u>の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2（略） （使用の制限）</p> <p>第3条 教育委員会は、使用が次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の使用を許可しないものとする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 営利を目的とする使用（各種の検定試験を実施する用途による使用を除</p>	<p>第1条（略） （使用の許可）</p> <p>第2条 学校施設を使用しようとするものは、<u>当該学校施設を使用しようとするものが市民等（市内に居住し、在勤し、若しくは在学する者又はこれらの者がその全構成員の7割以上を占める団体をいう。別表において同じ。）に該当するかどうかの別による区分に応じ教育委員会規則で定める期間において池田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>2（略） （使用の制限）</p> <p>第3条 教育委員会は、使用が次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の使用を許可しないものとする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p><u>(4) その使用において火の使用（運動場の使用にあつては、池田市火災予防条例（昭和37年池田市条例第5号）第45条の規定による届出をしたものを除く。）があるとき。</u></p> <p>(5) 営利を目的とする使用（次のア及びイに掲げるものを除く。）であると</p>

改 正 前	改 正 後
<p>く。)であると認めるとき。</p> <p><u>(5)～(8)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の納付及び免除)</p> <p>第4条 学校施設の使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を、<u>当該許可を受けた時</u>(体育館のアリーナ部分の冷暖房設備の使用に係る使用料にあつては、その使用前までの間)に納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(特別の設備の設置)</p> <p>第8条 <u>使用者は、使用する学校施設に特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</u></p> <p>第9条～第11条 (略)</p> <p><u>別表(第4条関係)</u></p>	<p>認めるとき。</p> <p><u>ア 広く地域住民が参加することができる行事その他の地域の交流により地域住民の福祉の増進に資すると教育委員会が認める事業を実施する用途による使用</u></p> <p><u>イ 各種の検定試験を実施する用途による使用</u></p> <p><u>(6)～(9)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の納付及び免除)</p> <p>第4条 学校施設の使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料について、<u>教育委員会規則で定める期間</u>(体育館のアリーナ部分の冷暖房設備の使用に係る使用料にあつては、その使用前までの間)に納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(特別の設備の設置)</p> <p>第8条 <u>学校施設の使用に当たり、特別の設備を設置しようとするものは、その使用に含めて第2条第1項の許可を受けなければならない。</u></p> <p>第9条～第11条 (略)</p> <p><u>別表(第4条関係)</u></p>

改 正 前			改 正 後	
<u>学校施設</u>	<u>使用単位</u>	<u>使用料の額</u>	<u>区分</u>	<u>使用料の額</u>
体育館	午前8時から午後1時前まで	1,000円	体育館	時間区分ごとに2,000円
	午後1時から午後6時前まで	1,000円	体育館のアリーナ部分の 冷暖房設備	30分間の使用4回分につき3,000円
	午後6時から午後10時まで	2,000円		
	午前8時から午後10時まで	3,000円	教室	時間区分ごとに1,600円
	アリーナ部分の冷暖房設備の30 分間の使用4回分	3,000円	運動場	時間区分ごとに1,200円
教室	午前8時から午後1時前まで	500円		
	午後1時から午後6時前まで	500円		
	午後6時から午後10時まで	1,000円		
	午前8時から午後10時まで	1,500円		
運動場	午前8時から午後1時前まで	1,000円		
	午後1時から午後6時前まで	1,000円		
	午後6時から午後10時まで	2,000円		
	午前8時から午後10時まで	3,000円		
備考			備考	
			1 時間区分は、次のとおりとする。	
			(1) 午前9時から午後1時前まで	
			(2) 午後1時から午後5時前まで	

改 正 前	改 正 後
<p><u>1</u> 使用者が入場料等を徴収する場合の使用料（<u>体育館のアリーナ部分の冷暖房設備の使用に係るものを除く。</u>）の額は、上表に掲げる額の<u>5割増し</u>とする。</p> <p><u>2～5</u> （略）</p>	<p>(3) 午後5時から午後9時まで</p> <p><u>2</u> 使用者が市民等以外のものである場合（<u>入場料等を徴収する場合を除く。</u>）の使用料（<u>体育館のアリーナ部分の冷暖房設備の使用に係るものを除く。備考3において同じ。</u>）の額は、上表に掲げる額の<u>2倍の額とする。</u></p> <p><u>3</u> 使用者が入場料等を徴収する場合の使用料の額は、上表に掲げる額の<u>3倍（使用者が市民等以外のものである場合にあつては、6倍）の額とする。</u></p> <p><u>4～7</u> （略）</p>

議案第 15 号

池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部改正について

池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

池田市立幼稚園型認定こども園において新たに特定乳児等通園支援事業を開始するほか、同園において実施する延長保育及び預かり保育の利用に係る保育料並びに同園の通園バスの利用に係る費用の納付期限等の見直しを行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例（案）

池田市立幼稚園型認定こども園条例（令和2年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「という。）に対し」の次に「、認定こども園法第6条の規定による教育及び保育のほか」を加え、同条第2項中「、認定こども園法第6条の規定により行う教育及び保育並びに認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業又は法第59条に規定する事業のうち、地域における教育及び保育に対する需要に照らして教育委員会が定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第54条の3において読み替えて準用する法第46条第2項に規定する特定乳児等通園支援事業（以下「特定乳児等通園支援事業」という。）
- (2) 認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業又は法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業のうち、地域における教育及び保育に対する需要に照らして教育委員会が定める事業

第13条を第14条とする。

第12条の見出しを「（預かり保育料等の減免）」に改め、同条を第13条とする。

第11条の見出しを「（延長保育料等の納付）」に改め、同条第1項中「を受ける園児、」を「若しくは」に、「受ける園児又は」を「受け、又は」に、「3月分にあつては、当該月の末日」を「当該日が市の休日に当たる場合は、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

3 特定乳児等通園支援事業を利用する幼児の保護者は、当該幼児による特定

乳児等通園支援事業の利用の際に特定乳児等通園支援事業利用料を納付しなければならない。

第11条を第12条とする。

第10条の見出しを「（延長保育料等の額）」に改め、同条に次の1項を加える。

4 幼児の利用に係る特定乳児等通園支援事業の利用料（以下「特定乳児等通園支援事業利用料」という。）は、別表第3に定める額とする。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（特定乳児等通園支援事業の対象）

第10条 特定乳児等通園支援事業は、幼児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第2号に規定する幼児をいう。）であって満3歳未満のもの（以下単に「幼児」という。）について実施する。

別表第1中「第10条」を「第11条」に改め、「における園児」の次に「の保護者」を加え、同表Aの項中「及び当該年度分（4月から8月までの月分の延長保育料の額を算定する場合にあっては、前年度分）の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する特別区民税を含む。）が非課税の世帯」を「又は市町村民税非課税世帯」に改め、同表備考第1項中「被保護世帯（単給世帯を含む。）及び」を「保護（単給の場合を含む。）を受けている者が属する世帯又は」に、「支援給付受給世帯」を「支援給付を受ける者が属する世帯」に改め、同表備考第2項を次のように改める。

2 この表において「市町村民税非課税世帯」とは、その属する者のいずれもが地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項（第1号を除く。）又は第3項の規定により当該年度（4月から8月までの月分の算定をする場合は、当該年度の前年度）の市町村民税（特別区民税を含む。）が課されない者である世帯をいう。

別表第2中「第10条」を「第11条」に改め、同表の次に次の1表を加え

る。

別表第3（第11条関係）

幼児の保護者の属する世帯の階層区分		特定乳児等通園支援事業利用料の額
階層区分	世帯区分	
A	生活保護世帯	0円
B	市町村民税非課税世帯	1時間までごとに60円
C	市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯（Bの階層区分に該当する世帯を除く。）	1時間までごとに90円
D	A、B又はCのいずれの階層区分にも該当しない世帯	1時間までごとに300円

備考

- 1 この表において「生活保護世帯」とは、生活保護法の規定による保護（単給の場合を含む。）を受けている者が属する世帯をいう。
- 2 この表において「市町村民税非課税世帯」とは、その属する者のいずれもが地方税法第295条第1項（第1号を除く。）又は第3項の規定により当該年度（4月から8月までの間における利用の場合は、当該年度の前年度）の市町村民税（特別区民税を含む。次項において同じ。）が課されない世帯（生活保護世帯を除く。）をいう。
- 3 この表において「市町村民税所得割合算額」とは、その世帯に属する者の市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額を合算した額をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第11条第1項の改正規定及び別表第1の改正規定（「第10条」を

「第 11 条」に改める部分を除く。)並びに附則第 3 項の規定 令和 8 年
4 月 1 日

(2) 次項の規定 令和 8 年 10 月 1 日

(準備行為)

2 この条例による改正後の第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる事業の利用に関する
申込みその他の手続は、この条例の施行の日前においても、これを行うこと
ができる。

(経過措置)

3 この条例による改正後の別表第 1 の規定は、附則第 1 項第 1 号に掲げる改
正規定の施行の日以後の利用に係る延長保育の利用料について適用し、同日
前の利用に係る延長保育の利用料については、なお従前の例による。

池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部改正について

- 1 池田市立幼稚園型認定こども園において実施する事業に特定乳児等通園支援事業を追加するとともに、所要の規定の整備を行うものであること。

(第3条関係)

- 2 特定乳児等通園支援事業の対象について定めるものであること。

(第10条関係)

- 3 特定乳児等通園支援事業の利用料の額について定めるものであること。

(第11条及び別表第3関係)

- 4 延長保育料等の納付について、次の整備を行うものであること。

- (1) 延長保育料、預かり保育料及びバス代の3月分の納付期限について、3月末日としていたところ、他の月分と同様に翌月の15日とするものであること。

- (2) 特定乳児等通園支援事業の利用料の納付について定めるものであること。

(第12条関係)

- 5 延長保育料の算定に係る階層区分の判定の対象とする世帯について、園児の属する世帯としていたところ、園児の保護者の属する世帯とするものであること。また、文言の整備を行うものであること。

(別表第1関係)

- 6 この条例は、令和8年11月1日から施行するものであること。ただし、4の(1)及び5については、同年4月1日から施行するものであること。また、準備行為に係る規定及び所要の経過措置を設け、当該準備行為に係る規定は、同年10月1日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第15号 参 考

池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条・第2条（略） （実施事業）</p> <p>第3条 教育委員会は、認定こども園に在籍する者（以下「園児」という。） に対し、次に掲げる事業を実施する。ただし、第2号に掲げる事業は、当該 園児に係る入園式の日後最初に到来する当該園児が登園すべき日（転入によ り入園した園児にあつては、その転入により入園した日）以後に実施する。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>2 前項に規定するもののほか、教育委員会は、認定こども園において、<u>認定 こども園法第6条の規定により行う教育及び保育並びに認定こども園法第2 条第12項に規定する子育て支援事業又は法第59条に規定する事業のう ち、地域における教育及び保育に対する需要に照らして教育委員会が定める 事業を実施する。</u></p>	<p>第1条・第2条（略） （実施事業）</p> <p>第3条 教育委員会は、認定こども園に在籍する者（以下「園児」という。） に対し、<u>認定こども園法第6条の規定による教育及び保育のほか</u>、次に掲げ る事業を実施する。ただし、第2号に掲げる事業は、当該園児に係る入園式 の日後最初に到来する当該園児が登園すべき日（転入により入園した園児に あつては、その転入により入園した日）以後に実施する。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>2 前項に規定するもののほか、教育委員会は、認定こども園において<u>次に掲 げる事業を実施する。</u></p> <p>(1) <u>法第54条の3において読み替えて準用する法第46条第2項に規定す る特定乳児等通園支援事業（以下「特定乳児等通園支援事業」という。）</u></p> <p>(2) <u>認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業又は法第59 条に規定する地域子ども・子育て支援事業のうち、地域における教育及び</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>第4条～第9条 (略)</p> <p><u>(延長保育料、預かり保育料又はバス代の額)</u></p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(延長保育料、預かり保育料又はバス代の納付)</u></p> <p>第11条 <u>延長保育を受ける園児、預かり保育を受ける園児又は通園バスを利用する園児の保護者は、当該月分の延長保育料、預かり保育料又はバス代を当該月の翌月の15日(3月分にあつては、当該月の末日)までに納付しなければならない。ただし、その納付の期日が、市の休日に当たる場合は、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日までに納付しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p><u>保育に対する需要に照らして教育委員会が定める事業</u></p> <p>第4条～第9条 (略)</p> <p><u>(特定乳児等通園支援事業の対象)</u></p> <p>第10条 <u>特定乳児等通園支援事業は、幼児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第1項第2号に規定する幼児をいう。)であつて満3歳未満のもの(以下単に「幼児」という。)について実施する。</u></p> <p><u>(延長保育料等の額)</u></p> <p>第11条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>幼児の利用に係る特定乳児等通園支援事業の利用料(以下「特定乳児等通園支援事業利用料」という。)は、別表第3に定める額とする。</u></p> <p><u>(延長保育料等の納付)</u></p> <p>第12条 <u>延長保育若しくは預かり保育を受け、又は通園バスを利用する園児の保護者は、当該月分の延長保育料、預かり保育料又はバス代を当該月の翌月の15日(当該日が市の休日に当たる場合は、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日)までに納付しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p>

改 正 前		
<p style="text-align: center;">(預かり保育料又はバス代の減免)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>別表第1 (第10条関係)</p>		
各月初日における園児の属する世帯の階層区分	時間区分	延長保育料の額 (月額)
階層区分	世帯区分	
A	生活保護世帯等及び当該年度分 (4月から8月までの月分の延長保育料の額を算定する場合にあっては、前年度分) の市町村民税 (地方税法 (昭和25年法律第226号) に規定する特別区民税を含む。) が非課税の世帯	(略)
B	(略)	
備考		
1 この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法 (昭和25年法		

改 正 後		
<p>3 特定乳児等通園支援事業を利用する幼児の保護者は、当該幼児による特定乳児等通園支援事業の利用の際に特定乳児等通園支援事業利用料を納付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(預かり保育料等の減免)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>別表第1 (第11条関係)</p>		
各月初日における園児の保護者の属する世帯の階層区分	時間区分	延長保育料の額 (月額)
階層区分	世帯区分	
A	生活保護世帯等又は市町村民税非課税世帯	(略)
B	(略)	
備考		
1 この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法 (昭和25年法		

改 正 前	改 正 後																	
<p>律第144号)の規定による<u>被保護世帯</u>(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による<u>支援給付受給世帯</u>をいう。</p> <p>2 この表において「<u>市町村民税が非課税の世帯</u>」とは、<u>園児の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第295条(第1項第1号を除く。)</u>の規定に該当する者である世帯をいう。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第2(第10条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; height: 30px; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	<p>律第144号)の規定による<u>保護</u>(単給の場合を含む。)を受けている者が属する世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による<u>支援給付を受ける者が属する世帯</u>をいう。</p> <p>2 この表において「<u>市町村民税非課税世帯</u>」とは、その属する者のいずれもが地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項(第1号を除く。)<u>又は第3項の規定により当該年度(4月から8月までの月分の算定をする場合は、当該年度の前年度)の市町村民税(特別区民税を含む。)</u>が課されない者である世帯をいう。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第2(第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; height: 30px; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>別表第3(第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;"><u>幼児の保護者の属する世帯の階層区分</u></th> <th style="text-align: center;">特定乳児等通園支援事業利用料の額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">階層区分</th> <th style="text-align: center;">世帯区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">生活保護世帯</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">市町村民税非課税世帯</td> <td style="text-align: right;">1時間までごとに60円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: center;">市町村民税所得割合算額が77,</td> <td style="text-align: right;">1時間までごとに90円</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	<u>幼児の保護者の属する世帯の階層区分</u>		特定乳児等通園支援事業利用料の額	階層区分	世帯区分		A	生活保護世帯	0円	B	市町村民税非課税世帯	1時間までごとに60円	C	市町村民税所得割合算額が77,	1時間までごとに90円
(略)																		
(略)																		
<u>幼児の保護者の属する世帯の階層区分</u>		特定乳児等通園支援事業利用料の額																
階層区分	世帯区分																	
A	生活保護世帯	0円																
B	市町村民税非課税世帯	1時間までごとに60円																
C	市町村民税所得割合算額が77,	1時間までごとに90円																

改 正 前

改 正 後

101円未満の世帯（Bの階層区分に該当する世帯を除く。）

D A、B又はCのいずれの階層区分にも該当しない世帯

1時間までごとに300円

備考

- 1 この表において「生活保護世帯」とは、生活保護法の規定による保護（単給の場合を含む。）を受けている者が属する世帯をいう。
- 2 この表において「市町村民税非課税世帯」とは、その属する者のいずれもが地方税法第295条第1項（第1号を除く。）又は第3項の規定により当該年度（4月から8月までの間における利用の場合は、当該年度の前年度）の市町村民税（特別区民税を含む。次項において同じ。）が課されない世帯（生活保護世帯を除く。）をいう。
- 3 この表において「市町村民税所得割合算額」とは、その世帯に属する者の市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額を合算した額をいう。

議案第16号

池田市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線の認定について議会の議決を求める。

整理 番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	神田第145号線	神田一丁目1432番11地先から 神田一丁目1432番19地先まで	

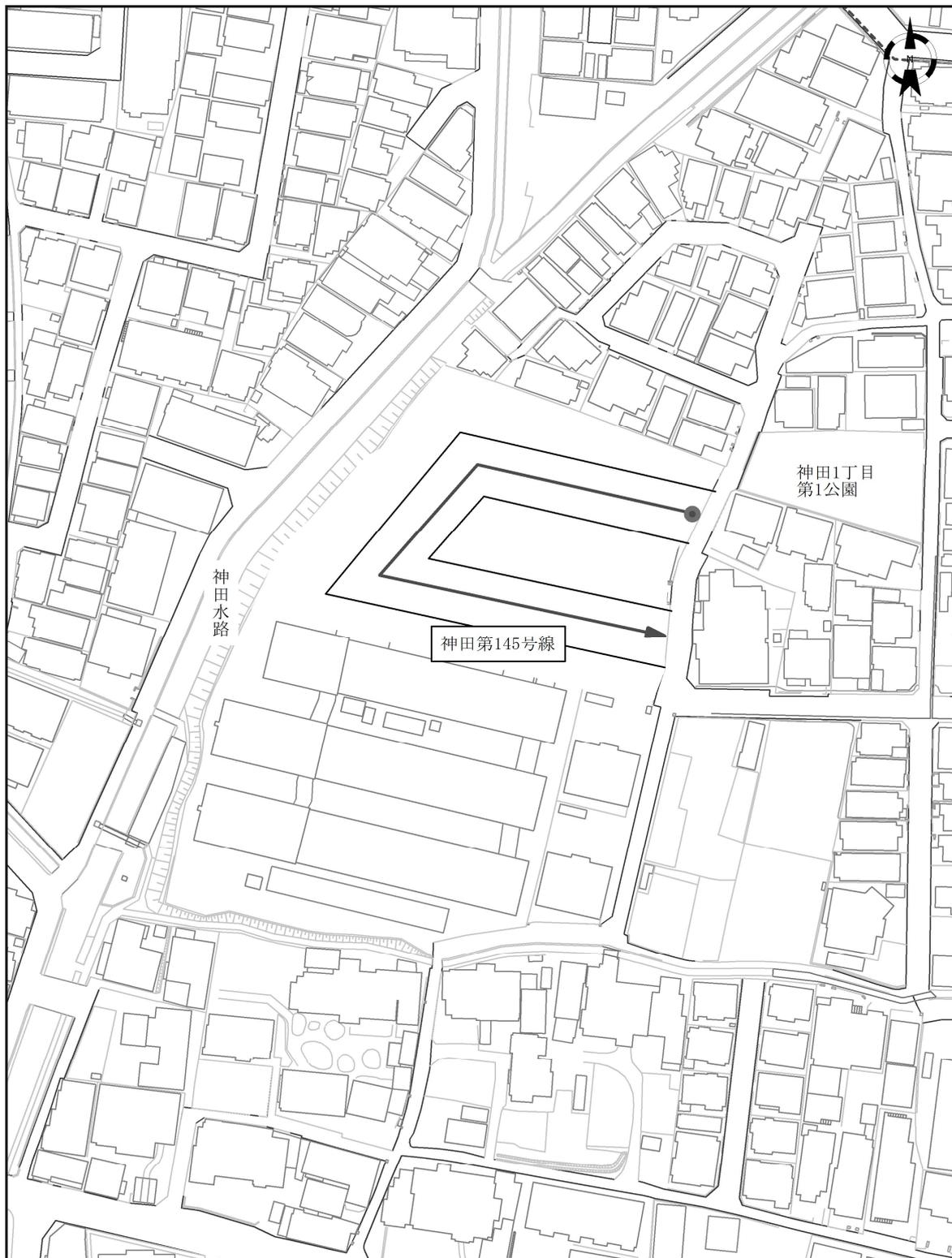
令和8年2月27日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

都市計画法に基づく宅地開発に係る開発行為により設置された道路について路線の認定をしたいので、本議案を提出するものである。

議案第16号 参 考



議案第 18 号

財産区管理委員の選任について

下記の者を財産区管理委員に選任したいので、財産区管理会条例（昭和 38 年池田市条例第 19 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

記

大字下渋谷財産区

住 所	氏 名	生年月日
████████████████████	中池 正弘	██████████
████████████████████	松田 武義	██████████
████████████████████	辻 常夫	██████████
████████████████████	畑中 良雄	██████████
████████████████████	瓦林 建	██████████
████████████████████	西田 卓史	██████████
████████████████████	瓦林 義隆	██████████

大字才田財産区

住 所	氏 名	生年月日
████████████████████	石田 晶大	██████████
████████████████████	石田 勉	██████████
████████████████████	石田 利文	██████████
████████████████████	小山 雅弘	██████████
████████████████████	山田 浩史	██████████
████████████████████	藤井 徹	██████████
████████████████████	安田 扶律	██████████

